

平成19年3月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成19年 3月 5日 開会  
平成19年 3月15日 閉会

飯 島 町 議 会

平成19年3月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成19年3月5日 午前9時10分開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 第 1号議案 教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 第 2号議案 教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 第 3号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 7 予算審査特別委員会の設置について
- 日程第 8 第 4号議案 飯島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- 日程第 9 第 5号議案 飯島町基金条例
- 日程第10 第 6号議案 飯島町の副町長の定数を定める条例
- 日程第11 第 7号議案 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第12 第 8号議案 課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第13 第 9号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 第10号議案 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 第11号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第16 第12号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例
- 日程第17 第13号議案 飯島町町営保育園の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 第14号議案 飯島町福祉金給付条例の一部を改正する条例
- 日程第19 第15号議案 飯島町重度心身障害者福祉年金条例の一部を改正する条例
- 日程第20 第16号議案 飯島町図書館設置条例の一部を改正する条例
- 日程第21 第17号議案 平成18年度飯島町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第22 第18号議案 平成18年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 第19号議案 平成18年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 第20号議案 平成18年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 第21号議案 平成18年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第26 第22号議案 平成18年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 第23号議案 平成18年度飯島町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第28 第31号議案 飯島町道路線の認定について
- 日程第29 第32号議案 飯島町道路線の変更について
- 日程第30 第33号議案 長野県市町村自治振興組合理約の一部変更について

- 日程第31 第34号議案 長野県市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第32 第35号議案 上伊那広域連合理約の一部変更について
- 日程第33 第36号議案 伊南行政組合理約の一部変更について
- 日程第34 発議第 1号 飯島町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第35 発議第 2号 飯島町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第36 発議第 3号 飯島町議会傍聴規則の一部を改正する規則
- 日程第37 発議第 4号 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

○出席議員（12名）

- 1番 内山 淳司
- 2番 宮下 寿
- 3番 曾我 弘
- 4番 平沢 晃
- 5番 森岡 一雄
- 6番 三浦 寿美子
- 7番 竹沢 秀幸
- 8番 坂本 紀子
- 9番 宮下 覚一
- 10番 松下 寿雄
- 11番 織田 信行
- 12番 野村 利夫

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長 高坂 宗昭	助 役 山田 敏明 総 務 課 長 箕浦 税夫 住民福祉課長 米沢 長実 産業振興課長 斉藤 久夫 建設水道課長 松下 一人 総務課財政係長 吉川 秀幸
飯 島 町 農 業 委 員 会 会 長 森岡 一雄	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長 兼)
飯 島 町 教 育 委 員 会 教育委員長 河野 通昭	教 育 次 長 北沢 正文
飯 島 町 監 査 委 員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長 兼)

- 本会議に職務のため出席した者
- 議会事務局長 小林 廣美
- 議会事務局書記 吉川 恵子

## 本会議開会

開 議 長 平成19年3月5日 午前9時10分  
おはようございます。  
定足数に達していますので、ただ今から、平成19年3月飯島町議会定例会を開会します。  
この定例会においては、平成19年度各会計予算をはじめ重要な案件の審議が予定されております。  
議員各位、理事者並びに説明員については、会期中を通じて慎重なご審議と、円滑な議事運営にご協力をいただきますようお願いをいたします。  
これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。  
開会に当り、町長からごあいさつをいただきます。

町 長 3月議会定例会招集にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。平成19年2月16日付け飯島町告示第5号をもちまして、平成19年3月飯島町議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位には時節柄ご多忙中にもかかわらず全員のご出席を賜りまして厚くお礼を申し上げる次第でございます。

さて、地球温暖化の影響か今年の冬は記録的な暖冬のまま春を迎え、自然界の目覚めが早まっているようでございますが、昨年のような遅霜など農業気象への影響や、水不足がなければ心配をいたしておるところでございます。

さて、本3月議会定例会は新年度予算をご審議をいただく重要な議会でございます。平成19年度予算は自立し持続発展可能なまちづくりを目指した2年目の予算となります。施策の基本を中期総合計画実現に向けたまちづくりの実践、ふるさとづくり計画、集中改革プランを軸とした行財政改革の推進におき、施策の重点を、1つに住民との協働のまちづくりを実践をしていく予算。2つに子育て支援、若者定住の促進を盛り込んだ予算。3つに新しい基盤整備や新規企業導入を含む地域振興を促進をする予算。4つに安心安全なまちづくりを進める予算。5つに継続事業の確実な推進に向けた予算のこの5つをキーワードに置きまして、「子育てと活力で未来に拓く生きいき予算」として施策の再構築を進め、財源の重点的かつ効果的な配分に努めて、予算編成を行ったところでございます。

また一貫した子育て支援を行うために、教育委員会に「こども室」を設置をすることといたしました。詳細につきましては、新年度予算提案時の施政方針で述べさせていただきますと思います。なお、長く欠員となっておりました教育委員について、選任同意をお願いを申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、本議会定例会にご提案申し上げます案件につきましては、人事案件が3件、条例案件13件、補正予算案件7件、平成19年度予算案件7件、その他案件6件の計36件でございます。いずれも重要な案件でございますので、なにとぞ慎重なご審議をいただき適切なる決定を賜りますようお願いを申し上げます、議会招集のごあいさつといたします。よろしくお願ひいたします。

議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、7番 竹沢秀幸 議員、8番 坂本紀子 議員を指名します。

議 長 日程第2 会期の決定を議題といたします。  
本定例会の会期は、議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

森岡 議会運営委員長。  
議会運営委員長 会期について報告をいたします。去る2月19日議会運営委員会を開催し、本定例会の会期につきましては、案件の内容からいたしまして、本日から3月15日までの11日間と決定されましたのでご報告いたします。

議 長 お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日から3月15日までの11日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って会期は本日から3月15日までの11日間とすることに決定しました。会期の日程については事務局長から申し上げます。

事務局長 (会期日程説明)

議 長 日程第3 諸般の報告を行います。  
初めに町当局からの報告を求めます。

町 長 それでは私の方から3件についてご報告をさせていただきたいと思ひます。まず最初に飯島町土地開発公社の平成19年度事業計画並びに予算についてでございます。飯島町土地開発公社の平成19年度事業計画及び予算につきましては、去る2月27日の公社理事会におきまして審議をお願いし、議決をいただきましたので、ここにご報告を申し上げます。初めに本年度は新たな工業団地の確保と継続事業の伊南バイパス用地の取得を重点事業として捉え、以下の事業を実施をしております。用地の取得計画では伊南バイパス用地の代行取得を引き続き実施をいたしまして、本年度は鳥居原・石曾根地区の用地取得を計画しており、新規事業としてまた七久保地区への農産物加工販売施設、これは栗加工の施設になりますけれども、この用地の取得や、陣馬工業団地南側に新たな工業用地の取得をし、更には久根平工業団地の規模拡大に伴う、既存企業の移転に伴う用地取得を計画をしておるところでございます。用地の処分計画の主なものにつきましては、平成17・18年度の用地国債による本郷・飯島地区の伊南バイパス用地の内、26%ほどを国へ売却をいたします。

次に予算概要についてでございますが、主な収入見込みといたしまして、平成17・18年度に取得した伊南バイパス用地を国に260,000,000円で売却をいたします。また主な支出見込みでは、伊南バイパス先行取得費に500,000,000円、工業用地の取得に107,000,000円程度を見込み、事業支出を371,000,000円程度と見込んでおりまして、この結果単年度収支では約3,000,000ほどの黒字計上となる見込みでございます。詳しくはお手元の事業計画並びに予算書のとおりでございますので、ご覧をいただきたいと思ひます。

続きまして財団法人飯島町振興公社予算につきましてご報告を申し上げます。飯島町振興公社事業・予算につきましては、2月27日の振興公社理事会において議決をいただきましたので、地方自治法第243条の第3項の規定によりご報告を申し上げます。19年度につきましても18年度に引き続いて町から指定管理者としての指定を受けて、飯島町図書館ほか合計4施設の管理を受託をする見通しでございます。その他に山岳観光施設の維持管理他、指定管理業務以外の施設管理も引き続き受託をする予定でございます。また飯島町観光協会事務局も受託をしておりますけれども、当期の収入支出予算の総額は42,189,000円でございます、それぞれ前期対比10,019,000円の増を見込んでおるところでございます。なお、振興公社の基本財産である8,000,000円を含む前期繰越収支差額を加算した収入合計額は、50,534,000円となります。受託事業の収入総額は37,974,000円となっており、内訳は、千人塚公園の指定管理業務の収入6,363,000円、与田切公園の指定管理業務の収入が15,081,000円、図書館指定管理業務の収入が14,272,000円が主な収入となっております。また受託事業費支出につきましては、各事業とも受託事業収入同額の予算支出となっております。以上振興公社の自立2年目の予算は、町直営の17年度対比で約8,000,000円の人件費を削減した編成となっております一方で、事業的には千人塚公園・与田切公園の活性化、図書館の祝日開館など、民営化による目に見えた活力やサービスの向上を今後とも進めて努力をしております。予算総額の対前年比10,019,000円の増額につきましては、派遣職員のプロパー化などが主な要因となっております。今後とも順次職員のプロパー化、事業の効率化並びに民間活力によるサービスの向上を進めてまいり所存でございますので、よろしくお願ひ申し上げまして、詳しくはお手元の事業計画ならびに予算書をご覧いただきたいと思ひます。

最後に株式会社エコーシティ駒ヶ岳の平成19年度事業計画及び予算の計画についてご報告申し上げます。エコーシティ駒ヶ岳の平成19年度事業計画・予算につきましては、去る2月20日の開催の同社取締役会におきまして承認をされておりますので、地方自治法の規定によってご報告を申し上げるわけでございます。最初に平成18年度の決算見込みであります、伊南4行政区域が営業エリアとなったこと、インターネット加入者の増等、順調な経営状況にあり、営業利益が100,000,000円を超える見込みとなりましたので、行政負担としてのチャンネルリース料は各行政での基金積立とすることといたしております。次に平成19年度の事業計画であります、総資本金が265,500,000円で伊南4市町村をカバーする地域情報機関として、デジタル放送へのまた対応としてデジタル放送加入促進、行政チャンネルのデジタル化に取り組んでまいります。有線放送電話は設置以来飯島町が15年目、駒ヶ根市が14年を経過をしまして施設の老朽化、利用の減少が見られるので、利用者の意向調査を行ひまして、今後その方向性について検討をしていくこととなりました。また経営面におきましては営業エリアの拡大に伴ひ、故障時における早期復旧体制への整備、加入者に親しまれる有線放送番組の作成ときめ細かな生活情報の提供に努めて、経営基盤の安定化を図ってまいります。予算計画といたしましては、収入としては利用料及び通信料収入が中心でありまして、売上高から売上原価を差し引いた売上利益は490,000,000円ほどを見込んでおります。更に管理経費を差し引いた営業利益は70,000,000円を見込んでおるところでございます。こちらの方も詳しくはお手元の資料をご覧いただきたいと思ひます。

以上3点につきましてご報告を申し上げます。  
議長 ただ今報告のありました件につきましては、最終日の全員協議会において質疑を行います。

議長 次に議長から申し上げます。  
先ず、12月定例議会において「主要地方道竜東線（中平～日曾利間）の早期着工を求める意見書」、「安全・安心の医療と看護の実現を求める意見書」及び「トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書」については、平成18年12月19日に関係行政庁に提出しましたので報告をします。

次に、請願・陳情の受理について報告します。本日までに受理した請願・陳情等は、お手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に審査を付託します。

次に、例月出納検査の結果について報告します。平成18年12月から平成19年2月における例月出納検査の結果、指摘事項の報告は特にありません。

次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第4 第1号議案 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

（議案朗読）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第1号議案教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。昨年7月21日付をもちまして1期4年と7カ月、町の教育行政のためにご尽力をいただきました前教育長、大沢利光さんが体調を崩されて退任をされました。後任の教育委員の任命につきましては年度の途中のことでもあり、時間をかけて慎重に検討をしております。本日教育委員としてご提案申し上げます北河原耕地の山田敏郎氏には、お手元の経歴書にございますとおり、千葉大学教育学部を卒業後、長野県下の小・中学校の教員として長年勤務をされ、その間小学校の校長、また伊那教育事務所の生涯学習課長として活躍をされてまいりました。学校教育及び生涯学習の指導的立場のご経験があり、教育全般にわたって造詣の深い方であると思っております。また人格的にも気さくで、私も教育事務所関係の諸会議で時々ご一緒させていただいておりました。いま教育の現場では新教育基本法の下で、いじめや不登校問題をはじめとする教育諸課題への対応、それぞれの児童生徒に対応した生きる力の醸成、生涯学習、社会教育、スポーツの振興などへの対応が求められておひまして、また今議会にご提案を申し上げます子ども行政の一元化の責任者として、長年の学校現場・生涯学習現場での指導的なご経験を生かして、町の子育て・教育行政の振興に尽力をいただきたいと思っております。つきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。なお任期は平成19年4月1日発令とし、残任期間である平成21年12月25日まででございます。よろしくご審議の上議員各位の全員のご同意をいただきますようお願いを申し上げます提案理由の説明といたします。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

議長 (なしの声)  
質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
討論を省略し、これから第1号議案教育委員会委員の任命についてを採決します。この採決は起立によって行います。  
本案は適任者としてこれに同意することに賛成の方は起立願います。  
[賛成者起立]  
お座りください。  
議長 起立全員です。従って第1号議案は原案のとおり同意することに決定されました。

議長 日程第5 第2号議案 教育委員会委員の任命についてを議題とします。  
事務局長に議案を朗読させます。  
(議案朗読)  
議長 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長 第2号議案教育委員会の委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。このことにつきましては、現委員としてお勤めをいただいております山田恵子氏から、一身上の都合によりこの3月31日をもって辞職をしたい旨、届出がございました。教育委員会においてこの届出に同意する決定がなされ受理されましたので、私といたしましてもこれに同意することといたしました。後任として飯島町田切2414番地 下島恭子氏53歳を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により議会の同意をお願いするものでございます。なお任期は残任期間である平成20年12月21日まででございます。下島氏の主な経歴につきましてはお手元の議案に添付されております経歴書のとおりであります。長年保育の現場においてまた責任者として広く子供のことににつきまして豊富な経験と専門の知識を有しておられる方でございまして、今後の子育て一元化に向けた町の教育行政に多いに期待していただけるものというふうと考えておるところでございます。よろしくご審議の上、議会全員のご同意をいただきますよう、お願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
議長 (なしの声)  
議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
討論を省略し、これから第2号議案教育委員会委員の任命についてを採決します。この採決は起立によって行います。  
本案は適任者としてこれに同意することに賛成の方は起立を願います。  
[賛成者起立]  
お座りください。  
議長 起立全員です。従って第2号議案は原案のとおり同意することに決定されました。

議長 日程第6 第3号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。  
事務局長に議案を朗読させます。  
(議案朗読)  
議長 本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第3号議案固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。固定資産評価審査委員は任期3年の委員として町の住民、町税の納税義務がある者、また固定資産の評価について学識経験を有する者の中から町議会の同意を得て町長が選任することと、地方税法第423条に規定をされております。現在、宮脇幸男氏、堀越寿一氏、宮下勝氏の3名が在任中でございますが、宮脇幸男氏が平成19年3月31日に任期満了となります。任期満了後の委員として宮脇幸男氏を引き続き適任者として選任したいので議会の同意をお願いをするものでございます。よろしくご審議の上、全員のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
議長 (なしの声)  
議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
討論を省略し、これから第3号議案固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。この採決は起立によって行います。  
本案は適任者としてこれに同意することに賛成の方の起立を願います。  
[賛成者起立]  
お座りください。  
議長 起立全員です。従って第3号議案は原案のとおり同意することに決定されました。

議長 ここで暫時休憩といたします。そのままお待ちください。  
[山田敏郎さん入場]  
議長 再開いたします。それではここで、ただ今同意されました山田敏郎さんからあいさつをお願いいたします。  
[山田敏郎さん登壇 あいさつ]  
山田敏郎氏 おはようございます。このたび教育委員にご承認いただきました山田敏郎でございます。よろしく願いいたします。教育基本法が改正になりその後の教育再生会議の第1次報告に象徴されますように、教育論議が盛んな時代であります。これほど社会的関心事の高い時代はありません。それだけに教育の重要さが増している証しであり、一方教育に携わる者にとっては厳しい時代と云えます。飯島町においては「こども室」を立ち上げ、教育を大きな枠組みで捉え、子ども達を育てていくことになりました。そのような基で教育委員をお受けしたことに私自信大変重い責任を感じております。改めて申すまでもなく、教育は信頼関係によって打建てられるものであり、その基盤に立って教育の営みは行われるべきものであります。この考え方があればこそ、この関係があればこそ、教育の機能は十全に働き教育効果も高まるものだと考えます。俳人の高浜虚子は取材旅行で長野県を訪れたときに、「学校が真ん中にあり稲の里」という句を残していられました。当時の人々がどれほど子どもたちのことを思い、教育を大事に考えていたのか示すものであり、時代が移りましてもこのことは昔も今も変わりはありません。いま教育は一部の専門家が行う時代ではなくなりました。地域ぐるみで子どもを育てるときです。冒頭申し上げた教育環境の厳しい時代ゆえに、議会の皆様や町の多くの方々のご援助がどれほど大事であるか思いいたしております。家庭教育の充実と子育て支援、学校教育そして生涯教育の振興まで含

め、飯島町の教育のためにこれまでの私の経験を生かし、教育委員会の教育委員の職務を全うしたいと考えております。未熟な者ではございますけれども、改めて議会の皆様のお力をお願いいたく存じます。どうぞよろしく願いいたします。失礼いたしました。

議長 暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

[山田敏郎さん退場]

[下島恭子さん入場]

議長 再開いたします。ここで、ただ今同意されました下島恭子さんからあいさつをお願いいたします。

[下島恭子さん登壇 あいさつ]

下島恭子氏 只今教育委員に選任されました南割耕地、下島恭子と申します。全国的に教育改革が叫ばれている中、当飯島町におきましても今年度より新たに「こども室」が設立され、乳幼児からの育児支援教育支援を一貫して行おうとするときに、教育委員として選任されたことに身が引き締まる思いです。町長さんをはじめ理事者、議員の皆様のご指導を賜りながら、微力ではありますが一生懸命、任を果たしてまいる所存です。どうぞよろしく願いいたします。

議長 暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

[下島恭子さん退場]

[宮脇幸男さん入場]

議長 再開いたします。ここで、ただ今同意されました宮脇幸男さんからあいさつをお願いいたします。

[宮脇幸男さん登壇 あいさつ]

宮脇幸男氏 このたび固定資産評価委員に選任をいただきました、宮脇幸男でございます。なにぶんにも未熟なものでございますが、在任中は中立公正な立場でその任に当たりたいと思っております。皆様方のご指導をよろしく願いいたします。

議長 暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

[宮脇幸男さん退場]

議長 再開します。

議長 日程第7 予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。本件については、別紙のとおり議長を除く11人の委員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、本日また明日提案されます「平成19年度飯島町各会計予算及び予算関係議案」をこれに付託し審査することにしたいと思います。

異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って本件については11人の委員で構成する「予算審査特別委員会」を設置することに決定しました。

議長 ここで、予算審査特別委員会の開催について申し上げます。本日、本会議終了後、正副委員長選出のため予算審査特別委員会を開催いたします。委員の皆さんは本会議終了後委員会室1にお集まりください。

議長 日程第8 第4号議案飯島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

助役 第4号議案飯島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。先の地方公務員法の改正により、任命権者は地方公共団体の長に対して職員の任用、給与、勤務時間、その他の勤務条件、分限及び懲戒等、人事行政の運営状況を報告し、また公平委員会も業務の状況を地方公共団体の長に報告しなければならないこととされ、これらの報告を受けた地方公共団体の長はその概要を公表することが義務づけられたところであります。当町では職員の任用、給与等の状況につきましては、「広報いじま」「地方公共団体給与情報等公表システム」等の活用により、既に公表してきておりますが、このたびの法改正を受けまして、新たな事項を加えて公表手続きに関する条例を制定するものであります。詳細につきましては担当課長から説明申し上げますので、慎重ご審議の上ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

総務課長 (補足説明)

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番

森岡議員

素朴な質問をいたしますけれども、まああのここに報告の内容は給与から勤務時間等、こう書いてあります。この広告することの主たる狙いはどこにありますか。

総務課長

あの主たる狙いは、まあこれは国の方の政策的な部分もあろうかと思いますが、一つには飯島の町民が飯島の職員の勤務の状況に、つぶさにいつでも触れられるように公表するという。もう一点は全国的なレベルで飯島町の職員の、例えば給与とか勤務条件とか分限・懲戒の状況について、どういったレベルにあるのかという全国的なその比較を試みることもできるというふうにしたいというのが、国の主なこの制定の趣旨というふうに理解をしております。

議長 他に質疑はありますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第4号議案飯島町人事行政の運営の状況の公表に関する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第4号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第9 第5号議案飯島町基金条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

助 役 第5号議案飯島町基金条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例案は現在町が設置をしております普通会計所属の13件の個別の基金条例を廃止して、これらを1つの条例に統合し、新たに飯島町基金条例として制定するものであります。個別の基金条例を統合する狙いは、現行の基金ごとに設けております多くの預貯金口座を極力統合して、煩雑な資金管理の実務を改善するとともに、保管中にある資金を量的に取りまとめることにより、より有利な運用を可能とするものであります。併せて基金全体の見直しを行い、目的の類似する社会福祉基金を地域福祉基金に統合し、義務教育施設改築基金については基金の使い道を公共施設全体に広げた改築原資とすることとして、基金名を飯島町公共施設改築基金と改めるものであります。併せてペイオフ対策として定めております預金払戻保証額に上限を設ける措置に伴う公金保護に関する条例については、本条例に統合して規定することといたしまして、本条例は廃止をいたします。詳細につきましては所管課長から説明をいたしますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

総務課長 (補足説明)

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

議 長 (なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議 長 これから討論を行います。討論はありませんか。

議 長 (なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第5号議案飯島町基金条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

議 長 (賛成者起立)

議 長 お座りください。起立全員です。従って第5号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第10 第6号議案飯島町の副町長の定数を定める条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第6号議案飯島町の副町長の定数を定める条例について説明を申し上げます。平成18年6月7日に地方自治法の一部を改正する法律が公布をされ、その改正の一つとして、今までの助役制度が廃止をされ、市町村に副市町村長を置くように定められました。またその定数については地方自治法第161条第2項の規定により、各市町村の実態に合わせて条例で定めるようになってございます。つきましては、当町の副町長は1人とする条例を定めるものでございます。よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番 森岡議員 助役からまあ制度の変更によって副町長という立場の人ができるわけですけど、ここで改めて副町長の任務をお聞かせください。

町 長 今回の地方自治法の改正による従来のまあ副知事も含めてでありますが、地方自治体の長を補佐する副知事あるいはまあ、私共は市町村長助役という形になるわけでありまして。助役を廃止して副町長に移行するという趣旨でございます。ご承知のように非常にあの地

方分権が進む昨今のこの地方自治体の中であって、非常にこれからは町なら町の自らの判断で行政運営、地域づくりをしていくというこの責任は増大の一途にある。責任も非常にまあ増してくるというこの時代的な背景があるわけでありまして、従ってそこにいる長、特にまあ市町村長のこのトップマネージメントの構築、その手法というものが非常にその後の地域づくり、責任の度合いも含めて大きく左右すると、こういうまあ時代的な考え方があるわけでありまして、従ってその増大する長の責任範囲を、少しでもまあ主体的に長と一体となって行政運営をしていくというまあ観点があるわけございまして、従って今度の法改正の中には2つの考え方があるわけでありまして、1つには元々まあ長を補佐して助役のひとつの範囲内でもって補佐してやっていくこの行政処理の問題もございまして、もう1つには今度は新しい副町長自らが長の委任を受けて、その責任においてまあ執行をしてやっていくと、こういう2つがあるわけでありまして、まあどっちみちこれはあのどちらも今までの助役のまあ権限と申しますか、範囲の責任のまあ増大に繋げていくという考え方であると思います。ただ飯島町の場合、まあこの10,000人少しの規模の中では、再三申し上げておりますように、やはりこれはあの長が全責任を持った形の中で行政運営して、そのサポート補佐役を副町長に預ける中で、ひとつスクラムを組んでやっていくことが必要ではないかという形でございまして、特別なその権限を委譲する形での委任性務は考えておりませんが、例えば一つには職員管理監督の問題であるとか、内部の組織の問題であるとか、それから特定の事務事業についてを少し助役にその対処の範囲を一部責任も含めてですね広げてやっていってほしいという一つの考え方は持っております。その中でひとつ長と副町長は連携の中でひとつ行政運営をしてみたいと、こういうふうにご考えておるところであります。ただまああの事務の内容につきまして、ひとつには決裁権の見直し等も含めて、少し今までの長の決裁権を副町長に降ろしてやって、事務運営の効率化を図っていく必要性はあるんじゃないかというふうにご考えておりますので、今その辺のところは担当部局に指示をいたしておるところであります。以上であります。

議 長 他に質疑はありませんか。

議 長 (なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議 長 これから討論を行います。討論はありませんか。

議 長 (なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。第6号議案飯島町の副町長の定数を定める条例を採決します。この採決は起立をもって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

議 長 (賛成者起立)

議 長 お座りください。起立全員です。従って第6号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第11 第7号議案地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

助 役 第7号議案地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。平成18年6月に地方自治法の一部を改正する

法律が公布され、助役が副町長に吏員その他の職員が職員に改正された他、条項の移動と用語の整備等がされたところであります。本条例案はこれに伴い関連する当町条例12件の一部改正と、1件の条例を廃止するものであります。主な改正点であります。先ず第1条の飯島町職員定数条例の一部改正では、法改正に伴うものの他、各部局の職員定数を定員管理の振興と、このたびの組織機構改革に合わせた定数に改正するものであります。また第13条では収入役制度の廃止により飯島町収入役を置かない条例を廃止するものであります。細部につきましては所管課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

総務課長  
議 長

(補足説明)  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第7号議案地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声)  
異議なしと認めます。従って第7号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

ここで休憩をとります。再開時刻を10時40分といたします。休憩。

午前10時28分 休憩  
午前10時40分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開します。

議 長

日程第12 第8号議案課設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

助 役

第8号議案課設置条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。当町の少子化対策の一環として妊娠乳幼児期から18歳までの子育て支援を一つの部所で一貫して行うため、本年4月1日より教育委員会に「こども課」を設置し、保育園及び子育て支援に関する事務を住民福祉課から教育委員会に所管替えをするよう機構改革を行います。本条例案はこれに伴い現在町長部局で分掌をする保育園に関する事務を4月1日から教育委員会に事務委任とするために、条例中から削除するものであります。また地方自治法の条項の移動に伴う改正も併せて行うものであります。細部につきましては質問により所管課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

議 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第8号議案課設置条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

議 長

(賛成者起立)  
お座りください。起立全員です。従って第8号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第13 第9号議案飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

助 役

第9号議案飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。給与構造改革につきましては人事院勧告に基づき平成18年4月から切り替え施行しているところでありますが、今回の改正につきましては本年4月以降の管理職手当の支給について、現行の職員個々の給料月額に割合を乗じて得た額の支給から、職員の属する級ごとに定額を支給するよう国家公務員に準じた改正を行うものであります。併せて附則において平成18年度に実施しました職員の給与の削減につきましても、職員の理解と協力を得て平成19年度におきましても引き続き給料月額の1%を減額するよう改正するものであります。詳細につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

総務課長  
議 長

(補足説明)  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
ただ今議題となっております第9号議案飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、予算審査特別委員会へ審査を付託したいと思います。異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って第9号議案飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、予算審査特別委員会へ審査を付託することに決定しました。

議 長

日程第14 第10号議案職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

助 役

第10号議案職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例案につきましては職員の勤務時間、休日及び休暇の運用についての一部を改正する人事院規則が公布されたことに伴い、国家公務員に準じて本年4月1日以降、現在執務時間内に設けております休息時間を廃止するものであります。詳細につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

総務課長

(補足説明)

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第10号議案職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第10号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第15 第11号議案飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

助 役 第11号議案飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。国民健康保険の医療給付費及び介護納付金は年々増加傾向にあり、国民健康保険特別会計の単年度収支はここ数年来赤字決算が続いております。本条例案はこうした現状を踏まえて、今後の国民健康保険運営の健全性を確保するために、平成19年度から国民健康保険税の医療分及び介護納付金分の按分率を改定するものであります。なお改定に当りましては、国民健康保険運営協議会の諮問・答申を受けて提案をするものでございます。細部につきましては担当課長から説明をいたしますので、よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願いいたします。

住民福祉課長 (補足説明)

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番 三浦議員 国保なんですけども、あの今回、引き上げということが提案されているわけですが、滞納の実態というのをお聞きしたいんですが。

住民福祉課長 未収金の状況でございますが、繰越分も含めまして現在 15,400,000 円ほどでございます。

6番 三浦議員 件数とかそういうのは。

住民福祉課長 件数はちょっと数字を持っておりませんのでお願いいたします。

議 長 他にありませんか。

5番 森岡議員 ただ今の質問に関連しますが、この収納額94%で今後も計算されておるわけですが、ここの自信のほどはどうか。

住民福祉課長 この数字でございますけれども、これにつきましてはまあ従来のもの、また今後のもの分析して算出したものでございますのでご理解いただきたいと思っております。

議 長 他に質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
ただ今、議題となっております第11号議案飯島町国民健康保険税条例の一部を改正す

る条例につきましては、予算審査特別委員会へ審査を付託したいと思います。異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第11号議案飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、予算審査特別委員会へ審査を付託することに決定しました。

議 長 日程第16 第12号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

助 役 第12号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。本条例案は安心して子どもを産み育てることのできる環境整備の一環として、乳幼児医療給付費の支給対象年齢の上限を、9歳から12歳までに引き上げるものであります。新たに乳幼児医療の対象となります小学4年から6年までの児童は303名、これに関わる給付費は概ね 3,000,000 円を予定いたしております。ご質問によりまして担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番 三浦議員 今回対象年齢の引き上げということで、大変結構なことなんですけれども、現在の条例では所得制限があったと思いますが、そのことについての検討というのははされたんでしょうか。今回も所得制限については何にもここに触れてないということは、所得制限があるというふうに理解をするものですが、その辺の検討の結果をお聞かせください。

住民福祉課長 はい、説明させていただきます。所得制限につきましては検討をいたしましたけれども、このふるさとづくりとか、この計画がございまして、そういった趣旨からしてまあ真に必要とおる皆さん、こういった皆さんを中心にまあ支援をしていくんだということで、今回は所得制限を現行のとおりとするということでありますのでお願いをしたいと思います。

議 長 他に質疑はありませんか。

7番 竹沢議員 1点お伺いいたします。あの、良い制度だと思いますけども、飯島町を取り巻く駒ヶ根市、中川村、松川町ではこの制度はどのような状況であるかお答えください。

住民福祉課長 先ず、中川村につきましては現在まあ就学前でございますけれど、これを小学校に改定したいというようなことをお聞きしております。駒ヶ根市につきましては就学前というようにお聞きしております。松川町については調査してございませんのでお願いをしたいと思います。以上でございます。

議 長 他に質疑はありませんか。

11番 織田議員 あの新聞情報などによりますと、下伊那9市町村は中学生までを対象とするというようなね、そういうようなことを謳われておりますけれども、まあこれはあの3年から小学校6年までということで、非常にこれは福祉医療費のこの給付条例を、こうしたことによ

ての子育て支援あるいはそうした面での環境を整えていくことは非常に結構なことだと思いますし、このそうした面で大変あの良いことだと思いますが、まあこれがあの、子どもだとか、そうした、とにかく子育て支援ということが、まあ一つの地方自治の中での保育行政、子育て行政の中で、だんだんひとつの自治体間競争の一つの指標にも見られるようなふうにも、そんな点も考えるわけでありますけれども、今後こうした関係への医療費の無料化等についての更に展望等について、町長どんなふうにお考えか、まあ現在精いっぱいここんこ考えたということですが、今後の展望ということについては。

町長 今回のこの義務教育小学校の3年生を6年生まで、更に3年間の引き上げということにつきましても、まあいろいろとあの現在の財政状況それから町が今また申し上げますけれども、この予算の重点配分を子育てというものの、人口増につなげていきたいというひとつの最重点課題として取り上げたわけでございまして、今許される財源状況と状況判断の中で小学校6年生までという判断をいたしました。各町村の状況を見てそれと比べてどうのこうのということ以前の問題として、町独自の判断でそうさせていただいたわけでございまして、またこれをあの更に引き上げるとかいうことにつきましても、現時点ではまたその時々々の財政状況と、また施策の中で検討すべきものとふうに解釈をしております。

議長 他に質疑ありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
ただ今議題となっております第12号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例につきましても、予算審査特別委員会へ審査を付託したいと思います。異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第12号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例は予算審査特別委員会へ審査を付託することに決定しました。

議長 日程第17 第13号議案飯島町町営保育園の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

助役 第13号議案飯島町町営保育園の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。本条例案につきましては本年4月1日から田切保育園と本郷保育園を廃止し、両保育園を飯島東部保育園に統合するよう条例を改正するものでございます。よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第13号議案飯島町町営保育園の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第13号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第18 第14号議案飯島町福祉金給付条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

助役 第14号議案飯島町福祉金給付条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例案につきましては、ふるさとづくり計画に基づき、給付金の見直し改定を行うものであり、障害福祉金並びに母子家庭等福祉金を、平成19年度以降の給付額を平成17年度給付額の6割相当額とするよう改めるものでございます。細部につきましては担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願いをいたします。

住民福祉課長 (補足説明)

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
ただ今議題となっております第14号議案飯島町福祉金給付条例の一部を改正する条例につきましても、予算審査特別委員会へ審査を付託したいと思います。異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第14号議案飯島町福祉金給付条例の一部を改正する条例は、予算審査特別委員会へ審査を付託することに決定しました。

議長 日程第19 第15号議案飯島町重度心身障害者福祉年金条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

助役 第15号議案飯島町重度心身障害者福祉年金条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。本案は第14号議案同様、ふるさとづくり計画に基づく給付金の見直しにより、条例改正を行うものであり、重度心身障害者福祉年金の19年度以降の給付額を平成17年度給付額の6割相当額とするよう改めるものであります。細部につきましては担当課長より説明をいたしますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

住民福祉課長 (補足説明)

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
ただ今議題となっております第15号議案飯島町重度心身障害者福祉年金条例の一部を改正する条例につきましても、予算審査特別委員会へ審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第15号議案飯島町重度心身障害者福祉年金条例の一部を改正する条例は予算審査特別委員会へ審査を付託することに決定しました。

議長 日程第20 第16号議案飯島町図書館設置条例の一部を改正する条例を議題といたし

助 役

ます。本案について提案理由の説明を求めます。

第16号議案飯島町図書館条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。飯島町図書館は平成5年に開館以来、多くの皆さんに図書やその所蔵する資料を貸し出すことによって、地域社会の文化の発展あるいは読書の場を提供してまいりました。この間、図書館の所蔵する図書や資料の利用者は、この1月末で約20万にも達しているところでございます。本条例案は今後更に図書館の利用について利用者の利便性を図り、利用の促進を図っていただくため、祝祭日の開館が出来るように休館日を変更するものであります。細部につきましては質問によって教育次長から説明をいたしますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第16号議案飯島町図書館設置条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って第16号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第21 第17号議案平成18年度飯島町一般会計補正予算第4号を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

それでは第17号議案平成18年度一般会計の第4号補正につきまして提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ190,002,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,330,653,000円とするものでございます。先ず平成18年度事業につきましては厳しい財政環境の下ではありましたが、概ね計画どおりの行財政運営ができましたことは、町議会の皆様をはじめ町民の皆さんの深いご理解とご協力の賜物と、心から感謝を申し上げます。そこで今回の補正では町税の増額補正、及び繰入金の補正、並びに諸事業の事業確定に伴う精算補正が中心でございます。先ず町税につきましては、これまで特に法人町民税を中心に大きな落ち込みが続いてまいりましたけれども、今年度に入り好調となりました事業所がございまして、納税額が飛躍的に増加したことにより増額の補正をするものでございます。また繰入金につきましては第5号議案で議決をいただきましたけれども、社会福祉基金を地域福祉基金に整理統合すること、及び義務教育施設改築基金を用途拡大のために公共施設等の整備基金とするために必要な予算措置を計上させていただきました。

一方、歳出につきましては中山間地域の農地総合防災事業及び公共土木の施設災害復旧事業並びに住まいの安全倒壊防止対策事業など、国県事業確定に伴う補正や、先程申し上げました町の基金条例に基づき地域福祉基金と公共施設等整備基金への積立金を増額するものでございます。なお公共施設等の整備基金への積立金は社会福祉基金廃止に伴う積立に10,000,000円を増額し、今後の各施設の改修等に備えてまいります。またエコシティ

駒ヶ岳へのチャンネルリース料は、今年度も高度情報化基金への積立といたしまして、また財政調整基金へも町税の増額分の一部30,000,000円を積立ることといたします。また土地開発公社の経営改善支援に充てるように、公社への補助金10,000,000円を計上をいたしました。その他1年間事業を実施してまいりまして、概ね各種の事業費が固まってまいりましたので、これに伴う必要な補正をいたすと共に、ここに来て止むを得ぬ必要となりました諸施設への備品購入や修繕等に要する補正をさせていただくものでございます。なお今後3月末にならないと確定をしない内容も多々ございますので、これらにつきましては3月末の専決をもって最終補正予算を編成をさせていただきたいというふうに考えております。その他の補正予算の内容及び細部につきましては、それぞれ担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議いただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長

引続き、関係課長より補足説明を求めます。

総務課長

(補足説明)

住民福祉課長

(補足説明)

産業振興課長

(補足説明)

建設水道課長

(補足説明)

教育次長

(補足説明)

議会事務局長

(補足説明)

議 長

ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻を午後1時30分といたします。休憩。

午後 0時 3分 休憩

午後 1時30分 再開

議 長

会議を再開いたします。

第17号議案平成18年度飯島町一般会計補正予算第4号の質疑を行います。質疑はありますか。

2番

宮下寿議員

今の一般会計の補正の中で、他の議員の皆さんも割とと思っているのではないかと思うんですけども、32ページの道路維持費ですね。4221、先程課長の方からはまあ見込みで1,500,000の500,000で2,000,000ということですが、まああの17年度も最終的には3月の時に3,330,000の補正があったわけですけども、今回のようなこの暖冬の中ですね、補正前が37,556,000それにまあ2,000,000の見込みということですが、普通に考えればこれだけ雪も降らないのに、委託料が1,500,000の融雪剤が500,000、まだ見込みであるとはいえこれだけ出てくるというのは、まあ普通に考えた場合にはちょっと納得がいかないんですが、その辺の説明をちょっとしていただきたいなと思うんですが。

建設水道課長

それでは説明させていただきます。当初同予算につきましては除雪の委託につきましては1,260,000円でございます。そして融雪剤の関係につきましては465,000円の当初予算を持っておるわけでございます。それで除雪融雪剤の散布につきましてはの委託につきましては、12月、1月の関係につきましては13回延べ日にちの実施をしておるところでございます。融雪剤の散布が13回、それで除雪が2回行っております。それで1,260,000円

の予算を持っておるわけでございますけれども、もうそれが当初足りなくて、計算しますと 841,000 円のオーバーということでございますので、その分は今補正をしていただいて支払いをするという状況になっておるわけでございます。それであと除雪につきましては 1 回分と融雪剤の散布について 2 回の予定をしまして、予算を 1,500,000、ということで 724,000 円上乗せをしておるわけでございます。そして原材料の融雪剤の関係でございますけれども、当初の関係につきまして、今年度 9 6 0 袋、それで昨年度の残が 5 1 4 袋あります。それで合計が 1, 4 0 0 袋あるわけでございますけれども、使用したのが 1, 0 4 9 袋使用して、今、4 2 5 袋残っておるわけでございますけれども、その中で後この使用がしたのが 165,000 円オーバーしております。それで後 1 回分を見ますと、3 7 5 袋必要になってくるということで、この来年の分も含めて一応確保したいということで 500,000 の補正をしてあると、こういうことでございますのでお願いをしたいと思っております。

去年と比べて委託料の関係につきましては 1,000,000 円ばか、そして融雪剤につきましては数量でいいますと約 1 0 0 袋減ということになります。

議長 他に質問はありませんか。

9 番 宮下覚一議員 2 9 ページのですね、県営中山間地の関係でございますけれども、あのまあ先程、課長の方から県の状況ということでございました。あのまあ減ることは、こればかりは良いとは言えないと思うんですが、この減ることによって今年度以降の影響ですね、どういう予定になってくるか、それについてお願いをいたします。

それからあの伊南行政のことを聞いてはいかんとと思いますが、昭和病院の関係。先程一般財源化という中で説明がありましたけれども、救命救急センター 3 0 床から 1 0 床に減ったわけですが、その辺の補助金の影響がどうなっているのか。この金額に対してどう影響があるのか、その辺をお願いいたします。

それから保育園のですね、水抜栓がどっかありましたね。2 5 ページですか。298,000。水抜栓にしてはかなり高いんですけども、この内容についてお願いします。

産業振興課長 2 9 ページの一番上、3 4 1 1 中山間地域総合農地防災事業のことですけれども、まああのこれ先程申し上げましたけれども、事業主体は県でございます。それである全体 630,000,000 の中でここまでやってきておるわけですけれども、まあ通常 60,000,000、70,000,000 の事業費できているという中ですね、先程も言いました 1 8 年度につきましては 140,000,000 という予算を取るとい形の中でですね、県の方針でございました。まあしかしながらやってみると 42,000,000 になったということでございますので、42,000,000 という数字は通常のペースよりわずか 20,000,000 かそこら下回るというペースになってしまったということでございますけれども、そういう形の中ででもですね、今年度末で、さっきも言いましたように、7 7 %の竣工率でございまして、まあ今後の見通しの中では来年が主なところになるだろうと、それで 2 1 年のところが最後のまとめくらいで、あと 2 年でということですので、今回のこのことがですね今後の竣工に大きな影響はないものというふうに考えております。以上です。

住民福祉課長 はい、それでは伊南行政の救急救命センターの補助金の関係から説明させていただきますが、これにつきましては 1 0 床ということで新型の救急救命センターでスタートをしておるわけでございます。これにつきましてこの補助金でございますが、国庫補助で

69,000,000 を見込んでおったということです。これが全額まあ一般財源化されたということですので、国庫補助等はないとこういように聞いております。これが 1 点です。でもう一つは保育園の水抜栓の関係でありますけれども、これにつきましては集中で 1 カ所処理はできると、こういう水抜栓が破損したということでそれを取り替えるところというものでございます。以上です。

助 役 今の伊南行政組合の負担金の件でございますが、ちょっと補足を申し上げたいと思っております。まあ救命救急センターの補助金が全額一般財源化されたということで約 69,000,000 の歳入が昭和病院の方では見込めなくなったという現実があるわけでございます。で、これはまああのご承知のとおりまああの財源は各町村の負担金でやっておるわけですので、まあ詰まるところこれは各市町村負担金をどうしたらいいかという問題になったわけですけれども、まあ各市町村それぞれまあ財政たいへん困窮しておりますので、まあいづれにしてもまあ昭和病院の中での経営改善というものにもある程度期待をし、そういうをお願いをしながら約その半額をですね、2 分の 1 を本年度各市町村の負担金として出すと、飯島の分につきましてはその負担金の 1 5 %相当を病院については負担をしておりますので、その計算でいきますと、今年度の飯島町の負担金 5,176,000 円が追加負担とこういことになったわけでございます。従いましてこの病院に係ります一般財源化の問題は 1 9 年度以降もずっと継続してまいります。その分だけ各市町村の病院に係わる負担金が増額されてくるという内容でございます。よろしく申し上げます。

議長 はい、他に。

9 番 宮下覚一議員 すいません。ちょっと認識不足でありますけれども、その 3 0 床に対して県から補助が来るというそういう財源じゃあなかったでしょうかね。あの救命救急に対しては、国の財源じゃあなくて。

町 長 今、昭和病院の救命救急センター 3 0 床から 1 0 床減らされて、それぞれの 2 0 床が他の病院に移ったということの中で、おっしゃるようにこれはあの国費が県を經由して補助金という形で来ておりました。3 0 床分。これがまあ 1 0 床ですから極端に言ってまあ 3 分の 1 の財源を期待するところなんですが、この救命救急センターの補助制度というのが三位一体の改革の中で全額一般財源化されたという形になります。この一般財源化は交付金とかまあいろいろあるわけでございますけれども、この場合には全て地方交付税に算入をされるという形でありまして、いろいろ調べてみますと極端にその、まあ交付税というのはひとつの全体の器の中から原資を求めてやってくるわけでありまして、最近のこうした交付税化というのはひとつの国のまあ言い分ではありますけれども、交付税が必ずその全額その補てんされるということは到底ならないわけでありまして、これまでもいろんな各種の補助金が交付税化になったためには極端に言えばもう十分の一ほとんど無いに等しいようなそういう移行もあるわけございまして、その辺で、伊南行政全体として 10,000,000 余りがその影響を受けたということですので、半分は病院の自助努力でこれをやっていただいて、あとの半分をそれぞれの負担割合によって 4 カ市町村で持つと、こういう形にまあ相成った訳でありますのでご理解いただきたい。同時にまああの交付税という形に移行した場合に当然、県も指導的な形の中でこのベッド数の配分をしたわけでありまして、その一部が県にも来ておるのではないかとこのことを確認が必要があ

ります。ちょっとまだあの最近のこの議論の中ではそこまで出来ておりませんので、過日の伊南行政組合の議会の折りにもそうした問題も出まして、他の病院もいろいろとバランス調査する中で県の方とも十分協議をしまいたいというふうに今考えておるところでございます。

他に質疑ありませんか。

1167の情報機器管理費なんですけれども、パソコンとソフトウェアが不具合ということで取り替えるというようなことだと思うんですけれども、今後のまだあのこれに留まらず、今後のまあ買い替えということも他の機器についてもあると思うんですけれども、その点について今後どんなふう考えているのかお聞きしたいと思います。

それともう一つ、2921の塵芥処理費なんですけれども、6,850,000 負担金が少なくなっている、その理由についてお答えください。以上です。

情報機器の更新の件、パソコン関係でございます。これにつきましてはあの平成13年庁舎をここへ移転したときに庁内LANを張りまして、その時に国庫補助を得まして職員に配置をし、その国庫補助だけでは足りなかったんですので、他の制度やなんかでいろいろと工面しながら今現在職員に1台のパソコンを配置して業務を行っております。まあ一般的にパソコンの耐用年数的にみると5年くらいが限度かなと、毎日頻繁に使っておる状況にあります。従ってぼつぼつパソコンの動作が遅れたり、それから画面の液晶が劣化してきたりというような現象が出てきております。そうかといって町の方ではこれ一括して全部更新するという事は不可能な話ですので、少しずつ駄目になったものだけずつ更新をしていこうということで今考えております。従って場合によったら多くの数をお願いしなきゃならないこともあるかもしれないし、少なくて済むかもしれないということで、状況を見ながら平成18年度を起点として少しずつ更新をさせていただきたいと、いうことをご理解をいただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

説明いたします。塵芥処理費の関係でございますけれども、ここで広域連合の負担金が減になっておるその理由ということであります。これにつきましては先程も説明させていただきましたけれども、上伊那のゴミ処理の中間施設の関係の環境影響評価、この関係でございます。これを実施できないという状況でございます。まだ候補地が決定していません。従って候補地を決定するという事で結局2年間で実施をするという事でございましたけれども、1年間先送りをするという事で、この額が余るとこういうものでございます。以上であります。

はい、他に。

先程ちょっと流されてしまいましたので、本当はまだ納得してはいなかったんです。と言いますのは、あの先程、課長の方から融雪剤のまあいわゆる備蓄をしておくということですね、要は、そういうことですね。まあ今までそうであったんでしょうが、基本的には単年度でそんなに備蓄しなければならないというところがちょっといまひとつ理解できないんですが、まあ今までそうやってきたんでしょうけれども、それで本当にいいのかどうかというところをちょっと見解をお聞きしたいんですけれども。

通常ですね、今まで平成17年度まで使用したのが2,290、だいたい2,000袋

議長  
3番  
三浦議員

総務課長

住民福祉課長

議長  
2番  
宮下寿議員

建設水道課長

を使用してあります。それが次年度に送られるのが、だいたい800袋ぐらいを次年度にストックとして送っていくとこういうようなケースでできていますので、今年度もそれ並みにストックをしていきたいということでございますのでお願いをしたいと思います。

議長  
3番  
曾我議員

はい、曾我議員。

あの関連なんですけれども、要するに来年のものをストックするんでなくて、今年度内に万一の場合に備えてやって、余ったものを次の年へ送るという説明がいただければ皆さん了解すると思うんですけどもいかがでしょうか。

建設水道課長  
議長  
10番  
松下議員

そのようにお願いをしたいと思います。

他に質疑ありませんか。

また松下課長にお聞きをするわけですが、あの合併浄化槽のこの30基分ということで今年は21基、それで19年度予算にもまあ同じく30基の予算を盛ってあるわけなんですけれども、後だいたい件数で、残りというか、予定されておる設置件数はどのくらい残っておるのか。

建設水道課長

今ちょっと資料を持合わせしておりませんのでわかりませんが、一応60、約7割方設置をしている、合併浄化槽の区域については7割方設置をしているという状況でありますので、そんな状況で理解をいただきたいと思えます。またあの下水道、公共下水道、農集の関係につきましても7割に近い加入率と、設置率ということでございますのでお願いをいたします。以上でございます。

議長  
5番  
森岡議員

森岡議員。

1点お伺いをいたします。ページ数で32ページ、4531番、すまいの安全「とうかい」防止対策事業について、まああのこれだけの減額、11,268,000 円の減額になっております。その原因はまあはっきり言うとそれだけの申し込みがなかったと、20戸予定したけれど1戸しか申し込みがなかったということで、これはあの内容的に見ていきますと、まあ耐震診断を受けてその中からということで、その補助額が600,000、実際こういうものはあの耐震補強をしようと思えば600,000 円の補助金だけでは自己資金を入れても金額は少なくて実際の用になっていないんじゃないか。だから申し込みが少ないんじゃないか、そんなふうには私は見ます。町では安心安全ということで来年度の主要重要施策の中にも入ってますけど、この制度自体に何か欠陥があるんじゃないか、使いづらいものがあるんじゃないか、そんなふうには受け止めておりますけれども、その辺のこの減額または内容の需要の少なかったことに対する考え方、どのように見ているかお聞かせいただきたいと思えます。

町長

ご承知のようにこの耐震診断と診断を受けた後のまあ改築、耐震改築という二つのまあ流れになるわけでありましてけれども、いずれもまあ国庫補助、県と町村が上乘せしてそのことを推進していくという考え方でありまして。で、国が2分の1、県と市町村がその4分の1ずつということになるわけでありましてけれども、それであの結果はこれはまあ一時に多額なお金がある関係で、まあなかなか踏み切れなんだというふうには分析をしておりますけれども、今おっしゃるこのまあ耐震改造、診断によってまあいろんなあのごくわずかな

お金で補強ができる部分と、かなりまあお金を投入しなきゃできない改造等があるかと思えますけれども、一応まあこれはあのこの額が適正かどうかということについては、国の補助事業政策でありますので、それを超えて町独自でその補助するっていう、今、町の財政の事情にはないというふうに思っております。あのできれば手厚くするのがいいんでしようけれども、これはやはりあの自助努力とかやっぱりこの安全な住宅というものは自らもまあ責任の中で対応してもらう、それにまあ、町があるいは県ができる限りの手を差し伸べて安心安全なまあこの地域づくり、こういう形になりますので、この補助制度に問題があるかどうかということとはまあ別にいたしまして、今、国がそういう基準の補助制度で考えておるわけでありますから、町の財政事情からいってもまあこの範囲内でひとつできるだけ積極的に取り組んでいただくというこの啓蒙を今後も続けていきたいというふうに今のところは考えております。

議長  
5番  
森岡議員

森岡議員。

あの町長のおっしゃることも分かるわけですが、これはそのね安心安全というこう命題ばっか、すごいことやるよっていうふうに映りながら、実際のところでやってみるとその効果が上がっていないということで、なんだかよく政治家の、国の方の政治家の使うその命題ばっか大きくて中身が少ないっていうようなふうを感じるわけです。まあ「古家の造作」ってまあよく言いますが、ちょっとこれ大変だと思やあ 1,000 万 2,000 万すぐ掛かってしまったり、そんなに掛かるんなら立て直すと、立て直すまでいいというような現実もあって、100 万や 200 万で直るっていうところも、まあその程度のとこしか見ていないっていやそれはそれで結構なんですけれども、そうなればそうであって、もうちょっとこの住民にそうしたことを徹底する広報活動っていうか、こういうことでこういう制度があるでやってって欲しいというような、もっとこう要するに広報活動知ってもらってということも大事じゃないかなと、あのこうちょっと見て予算だけ盛っておけばそれでもう私は政策をやったということじゃなくて、結果が出ないとその功を成さないわけで、このこれだけの結果しか出なかったちゅうことは、ひとつはまた来年度にも新年度予算にも盛ってあるわけですから、その所の反省というか改善というか、そうした行為というものの施策というものも考えていくべきじゃないかと、そんなふうに思いますがいかがでしょうか。

町長

まあこのあの、取り組みの考え方は来年度以降 19 年度以降も続けていくように、また明日の予算でお示しをしてありますけれども、それはそれとして今のこの補助制度のまあ財源問題等もございますので、それに準じた形で前年の補助枠の中の考え方を踏襲しながら、今度はあのこの結果を反省も踏まえましてですね、PR、ひとつの住民の皆さん方もできるだけ活用していただくような努力はやっていきたいというふうに考えております。

議長  
11番  
織田議員

他に質疑ありませんか。

だいたい出たところでありまして、26 ページのインフルエンザに関するワクチンや予防接種で、先程%や、あれがありましたけれども、高齢者インフルエンザの予防接種のこの実態、まあどういう、具体的にどういう形、どういう申し込みとか、どういう形で接種なされてきたか、ということ。それから道の駅のパン加工の自動ドアということで上ってございましたが、利用者負担を求めて、一部利用者負担もやってということですが、

も、これはあの割合的にどういう内容かということと、それからまあ特出的に 4 月から「こども室」が発足するわけですが、文化館の会議室の環境等、まあ周辺の街路灯や電話機等あるわけですが、ここらのまあ「こども室」、まあこれはこれから政策的に注目を浴びる内容になるわけでございますので、ここの 1,008,000 というあれで、まあとりあえずは 4 月 1 日からの「こども室」の発足ということで間に合うか、今後、こらんとこの内容、もうちょっとということがあればお聞かせいただきたいとそんなふうに思います。以上です。

住民福祉課長

はい、インフルエンザの関係でございますけれども、どういう方法でやったかというお話でございます。これにつきましては 65 歳以上の高齢者っていうことございまして、その高齢者につきましては、まあ個人の負担金も頂戴しながら実施をすると、こういうものでございます。で、あの基本的には方法としては個人に全員にご通知をさしあげまして、で、12 月の 28 日までに接種をしていただくということもございまして、で、これにつきましては上伊那の医師会、また下伊那につきましては下伊那の医師会ということでそれぞれまあその方法等違いますけれども、また単価等も違ってきたく思いますけれども、そういった中で実施をしたものでございます。以上でございます。

産業振興課長

29 ページの 3742 の道の駅の自動ドアでございますけれども、まああのあその施設全般につきまして、まあ利用していただいている部分について、補助残の部分を耐用年数に応じて利用料で回っているという考え方をしております。まあこれにつきましては、あのこの自動ドアにつきましてまだあの理事者の最終的な指示はいただいておりませんが、それらの例に習って私が申し上げたのは、あくまでもこの利用者の負担もいただきながらいくという考え方を申し上げたわけですが、その決め方につきましてはまあ従前の例がありますのでそれに従っていきたくと、まあいいものはあの補助事業でないわけですが、まあそこら辺のところ利用していただきやすいようにということで考えております。以上です。

教育次長

文化館の関係の「こども室」でございますけれども、あの建物の中を全体でやり繰りをしまして、今の機能を住民の皆さんの不便にならないように、少しずつ切り詰めまして、今の会議室の部分をこども室にする予定でございます。従いまして今回の予算でまああの今の会議室はあの建物の中が見えないようにドアがガラスが非常に小さいわけですが、そこら辺をガラスの面を透き通ったガラスを大きくしまして、中が見えるようにすること。それから空調、それからまあ電話回線の増設、そういったもので対応してまいりたいということでございます。当面今の処置でいけると思っております。

議長  
6番  
三浦議員

他にありませんか。

5211 と 5241 なんですけれども、自立学級を来年度からあの開設ということですが、どんなふうなところを使って実施をしていくのかということについてお聞きをし、対象者はどのくらいいるのかということについてもお聞きしたいと思えます。

教育次長

自立学級でございます。飯島小学校には現在「知障」と「情障」という 2 つのクラスがございまして、そのうち「情障学級」に該当する子どもが 10 人ほどに該当者が増えてまいりまして、それぞれ親御さんの承諾も得ましたので、それを 2 クラスにするということでございます。それから七久保小学校につきましては今「知障」のクラスしかございませ

るので情緒障害児の学級を新設するという内容でございます。飯島小学校については現在の普通教室を転用すると、七久保小学校については準備室を転用するという内容で情緒障害児学級を増設してまいりたいと、なおあの県の県費負担教職員の配当については内示をいただきまして、それぞれ各 1 人ずつ増員をいただけると、こんな内容で協議をいたしております。

議 長 他に質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第 1 7 号議案平成 1 8 年度飯島町一般会計補正予算第 4 号を採決します。お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第 1 7 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 2 2 第 1 8 号議案平成 1 8 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第 1 8 号議案平成 1 8 年度国民健康保険特別会計の補正予算第 2 号について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は上伊那情報センター負担金の確定、それから保険給付費の増加によります補正を行うものでございます。予算規模におきまして歳入歳出予算の総額をそれぞれ 13,246,000 円を増額いたしまして歳入歳出それぞれ 844,924,000 円とするものでございます。よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第 1 8 号議案平成 1 8 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第 1 8 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 2 3 第 1 9 号議案平成 1 8 年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算第 3 号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第 1 9 号議案平成 1 8 年度老人保健医療特別会計の補正予算第 3 号について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ 503,000 円を追加して歳入歳出それぞれ 1,057,221,000 とするものでございます。今回の補

正は老人保健におけます医療給付のうち柔道整復、補装具等の増に伴います医療費支給費と財源であります国県負担金、支払基金交付金額等を補正するものでございます。よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第 1 9 号議案平成 1 8 年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算第 3 号を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第 1 9 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 2 4 第 2 0 号議案平成 1 8 年度飯島町介護保険特別会計補正予算第 3 号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第 2 0 号議案平成 1 8 年度介護保険特別会計の補正予算第 3 号について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては予算の総額にそれぞれ 27,332,000 円を減額をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 728,928,000 円とするものであります。今回の補正は介護保険制度の改正によりまして必要となりましたシステム改修事業費、介護認定を行います認定調査費、及び認定審査会の負担金、更には介護予防のプランの外部委託料、保険給付費等の精算補正をいたすものでございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第 2 0 号議案平成 1 8 年度飯島町介護保険特別会計補正予算第 3 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第 2 0 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 2 5 第 2 1 号議案平成 1 8 年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算第 4 号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第 2 1 号議案平成 1 8 年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算第 4 号について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は補正額 15,948,000 円を増額し、総額で 1,127,136,000 円とするものでございます。歳入につきましては飯島処理区の受益者の確定による増額と受益者負担金滞納者の公共樹閉鎖による減額により分担金及び負担金を

15,797,000 円増額、使用料及び手数料を 151,000 円増額するものでございます。歳出につきましては予備費を 15,948,000 円増額するものでございます。よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第 2 1 号議案平成 1 8 年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算第 4 号を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第 2 1 号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第 2 6 第 2 2 号議案平成 1 8 年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 第 2 2 号議案平成 1 8 年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては補正額が 297,000 円を減額し、総額で 238,697,000 円とするものでございます。歳入につきましては受益者負担金滞納者の公共柵閉鎖により分担金及び負担金を 318,000 円減額、使用料を 21,000 円増額するものでございます。歳出につきましては予備費を 297,000 円減額するものでございます。よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第 2 2 号議案平成 1 8 年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第 2 2 号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第 2 7 第 2 3 号議案平成 1 8 年度飯島町水道事業会計補正予算第 3 号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第 2 3 号議案平成 1 8 年度水道事業会計補正予算第 3 号について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては資本的収支に関する補正でございまして、収入につきましては消火栓の新設工事による負担金の繰入金金を 1,874,000 円増額するものでございます。支出につきましては消火栓新設工事の建設改良費を 1,785,000 円増額するものでございます。この補正によりまして資本的収入の予定額は 226,783,000 円に、資本

的支出の予定額は 311,849,000 円となり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 85,155,000 円を 85,066,000 円に改め補正をいたすものでございます。よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第 2 3 号議案平成 1 8 年度飯島町水道事業会計補正予算第 3 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第 2 3 号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第 2 8 第 3 1 号議案飯島・町道路線の認定について  
日程第 2 9 第 3 2 号議案飯島・町道路線の変更について  
以上 2 議案を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

助役 一括議題とされました第 3 1 号議案飯島・町道路線の認定について、並びに第 3 2 号議案飯島・町道路線の変更について提案理由の説明を申し上げます。先ず第 3 1 号議案の路線認定につきましては道路法第 8 条第 2 項の規定により、町道「高尾本支 9 号線」、「鳥居原住宅線」「石曾根南縦支 1 号線」の 3 路線の認定を願うものであり、第 3 2 号議案の路線変更につきましては道路法第 1 0 条第 3 項の規定により、町道「高尾原北支 1 号線」他 1 0 路線の変更を願うものであります。詳しくはご質問によりまして担当課長からご説明を申し上げます。よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第 3 1 号議案飯島・町道路線の認定について、第 3 2 号議案飯島・町道路線の変更についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第 3 1 号議案及び第 3 2 号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第 3 0 第 3 3 号議案長野県市町村自治振興組合理約の一部変更について  
日程第 3 1 第 3 4 号議案長野県市町村総合事務組合理約の変更について  
日程第 3 2 第 3 5 号議案上伊那広域連合理約の一部変更について  
日程第 3 3 第 3 6 号議案伊南行政組合理約の一部変更について

助 役 以上4議案を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

ただ今一括議題とされました第33号議案長野県市町村自治振興組合格約の一部変更について、第34号議案長野県市町村総合事務組合格約の変更について、第35号議案上伊那広域連合格約の一部変更について、第36号議案伊南行政組合格約の一部変更について提案理由の説明を申し上げます。この度の地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、当該組合格約及び広域連合格約の一部変更を行う必要があることから、地方自治法第286条第1項及び第291条の3第1項の規定により、それぞれの一部事務組合等から協議がございました。主な改正内容につきましては収入役を廃止して会計管理者を設置すること、及び吏員その他の職員を職員と改めることとでございます。また第33号議案の長野県市町村自治振興組合格約の一部変更では、複数の副管理者を設置すること、並びに第36号議案の伊南行政組合格約の一部変更では、議員の定数を減員することについても併せて改正を行うこととなっております。以上4議案につきましては地方自治法第290条及び第291条の11の規定により議会の議決を必要とするものでございます。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いをいたします。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから議案ごとに採決を行います。最初に33号議案長野県市町村自治振興組合格約の一部変更についてを採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第33号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に第34号議案長野県市町村総合事務組合格約の変更についてを採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第34号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に第35号議案上伊那広域連合格約の一部変更についてを採決します。お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第35号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に第36号議案伊南行政組合格約の一部変更についてを採決します。お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第36号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第34 発議第1号飯島町議会委員会条例の一部を改正する条例  
日程第35 発議第2号飯島町議会会議規則の一部を改正する規則  
日程第36 発議第3号飯島町議会傍聴規則の一部を改正する規則  
以上発議3議案を一括議題とします。本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。  
10番 松下寿雄 議員。

10番 松下議員

それでは発議第1号飯島町議会委員会条例の一部改正について、趣旨説明を申し上げます。既にご承知のとおり地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に法律第53号として公布されました。今回の法律改正は地方の自主性・自立性の拡大、及び地方議会のあり方などに対して必要な措置が講じられております。これを受けて当町議会委員会条例においても必要な一部改正を行うものであります。具体的には議会閉会中に議長が補欠選挙で当選された議員が1日も早く議会活動ができるよう常任委員、議会運営委員及び特別委員の所属など指名できること。複数の常任委員を所属できることなどから、常任委員、議会運営委員及び特別委員の変更が、また議会運営委員及び特別委員の辞任の許可ができるよう必要条文にただし書きを加えるものであります。以上飯島町議会委員会条例の一部改正についての趣旨説明であります。改正の趣旨をご理解賜り、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続いて発議第2号飯島町議会会議規則の一部改正について趣旨説明を申し上げます。この会議規則の一部改正につきましても、主には地方自治法の改正に伴って、当町議会の会議規則を改正するものであります。具体的には、議案の提出は各議員において賛同者を得て提出することができることとなっていました。改正により常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会が議案の提出ができることとなりました。従ってその手続きについて条文を整備いたしました。また会議録について現在書面による会議録の作成になっているわけですが、改正により電磁的記録による会議録の作成が可能となりました。従って条文に必要事項を追加するものであります。以上主な改正点について申し上げますが、議員全員のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、趣旨説明とさせていただきます。

次に発議第3号飯島町議会傍聴規則の一部改正について趣旨説明を申し上げます。今回の改正は傍聴者の受付において、受付簿に年齢を記入することとなっておりますが、年齢の記入要件を外すこと、また団体での傍聴の受付を簡略化するため、代表者が受付簿に代表者名と傍聴人数を記入することにいたしました。また傍聴者が筆記によりメモを録っていますが、時代の流れの中で、パソコンを持参し傍聴席において文書を作成することができるよう条文の整理をいたしました。また、秘密会の議決があった場合には、傍聴人は退場することの規定を追加いたしました。以上主な改正点について申し上げますが、議員全員のご賛同を賜りますようお願いを申し上げ趣旨説明とさせていただきます。以上です。

議 長 次に、発議第1号に賛成者の意見を求めます。  
4番 平沢 晃 議員

4番 平沢議員

それでは賛成の立場から申し上げます。地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、議会制度に関していくつもの重要な点についての改正がありました

ことは、ただ今提案者の説明のとおりでございます。地方議会の機能の充実強化と議決事件の拡大調査権の強化を図るために、議会が町民の代表機関として地域における民主主義発展と町民の福祉の向上のためにも、果たすべき役割は将来に掛けて益々大きくなります。地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決意と責任の範囲の拡大をしています。議会は責任を全うする取り組みのためには、提出者の説明のとおり同意をし賛成するものであります。議員全員の賛同をお願い申し上げます。

次に、発議第2号に賛成者の意見を求めます。

6番 三浦寿美子 議員

それでは私は、飯島町議会会議規則の一部を改正する規則について賛成の意見を申し上げます。地方自治法の標準町村会議規則の改定がありまして、それにより改定をするものですけれども、この内容については、飯島町議会の現状と将来的な対応についても考慮をした見直しであるというふうを受け止めております。詳しい内容については先程、松下議員からも説明がありましたので、私はそれを受け今後は改正した内容を、この議会として活かせるよう努力をしていきたいというふうを考えておりますので、皆様方の賛同をお願いしたいと思います。

次に、発議第3号に賛成者の意見を求めます。

9番 宮下覚一 議員

それでは傍聴規則の改正につきましては、ただ今趣旨説明があったとおりでございます。今回の改正は1人でも多くの町民が議会の傍聴に来ていただき、そしてその時の記名手続きを簡略したということでございます。まあ年齢の記入を削除したということは、個人のプライバシーを保護しているというふうにも思いますし、またIT社会に即応したパソコンの使用を認めるということを通じまして、より開かれた議会を目指しているというふうに思います。そういったことからして、この提案に全面的に賛成するものでございます。議員全員の賛同をお願いいたします。

これから発議3議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。

これから議案ごと討論・採決を行います。

最初に、発議第1号飯島町議会委員会条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第1号飯島町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第2号飯島町議会会議規則の一部を改正する規則について討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第2号飯島町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って発議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第3号飯島町議会傍聴規則の一部を改正する規則について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第3号飯島町議会傍聴規則の一部を改正する規則を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第37 発議第4号飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

11番 織田信行 議員

それでは発議第4号飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正についての趣旨説明を申し上げます。ご承知のとおり、現在の議員報酬月額が昨年の条例改正において、条例本則の規定の額から約3%減じた額が条例附則において定められており、毎月支給されているわけでございます。この附則の規定によりますと、平成18年度限りで減額が規定されているわけでありまして、議員定数が削減され議員に課せられた責任は益々重要となるわけでありまして、当町の財政事情や県下類似町村の報酬比較などから、また先頃もありました職員についても給料の1%減額継続というようなことなどから判断して、引き続き現行の報酬を維持していくことが好ましいとの多くの議員の意見がありました。従って更に1年間報酬の減額を続けるよう条例を改正するものであります。以上改正の趣旨について申し上げます。議員の皆様全員のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

次に本案に賛成者の意見を求めます。

4番 平沢 晃 議員

飯島町特別職の議員等の給与に関する条例の一部を改正する条例に賛成の立場から申し上げます。当町の財政は依然として厳しい状況にある事はご存じのとおりでございます。議員報酬については行財政改革の視点だけではなくて、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮しなければなりません。よって飯島町も自立に向けて2年目であります。

提案者の趣旨の説明どおり全面的に賛成するものでございます。議員皆様のご賛同をお願い申し上げます。

議長 これから本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
発議第4号飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
(賛成者起立)

議長 お座りください。起立全員であります。従って発議第4号は原案のとおり可決されました。

議長 以上で本日の日程は全部終了しました。  
本日はこれで散会といたします。ご苦労様でした。

午後 2時42分 散会

平成19年3月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成19年3月6日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 第24号議案 平成19年度飯島町一般会計予算

日程第 2 第25号議案 平成19年度飯島町国民健康保険特別会計予算

日程第 3 第26号議案 平成19年度飯島町老人保健医療特別会計予算

日程第 4 第27号議案 平成19年度飯島町介護保険特別会計予算

日程第 5 第28号議案 平成19年度飯島町公共下水道事業特別会計予算

日程第 6 第29号議案 平成19年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算

日程第 7 第30号議案 平成19年度飯島町水道事業会計予算

○出席議員（12名）

1番 内山 淳司	2番 宮下 寿
3番 曾我 弘	4番 平沢 晃
5番 森岡 一雄	6番 三浦 寿美子
7番 竹沢 秀幸	8番 坂本 紀子
9番 宮下 覚一	10番 松下 寿雄
11番 織田 信行	12番 野村 利夫

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂 宗昭	助 役 山田 敏明 総務課長 箕浦 税夫 住民福祉課長 米沢 長実 産業振興課長 斉藤 久夫 建設水道課長 松下 一人 総務課財政係長 吉川 秀幸
飯島町農業委員会 会長 森岡 一雄	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長 兼)
飯島町教育委員会 教育委員長 河野 通昭	教育次長 北沢 正文
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長 兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 廣美
議会事務局書記	吉川 恵子

## 本会議再開

開 儀	平成19年3月6日 午前9時10分
議 長	おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。ここで、昨日設置されました「予算審査特別委員会」の正副委員長が互選されておりますので報告をします。委員長に松下寿雄議員、副委員長に平沢晃議員が選出されました。以上報告を終わります。 本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。 議事進行についてお諮りします。これから提案になります第24号議案から第30号議案までの7議案については、いずれも平成19年度予算に関わる議案でありますので、これを一括議題として総括質疑の後、予算審査特別委員会へ審査を付託したいと思います。これに異議ありませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。従って第24号議案から第30号議案までの7議案については、これを一括議題として総括質疑の後、予算審査特別委員会へ審査を付託することに決定しました。
議 長	日程第1 第24号議案平成19年度飯島町一般会計予算 日程第2 第25号議案平成19年度飯島町国民健康保険特別会計予算 日程第3 第26号議案平成19年度飯島町老人保健医療特別会計予算 日程第4 第27号議案平成19年度飯島町介護保険特別会計予算 日程第5 第28号議案平成19年度飯島町公共下水道事業特別会計予算 日程第6 第29号議案平成19年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算 日程第7 第30号議案平成19年度飯島町水道事業会計予算 以上平成19年度予算7議案を一括議題といたします。町長の施政方針並びに本7議案に関わる提案理由の説明を求めます。
町 長	おはようございます。それでは平成19年3月議会定例会を招集をし、平成19年度の一般会計予算案をはじめ、特別会計及び事業会計予算7議案を提案をするにあたり、新年度の施策に関する私の所信の一端と、これに基づく予算案の大綱について申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。 さて、国連は今年の1月に昨年自然災害による死者が大幅に減少をしたと報じました。しかしそれでも当町の人口の2倍に近い21,000人が自然の猛威により尊い命を失っているとのことをごさいます。県内においても、昨年7月に南信地方を中心に豪雨災害が発生をし、伊那以北において甚大な被害が発生をし、特に岡谷市においては未曾有の被害となったことは未だに記憶に新しいところであります。 また、昨年は子どもの虐待、いじめを原因とする自殺や飲酒運転による痛ましい事件・事故が多発し、これまた尊い命が失われた年でもありました。更に北朝鮮で核実験が行なわれたことや、臓器移植問題等「命」に不安を覚えた年であったといえます。2006年を象徴する文字が「命」となったこともうなずける年であったかと思います。これら一つ一

つを単に社会現象的一幕として受け流すのではなく、社会全体の課題として受け止め、課題解決に向け努力していかなくてはならないと考えております。

そんな中で昨年「地方分権改革推進法」が成立をいたしました。第二期地方分権改革がスタートしたといわれております。ここ数年で地方自治体を取り巻く環境は大きく変わりました。平成の大合併が一段落をし、つい数年前まで3,200以上あった市町村数は1,800団体まで減少し、それぞれの自治体が分権の担い手として体力をつけ、自己決定・自己責任のもと創意工夫を凝らし、その地方その団体にあった政策を打ち出していく、いわば政策能力が問われる時代になったといえます。

しかし常に申し上げていますように、社会の情勢がいかにも変わろうとも飯島町に暮らすすべての町民の皆様が安心して日々の生活を営み、幸せと生きがいを感じることでできる地域づくり、まちづくりを行うことが私の使命であると思っております。

昨年、当町は「飯島町発足50年」という一つの節目を迎えました。本予算はこの節目の経過後1年目の予算であり、飯島町が自立を決定し持続発展可能なまちづくりを目指していく2年目の予算であり、当町の大胆な行財政改革をまとめた「ふるさとづくり計画」策定から3年目の予算であります。そして本予算は私が町政を担うこととなってから任期最後の年である4年目の予算でもあります。さまざまな性格を持つ本予算ではありますが、いずれにいたしましても未来の飯島町を見据えた諸施策を的確に講じ、活力と創造に満ちた町の将来の礎を築くことを念頭におき、全力を傾注してまいり所存でありますので、議員各位並びに町民の皆様にご理解とご協力を賜りますよう、先ずもってお願いを申し上げます。

続いて国の経済情勢と国の予算編成について申し上げますが、平成19年度の日本経済は原油価格の動向が内外経済に与える影響等に留意が必要としながらも、企業収益が改善をし設備投資は需要の増加等を受けて増加し好調さが持続をしており、これが家計部門へ波及して国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれております。また雇用情勢は完全失業率が4.1%と高水準にありながらも、昨年同期よりも低下をしてきており、改善に広がりが見られるとしております。しかしながら地方経済においては企業間格差が拡大傾向にありまして、全体として景気回復が実感できるに至るまでにはなっておらず、先行きへの不安感を拭いきれない状況であります。また、この、俄かに、このところの世界同時株安と急激な円高傾向、米国経済のスローダウン懸念など不透明な要素も加わってまいりまして、輸出に関連した日本経済への影響も注視をしていく必要があると思われま

す。  
次に財政面についてであります。国の平成19年度予算案は「成長なくして日本の未来なし」との理念の下、「戦後レジームからの新たな船出」を行うにはイノベーションの力とオープンな姿勢により、今後5年間程度で「新経済成長への移行期」を完了するものとして、日本経済の潜在成長力を高めるための改革を大胆に高めるとしてあります。また、財政健全化への取組として平成23年に基礎的財政収支を黒字化する、いわゆるプライマリーバランスと言われておりますけれども、この黒字化をすることと共に簡素で効率的な政府を実現するために、歳出改革路線を継続強化する。このため行政のスリム化・効率化を一層徹底して、総人件費改革や特別会計改革、資産・債務改革等について、適切に予算

反映をさせるとしております。

また一般歳出につきましても厳しい削減を行い、国債発行について平成18年度の29.9兆円を大きく下回る25.4兆円余としております。これにより、公債依存度も平成19年度当初で30.7%になるなど改善が図られていますが、依然高水準にありまして、また長期債務残高は平成19年度末で607兆円に達する見込みであり、増加傾向は改善をされておられません。また地方の長期債務残高は平成19年度末で199兆円となり、増加傾向に若干の歯止めがかかり、減少へと転じる見込みとなっておりますが、なお、国・地方を合わせた長期債務残高は平成19年度末で773兆円となり、依然増加する見込みとなっております極めて深刻な状況が続いております。

続いて地方財政についてであります。国の地方財政対策は、平成19年度において、地方税収や、地方交付税の原資となる国税収入が大幅に回復をする一方で、公債費が高い水準で推移することや社会保障関係経費の自然増により、依然として大幅な財源不足が見込まれていることから、地方財政計画の歳出において、人件費における職員定員の純減や給与関係経費の抑制、地方単独事業費の抑制を図っています。また、地方財政の健全化を図るために、交付税特別会計の新規借入を廃止をし、計画的な償還を開始するとしております。これにより平成19年度の地方財政計画の規模は6年連続で減少となり、その総額は83兆1,300億円となっております。このうち地方交付税総額は15兆2,000億円であり前年度に比べて4.4%の減少、関連する臨時財政対策債は2兆6,300億円となりまして、9.5%減少するなど、一般財源の確保が更に厳しくなっております。なお、平成19年度から従来まで複雑な計算をして算出していました普通交付税の算定方法の一部の簡素化が図られまして、人口と面積を基本とした新しい基準による基準財政需要額の算定（いわゆる新型交付税）が導入をされることとなりましたが、算定項目の統合による当町への影響はほとんどない見込みでございます。

また県の平成19年度当初予算案は、県税収入が平成14年にかつてない落ち込みをして以来、若干の回復傾向はあるものの未だ本格的な回復までには至っていないことに加えて、公債費がピークを超えたとはいえ依然高い水準にあることから、義務的経費が政策的経費を圧迫する硬直的な財政構造にあるとしています。このような中、県民ニーズに応えるべく「減災」対策など安心・安全の確立、県内産業の再生による地域経済の活性化など真に必要な施策を推進すると共に、一方で「行政改革プラン」に基づき県債残高の縮小に努めるほか、基金の取崩しを極力抑える更なる財政の健全化に向けて取り組んでいくということとしております。この結果、県の平成19年度当初予算案は6年ぶりに増額に転じ、総額で8,462億円となり、前年度に比べ2.6%増加した予算となっております。なお、平成19年度の県の公共事業及び県単独事業は、前年度に比べ公共事業で9.3%、県単独事業も7.6%増額した予算となっております。

そこで、町の財政見通しについて申し上げます。

当町の財政状況は極めて厳しい状況が続いております。平成17年度決算における起債制限比率は、11.5%で前年度より0.7ポイント、公債費比率も16.6%で前年度より1.1ポイントそれぞれ上昇をいたしました。また経常収支比率は85.2%となり、前年度と同率ではありますが依然県下においては高水準となっており、財政の硬直化が進んでおります。なお、平成18年度から適用されることとなった他会計や一部事務組合等

の公債費にあたる繰出金や負担金等も加味した実質公債費比率は、13.9%となっており、県下では低水準となっております。

歳入面では、先程から申し上げておりますように、地方財政計画の歳出の抑制によりまして、税源移譲はあるものの地方交付税や関連する臨時財政対策債は昨年度を大幅に下回ることとなりまして、当町の財政運営にも大きな影響を及ぼしてきております。更に、経済情勢が回復基調にあるとはいえ、これが町税の増収には直結しておらず、大きな期待は持てない状況にあります。一方、行政需要は国の諸施策や住民ニーズの多様化とともに毎年増加の一途にあり、加えて質の高い行政サービスが求められております。特に、福祉・医療・環境・IT関係経費の大幅増加など経常的経費が毎年増加をしております。

以上のことから、今後、依存財源が減少をしていく中で増加する一方の財政需要に当町がどう対応していくかが最大の課題でありまして、現在の行政サービスの水準を維持をしていくことは極めて困難な状況となっております。

今後、当町の行財政運営につきましては経済情勢はもとより、国の地方財政対策に大きく左右される場所であり、見通しは極めて不透明な状況にありますが、総じて地方財政規模は大幅な歳出カット等により縮小していくことが考えられます。こうした状況下において、当町ではこれまでの大型事業の実施に伴う公債費等の伸びが著しく、今後も増加する傾向にあることから、起債残高は減少をするものの起債制限の指標となった実質公債費比率は上昇をしていく見込みであります。更に、繰出金や扶助費など経常経費も増加しており、引き続き苦しい財政運営を余儀なくされることとなります。

そこで予算編成にあたりまして、平成16年度から平成18年度にかけて行われた国庫補助負担金を削減廃止する「補助金改革」、国から地方へ税源を移譲するための「税制改革」、それから総額の大幅な抑制を図る「地方交付税改革」を同時一体的に行う「三位一体の改革」により、約4.7兆円の国庫補助負担金を削減をし、地方交付税は総額で5.1兆円抑制をされました。これに替る税源移譲は、約3兆円にとどまる結果となりました。これら「三位一体の改革」の影響に加えて景気の回復基調が未だ鈍く、自主財源が充分確保されないことから、当町の財政は大きな財源不足を生ずることとなり、引き続き改革を断行せざるを得ない状況となっております。一方で地方分権の波は確実に押し寄せてきておりまして、「飯島町ふるさとづくり計画」及び「集中改革プラン」による改革を継続することを前提に、改革のみに終始するまちづくりは地方自治の本望ではないことから、施策の重点投資型のメリハリある予算編成を行うこととなったところであります。

そこで、まちづくりの重点施策について申し上げますと、平成19年度の予算の性格は、中期総合計画の後期計画、これは2006年度から2010年の5カ年間でございますが、この後期計画の序章にて補強をされました事項を具現化するための年度として位置付け、厳しい財政状況下においても「次代を担う子ども達の育成支援」や「町の活力」を強力に推進することを念頭に、平成19年度の予算の軸足を「子育てと活力で未来に拓く生きいき予算」と位置付け、継続事業の確実な推進を前提に、以下の点を基本とした施策の選択をして予算の重点配分を行ったところでございます。

先ず、1つ目に住民との協働のまちづくりを推進をしていきます。

平成19年度は、「協働のまちづくり」の推進母体となる地区の地域づくり委員会の立ち上げの年度であるとの位置付けから、将来的に住民と行政が自立したまちづくりの良きパ

ートナーとなるべく、当面は既存組織との連絡調整や問題等の掘り起こしをしていただけるよう町も協力をしてまいります。また、新たに始まります「農地・水・環境向上対策事業」の実施によりまして、「農地とその周辺の環境保全は地域が協働で行う」という仕組みづくりと事業推進についてサポート体制をとってまいります。

次に、2つ目として子育て支援・若者定住の促進を図ります。

2005年、日本の人口が減少へと転じました。2006年は僅かに増加いたしました。この増加は一時的と見られておりましたが、長期的には日本の人口減少が続く見通しとなっています。当町もその例外ではなく、逡減傾向に歯止めがかからない状況にあります。特に次代を担う子どもたちの減少は憂慮される所でございます。そこで組織を見直すことを始め、新たな「子育て支援事業」を盛り込みました。また、若者の定住を図る必要があることから、新たな住宅供給事業に取り組んでまいります。

3つ目に新しい基盤整備や新規企業導入を含む地域振興を促進いたします。

地域にとって悲願でありました国道153号伊南バイパスの飯島工区がいよいよ着工の運びとなりました。これに併せ、関連アクセス道等の基盤整備を進めるとともに、地域の足を確保するという交通体系の基盤の充実も図ってまいります。また、活力のあるまちづくりのために必要な企業誘致を含む地域振興のための事業推進も図ってまいります。

4つ目には安心・安全なまちづくりを進めます。

毎年のように各地で災害が発生し多くの罹災者を見てきております。予期せぬ災害に備えて安心・安全なまちづくりをすることは住民誰も思う所でございます。そのための防災のまちづくりに向けた予算を計上いたしました。

5つ目に継続事業を確実に推進いたします。

平成6年度から始めました当町の下水道事業は計画的に事業推進が図られまして、現在供用開始をしていない地区は公共下水道事業の七久保地区のみとなっております。この七久保地区の供用開始を平成20年4月として、飯島地区の残されている地区とともに確実な事業推進を図ってまいります。また、平成17年度から実施をしております、七久保小学校の施設整備事業は平成19年度の外構工事をもって完了となるよう進めてまいります。

以上が本予算での重点5項目でございます。

それでは、提案をいたしました平成19年度の各会計の予算概要について総括的に説明を申し上げます。各会計の予算規模でございますが、一般会計は、40億4千万円で、前年度対比は1.5%の増、国民健康保険特別会計は、9億4千万円で、24.4%の増、老人保健医療特別会計は、10億6千万円で0.7%の増、介護保険特別会計は、8億1千万円で、6.6%の増となっており、福祉三会計はいずれも前年度に比べて増額の予算となっております。また、公共下水道事業特別会計は、9億1千万円で、12.2%の減、農業集落排水事業特別会計は、2億4千万円で、3.4%の増となりました。また、水道事業会計は、4億6千万円で、9.6%の減であります。これら7会計の合計予算規模は84億円余で、全体としては1.6%の増として編成をいたしました。

一般会計の当初予算が前年度に比べて増加したのは、飯島東部保育園建設事業及び七久保小学校施設の整備事業を当初平成18年度事業実施であったものを、有利な国の平成17年度補正予算に盛り込みまして、平成17年度事業としたことから、平成18年度の当初予算が大幅に減少したためでございます。

国民健康保険特別会計の予算規模が大幅に増加したのは、医療給付費が増加したことと、老健拠出金の大幅な増によるものでございます。老人保健医療特別会計は、ほぼ前年並みの予算規模となりました。介護保険特別会計は、保険給付費の増額により予算規模も増加をしたところでございます。また、公共下水道事業特別会計につきましては、平成19年度は管渠の工事等の減少から予算規模が減少をしております。農業集落排水事業特別会計は、維持管理業務や起債の償還を中心とした経費が増加をしたことから、予算規模も増加をしたところでございます。また、水道事業会計につきましては、公共下水道事業に併せての水道管布設替工事を中心となっていることから、公共下水道事業特別会計同様に予算規模が減少をいたしております。

それでは最初に、一般会計の主な歳入について説明を申し上げます。

町税は、先に申し上げましたように、所得税から住民税への税源移譲が行われたこと、及び、税制改正並びに地域経済が本格的な回復基調ではないものの、徐々に好転をしていることによりまして、町民税は前年度に比べて大幅に増加をする見込としてございます。また、固定資産税は、平成18年度が3年に1度の評価替の年にあたり、資産価格が減少をいたしました。平成19年度は家屋の新設分等がありまして増加を見込んでおります。また軽自動車税は微増、たばこ税は販売本数の減少により減額を見込んだところでございます。また、地方譲与税は税源移譲の本格実施によりまして、その経過措置として交付されてきました所得譲与税が廃止をされるため、大幅に減少をしております。地方消費税交付金は微減、自動車取得税交付金は微増となる見込みでございます。また、地方特例交付金は、税源移譲によりこれまでの減税補てん特例交付金が廃止をされ、平成18年度から創設された児童手当特例交付金のみとなったために、前年度より大幅な減を見込んでございます。なお、地方税収の動向を踏まえて、新たに平成19年度から3年間の特別交付金が交付をされることとなりました。

次に、地方交付税であります。平成18年度の収入見込額に比べて7.6%減を見込んでおります。また、関連する臨時財政対策債につきましても大きく減少する見込みであります。これらを合わせますと、平成18年度決算見込に對しまして、1億3,000万余りの減額を見込んでおります。

国県支出金につきましては、まちづくり交付金事業及び地域住宅交付金事業等の実施によりまして増額となっております。

また、繰入金につきましては、循環バスの運行事業や福祉医療費の給付のために地域福祉基金を、七久保小学校施設整備事業及び上の原幹線歩道橋の改修工事に新設をされました公共施設等の整備基金から繰入れを行います。また、最終的に財政調整基金からは3,800万円を繰入れることといたしております。

町債は、3億4,000万円で、前年度に比べて40%以上の減少となっております。このうち臨時財政対策債が約50%を占め、建設事業に充てる町債は1億8,000万円に止めました。

以上、歳入について申し上げますが、制度改正や景気の動向などにより不確定要素を含んでおります。現時点で得た情報を基に慎重に精査の上、それぞれの予算計上をいたしたところでございます。

次に歳出予算の概要について、中期総合計画に掲げている施策を基本に説明を申し上げ

ます。先程申し上げました5つの重点施策を盛り込んだ内容を含めて、中期総合計画の取り組み項目の順序に従って申し上げてまいります。

先ず第1に、『みんなで知恵を出し汗を流して協力し合う協働のまちづくり』では、地方分権の時代が到来し、地方自治体が自己決定と自己責任を負いつつ行政運営を行っていくこととなりました。同時に、持続し発展するまちづくりをするためには、簡素で効率的な行財政運営も求められております。多様化・高度化する行政課題の全てに行政だけで対応することは困難であります。行財政改革の断行は必要不可欠であり、今後も強力に推進をしていかななくてはなりません。しかし、スリムな行政で対応できない部分は、住民の皆さんや地域、企業が行政と連携協力しながら解決をしていかななくてはなりません。

平成19年度は、協働の中核となる地域づくり委員会の立ち上げ支援や事業の実践等に対して支援をしていくことをはじめとして、「農地・水・環境向上対策事業」にも各地区の組織が積極的に取り組んでいただけるようお願いをするとともに、この側面的支援をしてまいります。また、情報通信技術の進歩による国の積極的な情報化施策の展開などにより、地域情報化環境の整備の必要性が高まってきております。広報・広聴面ではCATV、議会・町の両広報の他に、インターネットを活用したホームページの充実も図ってまいりたいと思っております。さらに、男女共同参画社会の構築やグリーン・ツーリズム事業も積極的に推進をしてまいります。また、従来どおり友好都市交流事業などの交流事業にも引き続き取り組んでまいります。平成17年度までJICA、これは国際協力機構でございますが、この「草の根技術協力事業」により飯島町国際協力会が実施をしたパキスタンからの研修生を受け入れる「りんごプロジェクト」は、地域の皆様のご協力により多くの成果を得ましたが、平成19年度から新たに3年間のこのプロジェクトが再開をできる運びとなりました。飯島町のりんごが遠くパキスタンで栽培・普及されていくという「夢プロジェクト」の側面支援をしてまいります。

第2に『交流の時代の新しい基盤整備を進めるまちづくり』として、秩序ある土地利用を図り、快適かつ活力のあるまちづくりを進めるために、道路改良に始まり、住宅、環境衛生、交通から防災に至るまで、生活基盤の整備を進めるための諸施策を講じました。現在、町では「誰もが安心して住むことのできるまちづくり」の推進を目標に5年間の都市再生整備計画を策定をいたしております。この計画の目標に基づきまして、まちづくり交付金事業として各種の事業を展開をしてまいります。平成19年度においては、循環バス運行事業、防災無線デジタル化事業、地域交流センター建設事業、国道153号伊南バイパスアクセス道路改良事業を実施をしてまいります。これらの事業につきましては関連する項目においてそれぞれ申し上げてまいります。道路・交通面では、先ず平成19年度から循環バス運行事業を開始をいたします。多様化する道路事情や安全性、利便性を図るものでありまして、これまで公約をしてまいりました事業の一つでございます。最も身近な公共の足と成り得るよう、当面は試行運転をすることにより、地域の皆様の意見や要望等をお聞きをしながら運行経路や便数等を調整をしてまいりたいと考えております。

国道153号伊南バイパス建設事業につきましては、平成19年度において、いよいよ飯島工区に槌音が響くこととなりました。この4月に本郷地区から着工をする予定でありまして、他の地区においても計画どおり用地買収等が進められております。なお、平成19年度には駒ヶ根市福岡地籍の工事が完成する運びとなっております。主要地方道である竜

東線は現在橋梁建設を行っておりますが、平成19年度中には「北河原・中平線」までの吉瀬・中平間が開通となる予定でございます。いずれも早期完成に向け積極的に関係機関と連絡をとりながら進めてまいります。また、一般町道につきましては、継続事業でありました県営農免農道整備事業及び関連する町道本郷幹線の拡幅改良事業が平成18年度をもって完了をいたします。これにより中川村飯沼地区から本郷、七久保地区への東西の動脈がもう一路線完成をしたこととなります。平成19年度は更に新たな東西の動脈でもあり、国道153号伊南バイパスのアクセス道でもあります町道堂前線に集中投資をしてまいります。また、与田切川・中田切川の河川砂防事業の促進、更には、西山一帯をはじめ百間ナギの崩落対策治山・治水事業の促進についても国・県への積極的に働きかけをしてまいります。

消防・防災面や交通安全・防犯対策につきましては、町民の皆様が安心して暮らせる環境づくりに努めてまいります。平成18年度において地域防災計画を策定し、これに基づき住民向けの防災のしおりを作成をして、平成19年度においてこれらの住民への周知を図ってまいりたいと考えております。また、平成2年に導入をした防災行政無線は、これまで災害時を中心に多くの役割を果たしてまいりましたが、年数も経過しデジタル化の時代になってきたため、平成19年度において移動無線を中心にした地域系無線の整備を図ってまいります。また、非常時の飲料水の確保は、水道事業会計において計画的に進めておりますが、平成19年は七久保千人塚配水池に緊急遮断弁の設置をしてまいります。更に、住まいの「とうかい」防止対策事業についても平成18年度に引き続き継続補助を行ってまいります。

第3の『生活の質を高める快適環境のまちづくり』では、生活の都市化とともに、生活水準の向上と生活様式の近代化が進んでおります。質の高い快適な日常生活を営むための環境づくりに努めるとともに、自然環境の保全に努めてまいります。快適な生活ができるまちづくりを進めるために、公共下水道事業特別会計において、当町最後の処理区であります七久保地区の平成20年度供用開始に向けて、年次計画に基づき所要額を予算計上をいたしました。特に、七久保地区の公共下水道事業においては、平成19年度に浄化センターが完成をする運びとなっております。また、農業集落排水事業は、維持管理を中心にした業務が中心でございますが、維持管理費や公債費が増加したことから増額となっております。公共下水道事業及び農業集落排水事業ともに、繋ぎ込み率が年々向上しておりますけれども、まだまだ接続をしていないご家庭がありまして、一日も早く接続をして、ご利用いただくようお願いを申し上げる次第でございます。合併浄化槽の設置整備事業は、区域を変更した地区も含めて、引き続き設置促進をしてまいります。

一方、上水道事業では下水道事業関連の配水管布設替工事が中心であります。引き続きまだ解消されていない老朽石綿管の更新事業をする一方で、先程申し上げました緊急遮断弁の設置工事をするなど、水道水の安定供給に向けて努力をいたしてまいります。

住宅対策面では、若者の定住促進対策として新たに旧東部保育園跡地に特定公共賃貸住宅の建設を行います。2棟で12戸建ての住宅であります。年度内に完成をして、平成20年度には入居できるようにしてまいります。また、平成14年度から始めたIターン者に対する定住奨励事業につきましても、引き続き実施をしてまいります。更に民間業者との連携で構築をいたしました「住情報ネットワーク」は、平成19年3月より町の公式ホ

ホームページにて情報発信をしておりますが、今後この更なる充実を図ってまいりたいと思います。これらの施策によりまして、町外から一人でも多くの若者たちがこの地を「第二のふるさと」として定住いただくことを切に願っておるところでございます。

次に、環境衛生面についてであります。いまや世界のエネルギー需要は急速に高まっております。特にアジア地域の消費の伸びは著しく、今後新たなエネルギービジョンの策定は、国はもとより地方においても考えていかななくてはならない喫緊の課題でございます。当町もNEDO、これは新エネルギーの産業技術の総合開発機構と称しておりますが、このNEDOの協力によりまして平成19年度において町内における新たなエネルギー源について調査検討をしております。また、引き続いて塵芥処理費等に要する予算を計上をしたところであります。町民の皆さんの生活環境に対する意識が高まっていることから、是非ごみの減量化による「資源循環型社会」の形成にご協力いただきたいと思っております。

第4に『共に支え共に生きる健康・福祉のまちづくり』でございます。乳幼児から高齢者までの住民誰もが、障害のあるなし、性別や年齢にかかわらず、共に支えあい、共に安心して健康で暮らせるよう保健・医療・福祉の連携のもとに、各事業の推進のための諸施策を講じてまいります。

先ず、児童福祉面についてであります。懸案でありました飯島東部保育園建設事業は平成17年度に着手をし、平成18年12月に完成、平成19年4月からは東部、田切、本郷保育園の園児全員がこの新東部保育園に通園することとなりました。町内の保育園から僻地保育園はなくなりまして、認可保育園三園による運営となります。一抹の寂しさもあるかと思いますが、これにより混合保育が解消されると共に、新たな施設環境のもと園児たちがより多くの仲間達に接し、より元気に、たくましく育っていただけるものと考えております。また、同保育園内に地域子育て支援センターを併設をして、相談員等を配置をいたします。親子の仲間づくりの場として、また、子育てで悩む保護者の相談業務にあたりますので、気軽にご利用いただきたいと思っております。また、平成18年度は保育料の軽減を行いました。この軽減内容とは、それまで同時入園者に限り適用されていた二人目の保育料は2分の1、三人目以降10分の9の軽減をこの枠に加えまして、平成18年度からは第2子以降の園児であれば、すべて3分の1軽減とすることとしたものでございますが、この保育料の軽減措置は引き続き平成19年度においても継続をしております。

平成15年度から実施をしております就学前までの入院・通院を対象とした乳幼児医療費につきましては、平成18年度からは小学校第3学年修了時まで無料化を拡大してまいりました。平成19年度は、更に小学校6学年修了時まで無料化を拡大をし、子育てをする保護者への負担軽減を図ってまいります。また、制度改正により従来まで3歳児未満の第1・2子に対する月額の子童手当支給額5,000円を10,000円とし、拡大をして支給をしております。更に、不妊で悩む方々のために、平成19年度も県の不妊治療助成事業に上乘せの補助をいたしまして、治療費の負担を軽減をしております。なお国はより健全な出産を助長するために、これまで妊婦健診に必要な費用を2回まで公費負担してまいりましたものを5回までといたしまして、平成19年度中に実施をすることとしております。今後医師会等との手続きの調整を経て、当町でも前向きに取り組んでまいります。福祉施策につきましては、平成18年度から介護慰労金や障害者福祉金、福祉年金等の金

品の給付に関する部分は段階的に削減をすることといたしまして、平成19年度においても昨年度と同様に、段階的に削減給付することとしております。今後は増大する高齢者・障害者福祉関係の制度の充実のため、真に必要な財源に充ててまいります予定でございます。

次に高齢者福祉でございますが、介護保険事業につきましては、高齢者とともに介護認定者も増加をし、保険給付費は年々増加をいたしております。今後は、給付の適正化に努めると共に、地域包括支援センターを中心に介護予防にも力を入れてまいります。また、継続事業として福祉タクシー券の交付などの外出支援事業や在宅理美容補助などの事業を継続を実施してまいります。

障害者福祉面では、障害者がその人に適したサービス利用をしながら、地域社会で自立した生活を営めるよう将来にわたり支援をしていくために、障害者自立支援法に基づき各種のサービスが始まりました。制度の周知を図り、適正な運営に努めてまいります。また、小規模授産施設「こまくさ園」及び共同作業所である「やすらぎ」は、これまでどおり運営をし、引き続き障害者福祉の増進を図ってまいります。県の身体障害者の相談員制度廃止に伴い、町では、この補完的相談員の配置をして相談業務を継続をしております。

平成19年度から新たに住民の健康寿命を伸張し医療負担の軽減を図るために、昭和伊南総合病院と連携をして、ピロリ菌スクリーニング検査を行い胃がん予防を図ってまいります。また、継続事業として、三歳児子育て未来飛行、子育て相談などの施策を引き続き講じてまいります。この他、町民の皆様が、いつまでも健康で暮らせるための、各種検診の実施や保健指導にも力を注いでまいります。さらに、国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計などにおける医療費や保険給付費等に対応する繰出金の予算措置を講じたところでございます。

第5に『地域の魅力を生かした産業づくり』では農業、林業、商業、工業の各産業間の連携とバランスのとれた発展をめざして、農業では、地域複合営農の再構築により安心安全農業をめざすとともに、他産業と連携をして新たな農業の展開を図り、林業では、健全な森林の育成を促進するとともに、環境の視点も重視をして整備を進めるための諸施策を講じてまいります。また、商工業では、技術力の高い工業振興と地域のふれあいを基本とした魅力ある商業展開を進めるとともに、交流事業等を通じて農業・商工業・観光の各産業がお互いに連携をしあい、地域の特色と資源を生かした産業の展開を図るための諸施策を予算化をいたしました。特に、農業については1,000ha自然共生農場との位置づけのもと、国の新たな品目横断的経営安定対策事業への対応と相まって、今後営農センターや農業協同組合と連携をとりながら、力強い担い手の育成と安心安全で競争力のある農業の推進に努めてまいります。

先程も申し上げましたが、平成19年度において、国が新たにはじめます「農地・水・環境向上対策事業」を導入してまいります。5年間の事業であります。農地を保全することと、農用地の環境保全型農業を構築していくという観点から、共同活動とともに営農活動への支援をしております。また、前年度に引き続き「栗の里づくり事業」を実施をするための補助金を計上をいたしました。今後、新たな町を代表する農産物の一つとしてこの定着に努めてまいります。「道の駅花の里いいじま」は、オープンして満5年を迎えお陰様で多くの方々に来場いただき、平成19年秋頃には来場者が100万人を突破する見込みであります。平成18年度からは、管理運営を指定管理者「道の駅花の里いいじま

利用組合」に委ね、更なる充実が図られてきております。町といたしても引き続き財政支援をしてまいります。

この他、県営事業として、七久保片桐地区の中山間地域総合農地防災事業につきまして、引き続き事業の促進に努めてまいります。また、土地改良事業維持管理適正化事業につきましては、平成19年度は、大田の沢用水路、町谷用水路の改修工事を行ってまいります。林業面では、松くい虫の被害に対応するため、道路やJR周辺等の安全確保を重点として対応をしてまいります。この他、町有林の保育事業を充実をさせるとともに、間伐事業に対する補助も従来どおり実施をしてまいります。

商工面では、新たに企業振興策を講じてまいります。町内に企業の立地を進め、そこから多くの雇用を創出をし、人口が増え地域経済が活性化する構図を描きながら、既存企業の育成と企業誘致を促進するための支援制度を予算化をいたしました。また、町内中小企業の極めて厳しい経営環境を踏まえ、前年度に引き続き、商工会への支援事業を継続し、商業地の活性化事業の補助、商工業振興資金に対する利子補給などの支援策を講じたところでございます。また、商業の地元滞留率に少しでも歯止めがかかることと、子育て支援の両面から商工会とも連携をして、新たに「子育て応援券交付事業」を実施をすることといたしております。

第6は『生きいき学び楽しむ生涯学習のまちづくり』でございます。家庭や地域における子育てをはじめ総合的な子育て支援をするとともに、町民の自主的な参加による学習・スポーツ活動の活性化を図り、芸術文化活動の推進や伝統芸能等の継承を進めるとともに、歴史遺産の保全や活用ができるよう諸施策を講じたところでございます。

特に、子育て支援面においてであります。現在、子どもたちを取り巻く環境は、出生率の低下やそれによる少子化、児童虐待やいじめ、不登校など年々その深刻さを増しております。それに対応するためには、現在、年齢や施設により分散している当町の施策の窓口を一本化することが急務であることから、平成19年度には「こども室」を設置をし、妊娠乳幼児期から青少年期まで一貫した「こども施策」を展開をすることといたしました。この「こども室」において、子育て支援センター事業や保育園事務などの児童福祉、小中学校事務等を子育て支援の要として一括担ってまいります。

なお、具体的事業といたしましては、生活習慣確立や食育事業、ブックスタート事業や教育相談員の配置、子育て応援券交付事業補助、放課後児童健全育成事業の拡充であります。平成19年度から新たに、子ども広場推進事業を実施し、子どもの居場所づくりや自然活動・社会活動等の体験事業等を実施する中で、心豊かな子どもの育成に努めてまいります。

学校教育面では、引き続き、町費支弁の教職員の配置、「AET」の設置をしてまいります。これに加え、平成19年度においては、飯島小学校に従来まである情障学級1クラスを2クラスに、七久保小学校には無かった情障学級を1クラス新設をして、七久保に特別支援教育支援員を町費にて配置をしてまいります。これは、学校教育法等の改正に基づくものであり、これにより発達障害者に対する子ども達へのよりきめ細かな対応が図られることとなります。

この他、平成17年度の繰越事業で実施をした七久保小学校の耐震・大規模工事の継続事業として、七久保小学校の外構工事を行います。これによりまして、平成14年度から

実施をしてまいりました一連の義務教育施設の耐震補強・大規模改造事業は終了となります。また、飯島小学校北にあります町道上の原幹線の歩道橋改修工事も実施をしてまいります。

生涯学習・社会教育面では、図書館事業につきましては、平成18年度から指定管理者である飯島町振興公社に運営を委ねましたが、業務に支障はきたさずスムーズな運営ができております。今後は祝祭日も含め開館する方向であり、さらなるサービス向上をめざしてまいります。

地域文化面では、「いいじま文化サロン」の取り組み及び歴史民俗資料館陣屋本陣等の開館業務並びに歴史民俗資料の保存管理に努めてまいります。

また、先に申し上げましたが、国の直轄事業及び県単事業につきましても関係諸機関との連携を図りながら、更に事業促進が図られるよう要請努力をしてまいります。

以上、新年度の施策に関する所信の一端と、新年度予算の大綱について申し上げました。国の人口が、減少期に突入した中で、当町の人口増・活性化を図るには不断の努力が必要であります。町長として町民の皆様の先頭に立ち、「安心安全で住みよい町」、「暮らしやすい町」、「活力のある町」づくりに全力を傾注してまいる覚悟であります。そのためにも厳しい現状を認識をし、更なる意識改革により日夜努力しておる職員とともに、町長以下一枚岩となって常に住民の皆さんとの気持ちの融合を図るべく、今後の行財政運営にあたってまいります。町民の皆様とその代表である議員各位の格別なるご理解とご協力を切にお願いを申し上げ、平成19年度の施政方針と一般会計並びに特別会計の予算概要の説明といたします。長時間ありがとうございました。

議長

ここで休憩をとります。再開時刻を10時30分といたします。休憩。

午前10時11分 休憩

午前10時30分 再開

議長

休憩を解き会議を再開します。これから予算7議案について一括して総括質疑を行います。なおこの後、予算審査特別委員会へ審査を付託することになっておりますので、本日は総括的な事項について質疑されるようご協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

6番

三浦議員

それではいくつか質問をさせていただきます。大変に厳しい状況の中での予算編成ご苦労様でございます。先ずさまざまな事業にかかわる入札の問題についてひとつはお聞きをしたいと思います。先の信濃毎日新聞の2月17日付なんですけれども、総務省、国交省では談合防止の素案として全市町村に一般競争入札を導入するというような素案を発表しております。そういう中で12月の議会でも一般競争入札にしては如何かというような質問もいたしました。指名競争入札を当町では行っていくというようなご答弁をいただいたことなんですけれども、今後そういう一般競争入札を導入したときに、町内業者の皆さんがまあ町内の中で生き残っていくということに対して、私はいろんな条件をつけたことによって維持されていくとそういうことも考えられると思っておりますし、またあのまあ今、指名競争入札で町の業者の皆さんが仕事を行っていただいて、請負っていただいているわけなんですけれども、その下請けで請負っている業者の皆さんが町内業者ではないでは

ないかというような声もたくさんいただいております。そういう点で考えましても、これから入札については町内の業者の皆さんが本当に仕事に町内で頑張れるという、そして町にも還元を、大切な住民の皆さんの税金ですので、町に還元されるような方法を考えていかなければならないと考えるわけですが、その点についての今後の考え方をお聞きしたいと思います。

それからもう一つ、特にお聞きをしたいなあと思っておりますのは、ふるさとづくり計画に基づいて福祉面、特に障害者の皆さんや高齢の皆さんそれから母子家庭の皆さんの福祉年金などの削減が、計画に基づいてされるわけです。まあ、ふるさとづくり計画で見ますともう既に廃止はされてしまっているというような状況にもあるわけですが、段階的に削減していくということで、今年も減らされてきているということなんですけれども、計画を立てたときから考えますと非常にさまざまな、そうした弱者の皆さんにとっては厳しい社会状況が起きているわけですし、またその半面税金ですね、老齢年金の廃止や定率減税もまあ今年もまた今度は全廃ということにもなってくるわけですが、その跳ね返りで非課税の皆さんが税金がかかってきたり、そのことによって住民税に、また他の施策に対してもなかなかその非課税枠から外れたことによって恩恵が受けられないというような状況もあるわけですので、もっと考え方を変えていかななくてはならないのではないかなというふうに私は考えているわけです。

で、そういう中で先程も安心安全でまあ町内で安心して暮らせるまちづくりをしていきたいというふうに所信の表明もありましたので、住民の皆さんの血税を「ばらまき」という言う方については私ちょっと疑問もありますが、そういうことはなく他の面で真に必要なところにお使いになると言われましたので、例えば介護慰労金が削減されますが、ではその削減されてそのことによって今まで恩恵を受けていた皆さんが被る、生活とかさまざまな介護の面で支障をきたした部分について、どんな支援ができるのかということについてお考えがありましたらお答えをいただきたいということで2つお願いします。

町 長

まず、この入札制度の問題ですが、今まさに国を挙げてこの入札制度が大きなしつつの社会的な課題になっておることはご承知のとおりだと思います。国土交通省が新年度から新しいまあ一般競争入札制度の枠組みを法制化しようという形で今考えておられて、これがあの従来の入札制度の適正化制度とどういうふうに変ってくるかということとはちょっと今のところまだ細かいところまで承知をしておりませんが、いずれにしてもこの国の方針が出る段階ではまたそれぞれまあ町なら町の対応も対応していかなくやらないと思っておりますが、まあそれ以前の問題として今この公共事業、できるだけまあ安い事業費でもってその仕事、いい仕事をしてもらおうというのは基本原則でありまして、まあ一般競争入札的な要素も町では億単位の事業はそうした制度に乗っかってやっておるわけですが、日常ではそうした大きなものではないので地域をひとつの考慮した上での指名競争入札制度が主流でございます。基本的にはこれはあの助役を中心にした資格調査委員会あるいは指名業者選定委員会の枠組みの中で判断してやっておりますけれども、やはりこれはあの公正、公明、競争性がないといけないということももちろん私もそういう認識でありますし、それからもう一方ではやはりこの地域の産業づくり、まあ税から派生したその事業の還流というものがやはり地域に落ちて、そして全体としてまあ地域の産業活性化、建設業者も含めた上での、まあそこに勤める方

たちの給与所得にもつながっていくわけでございますから、そうした還流がどうしても必要であるというまあ、ちょっとあの立場上はこう両相反するような部分もあるわけですが、それらをまあ総合的に如何に住民の理解の得られる、また町の公のこの事業、公共事業費というものが公正に使われるということはもう主眼でございますので、いろいろとそういう両面の観点からひとつ今後の入札制度というものは考えていく必要があるという認識でございます。

それからもう一つの、ふるさとづくり計画に基づく、特に福祉面での一律的な金品給付の問題でございます。これはもうさんざ再三議論をしてこのことをやってきておるわけですが、最初計画づくり、計画の位置づけは即廃止というような前提でございましたけれども、やはりまあ一気にそうしたことに踏み切るのではなくて、当時も非常にまあ経済低迷しておりましたし、今もまあそうではありますが、それらの該当者の心情を思いながらも段階的にひとつ削減して5年計画でやっていこうということで、今その途中にあるわけでございます。従ってこれはあの1つの枠組みでございますから、削ること先ありきという考え方ではなくて、そうした一律的な、まあ先ほど三浦議員も「ばらまき」というようなことをおっしゃいましたけれども、それに近いような考え方は改めて真にそうした財源を必要とする福祉の施策に転換していくという考え方で今進めておりますので、まあそれがあの障害者支援法のいろんな事業であり、また在宅介護支援センターの派遣も伴う事業の充実であり、介護保険の給付費もうなぎ上りであります。老健もそうでございます。いう方へできるだけお金を回してメリハリをつけていくと、こういうことが基本的な考え方ありますから、決してあの一方を切ってそのままということではないことを是非ご理解いただきたい。以上でございます。

議 長  
6番  
三浦議員

他にありませんか。

続けて今の福祉の面でもうひとつその続きでお聞きしたいと思うんですけれども、只今あの福祉、例えば障害者支援事業とかそういう部分で充実をさせていきたいというふうにあの答弁いただいたんですけれども、そういう中で実際にその事業サービスを受けようと思うが受けられないと、まあ介護の面でもそうなんですけれども、やっぱり利用料とかそうした面で実際には受けたいサービスが受けられないという方がいます。現実には、例えばまあ利用を減らすとか、やめるとかということも生まれてきているわけです。そういう方たちへの私はあの支援という面で非常にこれからそういうことが、きめ細かなそういう支援がないと、いくら事業を充実させると言うだけでは対応できない面があると思います。そういうことを今後も視野に入れながらあの実態をやはり、つぶさに受け止めていただいた中で税の有効な使い方、住民の皆さんが本当に安心して町内で暮らしていける、また飯島町に住んでいただける方を増やすならやはりそういうところに目が行き届く行政でないとなかなかそういうふうにはならないというふうに考えますがその点いかがでしょうか。

町 長

できるだけ努めてまいりたいと考えておりますけれども、やはりあの個々の現場に入るいろんな課題があるんだろうと思いますので、できるだけ現状を把握して、それからまたあの広くそのことを支援法の問題、考え方に基づいた啓発PRもしながら、個々の対応についてまあ精一杯まあ現場的な考え方で努めていきたいというふうには、今後ともまた担当の方も指導しながら考えていきたいと思っております。

議長  
10番  
松下議員

他に。

予算書また町長の施政方針演説を聞く中で、私は福祉、医療関係、子育て支援等に予算を割いて大きく計上しておるということをまあ高く評価するものであります。まあそれはそれで結構だと思いますけれども、昨日も織田議員の方からちょっとそれに関連した質問があったわけですが、このようなことをこの各自治体がこぞって競走のごとくですね、あっちの町には負けたくない、こっちの村には負けたくないというそういうその意識のもとに、このようなことをどンドンどンドンやっていたら、財政の豊かな自治体は私はいいと思いますけれども、財政基盤の弱い自治体は財政がひっ迫し、最終的には住民負担に跳ね返ってくるのではないかとまあ心配するものであります。またこれに対する保護者、当事者はどう考えているのか、こういうこともやっぱり聞いてみる必要があるんじゃないかと思えます。やってくれて当たり前、やらなければ行政がだめだ、私はこれではいけないと思えます。社会に対するやっぱり感謝の念というか、ありがたいと、申し訳ないと、そういうようなやっぱり気持ちが無いといけな。今それが欠如しておると思えます。そういうことでやっぱり生涯学習でやっぱり社会教育にもうちょっと私は予算を省いて、省いてということじゃなくて、予算を大きく盛ってやっぱりそういうことを充実していくということがこれからの社会、一番今、日本人に欠如している問題をやっぱり取り上げて、やっぱり精神面のやっぱり教育をしていくということが、これはまああの学校で公立学校ではできないことでありますから、これは大人も子どももこぞってやっぱり生涯学習をしていくという、そういうことに行政もとちょっと力を入れて行っていただかないと、それこそ人に頼り、依存心の強い子どもばかりできて、また大人もしかり、まあ例えて例を言えばとにかく今保育園に0歳児が入園しております。まあ聞くところによると「おしめ」も朝、換えて来なんで、現場へ来て保育士の皆さんがその「おしめ」を換えるのが一番先の仕事だと、そんなことが現状だ、まあ一部、それはほんの一部のまあ保護者だと思えますけれども、そういうことがあるということ聞いたときに果たしてどれだけ見てやったらいいのか。見てやるまあそれはちょっと言葉がまずいですが、そういうそのことを助長するような支援であってはならないわけで、もうちょっと精神的に鍛えるべきだと思います。それからそういうことが給食費の未納問題にもつながってくるんじゃないかと、私は意識を変えていかんとこの飯島もしかりですけれども、日本の国民が本当にダメになっちゃうんじゃないかと、まあそんなことで私は憂慮する面がある。本当に困る人は手を差し伸べるべきだと思います。これが本当の行政であり福祉じゃないかとまあそんなことを思いますが、もし町長よかったですら答弁をお願いしたいと思います。

町長

まああの、子育ての問題にしる福祉の問題にしる決してまああの競争、各町村競争でということ意識のもとにやっているということではないわけでありまして。町のこの人口増、活性化に向けたこのまちづくりを何としてもまあギリギリのところ予算付けを伴った形で進めていく必要があると。でないとこの町なら町は疲弊していつてしまう。少子化の現象の中ではそういう形でありますので、まあ結果として同じようなことをやはり各町村も考えることだろうと思えますけれども、まあそれはそれとして、町の基本はやはりこの地域総合計画の柱に沿って、今現状でもう成し得るギリギリの線の中で財源充当をして、一方では削減するものをメリハリをつけて移すと、こういう考え方でありますので誤解のな

いようをお願いしたいと思っております。ただその結果をもってそれなら大丈夫という保証はございません。不断の努力、それにはやはり行政と地域とそれから今言う子どもの子育ての問題も含めて、家庭の問題との役割分担をどういうふうに責任を持ってそれぞれが果たしていくかということでありまして。まあそれらの認知についてはまたあのいつも子育て未来飛行とのお母さんたちとの話し合いでもしております。町の限界はここまでなんだと、というようなことも理解してもらいながらやっていますし、これからもそういう理解をしてもらう、厳しい厳しいと言っておる割にはだいぶこう手当てしてくれるんじゃないかということが、軽んじて一方的に走り出しておっても困るというようなこともございますので、それがまあ今言う生涯学習の中でもそうしたことをというふうに言っておられますので、今度それを一貫した体系の中でやってまいる、子ども教育、子育て支援という制度にしてまいりますので、その辺も含めてひとつそれぞれの自己責任の中で分担し合ってやっていくと、こういう基本的な考え方は何ら変わるものではないというふうに考えております。

議長  
3番  
曾我議員

他に質疑ありませんか。

先程町長が、いわゆる新型交付税について、まあ増額が見込めないというお話でありました。こないだの報道で私が聞いた報道では、この見直しによって全国の75%の自治体が増額見込みだというようなことを公表したというような話を耳に聞いたわけですが、飯島ではそれを試算をして増額がないという判断なのか。まあ控えめに増額は無いけれどもあればいいだろうという判断なのか。そこらのとこと、もう一つは今、三浦議員の方からも質問がありましたけれども、入札制度の問題ですけれども検討されたということだったんですけれども、まあ結果は従来どおりというふうに私には聞こえたんですけれども、まあこれだけ世の中が変わってきてとかまあ関心が高まってきておると、やっぱりまあ結果は同じでもそれはしょうがないんだけれども、非常に論議を深めたという結果そうだったという説得力のあるこの説明がいただきましたかというふうに思います。以上です。

町長

まああの交付税総額が削減をする中で、新しい交付税制度が一部入ってくるということで、その要素が人口と面積ということで交付税総額に占める約10%それに配分していくという考え方が私ども非常に期待をしておったわけでありまして。実は。まあ人口の問題は若干厳しいところがあるわけですが、こうしたあの広い1,000町歩ぐらいのまあ山も含めた面積があるわけですから、その面積によるところが期待しておったわけでありまして、やはりあの全国的な試算をされその数字をもって担当の方で試算をしますと、もう、そう、あまりそのプラ・マイの関係がございまして変わらないということで、数百万のまあアップというような数字が出されておりました、それをもって先程はまあだいたいあまり変わらない、現行維持だというふうにお話を申し上げたところでございます。従ってあの今のこの新型交付税の考え方そのものだけではあまり期待できないというふうに考えております。

それからのあの入札制度もいろいろあの検討してまいりました。特にまた新年度に向けても国の動向がどういうふうに法的に出してくるか踏まえて、新たなまたあの枠組みの中で助役を中心にしたこの選定委員会等で十分議論をしてもらうというふうに考えており

議長  
7番  
竹沢議員

ます。今のところはいろいろ検討した結果でやはり地域性の問題もあるしそれから競争性の問題をどう整合していくかということで現状の今ある姿になっておると、こういうふうにご理解いただきたいと思います。

竹沢議員。

先程町長から平成19年度予算議会にあたりまして、施政方針の演説がございまして、飯島の町民が安心して幸せに暮らせるまちづくりのための、自立して2年目、また高坂町政4年目の仕上げの予算の提案がありまして、メリハリの予算だということで受け止めておるわけがございまして、特にこの子育て支援の政策また国土交通省の支援をいただいでこのまちづくり交付金事業をうまく取り入れたインフラの整備等々の予算編成であるわけですけれども、一つ伺いをいたしますが、以前に一般質問でも申し上げてございますけれども、長野県本県が以前の田中県政におけるコモンズ支援金から代わりまして、元気づくり交付金事業を展開をしております。これについて当町でも当町自体の事業及び各団体からの事業について県の方へ要望を上げているわけでありまして、これについても私の承知している範囲では、例えば昭和病院と連携してのピロリ菌スクリーニング検査、あるいは国際協力会への支援とかそういった事業を確か飯島町は手を挙げていると思いますけれども、これらがどのように19年度予算に反映されているのか。また県の査定の動向、もう終わって事業確定しているのか。そこら辺の状況について施政方針では触れられていませんのでご答弁をいただきます。

町長

前の田中時代のコモンズに代わっての今度は元気づくり支援金ということで、同じまあ10億円の枠の中で今新しい制度として発足をしました。19年度の予算では今あのお話にございましたまあピロリ菌の保健予防対策も含めて、町独自のもの、それからこれはできるだけまあ民間の活力につながるようなという新しい知事の考え方もあるものですから、広く呼び掛けて募集をして今まとまった段階でございまして、県の方へ申請中でありまして、この決定になるのはどうも4月に入って以降という形でございまして、今その予算の裏付けを財源をどの事業へ、例えばピロリ菌もそうでありますけれども、特定財源として充当してございませぬ。結果を見てまあ町の配分が総額でどのくらいになるのか、また民間団体へ直接行くものはどのようなのかということ判断して、一部また補正対応も出てくるかと思っておりますけれども、そういう考え方である7項目ぐらいの事業について今申請をしておりますので、どうなりますかまたできるだけお願いをしながらひとつ結果を見て対応させていただきたいと思っております。

議長  
9番  
宮下覚一議員

他に。

保育園についてですけれども、まあ東部保育園本年度4月から開園になるわけがございまして、3園統合することによってそのメリットですね、が19年度予算に対してどの程度見込まれておられるのかその点についてお願いいたします。それから道の駅の「花の里いいじま」でございまして、まあこれは指定管理者で運営されております。まあこれにつかまして財政支援をしているわけがございまして、それに合わせてですね、今年度のその「栗の里事業」に対しまして町で補助金を出すということでございまして、まあこういった外部的な施設・施策に対しましてまあ指定管理者を導入している町にとりま

町長

して、関わり、町としての関わりをどう考えておられるのかをお願いをします。

今度まあ再編しました3園を1つにした保育園の特にまあ費用面でのメリットでありますけれども、あの現在数字的に固めて、これだけのメリットというふうな数字はまだ掌握してございませぬけれども、当然考えられる一つのそれぞれありました保育園の維持運営費、営繕も含めて、これはあのすべてゼロになるという形になりますけれども、一方でまたバスの購入もしたりして運行してまいりますので、その辺のプラス・マイナスが出てまいりますし、それから特にあの人件費の問題であります。それぞれまあ兼務の所長を置きながら職員体制を配置してきたわけがございまして、これはあの全部一つの保育園に統合することによって、まあ人数でちょっと何点いくらかというわけには、ちょっと今現在のところありませんけれども、一部には子育て支援センターのスタッフとしてというようなことも考えておりますし、当然やっていかなきゃならない事業の方へ、その経験をもって振り分けていくといいようなことも出てまいりますので、一応4月当初スタートした時点で改めてまた試算をして、その数字というものがどのくらいのメリットにつながって、まあ行政改革につながるということと同時に、この今までの保育の水準と比べてどうかという検証をしていかなきゃならないというふうに思っておりますので、もう少しちょっと時間を貸していただきたいと思っておりますが、人件費を中心にして当然あのメリットは出てくるという判断をしております。

それから道の駅と、これはまあ新しくまた「栗工房」というような形で事業を進めてまいりますけれども、道の駅もだいたいあんな、権兵衛峠等の開設の効果もあって、過日も総会に招かれて行ってまいりましたが良い報告を聞いております。全体の伸びが10%以上売り上げ等も伸びて、自主運営の緒に就いたというような傾向が伺われるので大変うれしく思っておりますけれども、今ここで行政が手を緩めると、なかなかこれはあの今後ともつないでいかなぬ部分もやはり人員配置の問題も含めてあるわけがございまして、町もあの当初から段階的にまあ5年目を経過いたしますけれども、その自立を目指してもらって意味で、段階的にその補助を削減してきておりますけれども、もう1～2年はやっぱり歯を食いしばってもらう。必要な部分については、特にあの人件費の部分の充当でありますけれども、していかなきゃならないというふうに考えておりますが、まあ町もこういう状況でありますので、使用料もいただいでおることありますから、それが増えていくような方向の中で相互効果の中での一つの支援体制をもう数年は続けていきたいというふうに思っております。止めもなく目標もなく支援していくというわけにはまいりませぬけれども、今が一番大事な時というふうに、ちょっとくどいようではありますが申し上げておきたいと思っております。それから栗の問題についての今年度の予算対応については、苗木の補助金の5割というものが入っておるわけがございまして、この建設について町が補助をするという考え方は今のところございませぬ。来年にはまあ着工オープンするということで予定を進めております。土地開発公社の方で一部用地取得を今年度中にやりますけれども、そういう形でございまして、その材料の量が確保できるような特産品化できるようなその仕組みを今町としてできるだけの補助をしていくと、こういう考え方でございまして、よろしくお願ひいたします。

議長  
11番

他に質疑ありませんか。

織田議員

今年度の予算は先程冒頭の方にありましたように、昨年が芽出し予算と自立の芽出し予算。まあ今年はその芽を出た芽を少しでも育てていきたいとそういう町長の思いを感じたわけでございますけれども、併せて冒頭にありました町長4年の任期の一つのまとめというかね、4年とすれば総決算あのまとめの予算でもあるというような意味合いのことを申されました。そうした中で思い入れをまあ強く感じるわけでありまして。それでまあこうやってあの毎年の一般会計まあ特別会計もアレですけれども、予算規模を見てみますと、だいたい40億円前後の内容が一般会計の予算になっておりまして、こう4年ほど遡ってみますと、15年の一般会計の予算が38億2,500万、16年が42億1,800万、17年が42億2,000万と、18年は補正によって前倒しで七小の耐震改造、東部保育園の前倒し予算の国からの執行があり、減ったという理由で39億8,000万、そして今年が19年度が40億4,000万というようなことで、いずれにしましても私どものこの飯島町の予算、一般会計的なものを見ると、大きなまとめとしては、ああ飯島町は一つはまあ40億というものが一つのアレかなというようなことを思うわけでありまして。まあそうした中でやっぱり経常収支比率が依然として85.2%ということで、努力をしているということは、努力した結果でこうなると、この努力がなければもっと上へ行っているというようなお話もありました。ですので、ここらの点についての更なるこの硬直化ということも心配されて、なお且つ今後新しい指標になりました実質公債費比率ですか、これが今はいいけれども、だんだんこれが上へ上がっていくというようなことが苦しい財政運営が余儀なくされるというような展望をされております。こうした中でこのこうした標準的な指標になるものの比率の低下・低減に向けての更なるその視点というか努力の視点ということをお伺いしたいと思っております。どのように。

それからこうやってみますと、あの箱物行政、いわゆるハードの行政からソフトの行政に移っているということをつくづく感じているわけございまして、飯島でも大きな建物、文化的な建物、学校的な内容の補修、建築・改築、それから必要なハード的な施設はまああの言えば切りは無いわけでありましてけれども、まあ町としてのまあ大意は、私は切りは無いけれども保たれて、だんだん構築されてきていると思うわけでありまして。それでこうした箱物という一つの財政、箱物を作ったりということからいわゆるソフトへの主面へのシフトがされてきたということで、この面でのこうしたあの今後そのハードとソフトの考え方において、そのまあ子育て、教育、人口増活性化、これはハードの面もあるけれども、ある面では相当なるソフト面での内容が謳われなければならないと思っておるわけでありまして。それでまあ要は箱物いわゆるハードからソフトへという大きな転換期にあるという、そうしたまあ認識ということについて、まあ私はそう思うわけけれども、そのこうしたことについてのお考えがあったらその2・3点、これはあの総論的なことになろうかと思っておりますけれども、お伺いをお聞きしたいと思います。

町長

行財政改革を今後更にどのように進めていく、これがあのふるさとづくり計画の考え方と相まってどうだというご質問でございます。再三申し上げておりますように、この行財政改革という部分については確実に着実にこのふるさとづくり計画に沿った行き方で今後とも進めていかなければならない。これが先ず基本であります。同時にまたあの国・県のいろんな行財政状況によって変わってくる部分もありますけれども、町の基本としてはそこに主眼を置いてやって、まあこれからもそうやってまいりましたし今までもそうやって

まいりました。で、あのこのふるさとづくり計画も策定当時からで3年がここで経過をしようとしているわけでありまして、そこにもありますように、3年たったらもう1回見直すんだと言う一つの考え方が基本でありまして、確かにまあ交付税それからその他の財源等につきましても税源移譲につきましても、当時の考え方よりもかなり町にとっては、まあどこの市町村もそうだと思いますけれども、厳しい状況の中でそれが推移しておるということでありまして、今まあ町も職員の数は100人態勢、それから各種の住民の皆さん方にも補助金や負担金や、先程出ておりますこの、いろいろ福祉の問題につきましても、このふるさとづくり計画という合意をいただいた中で、まあこの無理をお願いしておるわけでございますから、それは着実にやっていって、この見直しの前提で将来展望がどのように財政と絡んでやっていけるかということは、もう一辺見直して、当然これは緩めるというような時代はもう来ないと思っておりますので、更にまあ厳しいまた対策を講じていくと、こういう考え方ではありますが、現在3年目にあって現在は今でき得る範囲内でこの施策を構築しておるというふうにご理解をいただきたいと思っております。

それからまあその中でハードとソフトをどのようなまあ枠組みの中でということではありますが、もう公共事業、特にあの箱物というふうに言われましたけれども、もう町で今、箱物を公共事業としてやるようなものはほとんどございせん。むしろ今あるものをどういうふうに整理をして、統合できるものはしてやっていかなきゃならんし、または更にもう近々のうちにこの大規模な改修と申しますかりリニューアルと申しますか、今ある施設がそういう時代に入ってまいります。もう作るに等しい匹敵するくらいの多額な費用というもの箱物にしる道路にしる橋梁にしる、出てくるという時代を想定しながら、極力まあ基金等もこう造成をしてそれに対応していかなきゃならんということでありまして、箱物を含むハードはできるだけ抑えながら、かといってあの無駄な事業は、どうしても必要な、今度の堂前線や153対応、それから河川の問題いろいろございせんけれども、砂防の問題もそうですけれども、それに関係するものはどうしてもこれはあの安全安心なまちづくりという観点から手を緩めることはできませんので、歯を食いしばってやらなければなりませんけれども、そういう方向。同時にまたあの今言う子育て支援から始まって男女の共同参画の問題、生涯学習の問題も含めて、住民の皆さんがそういう厳しさを実感をするような意識改革もやっぱりやっていかなきゃならんということでありまして、どうしても生涯学習を含めたソフトの方もひとつ理解をいただくような、これはそう金の掛かる問題じゃないと思っております。意識の問題でありますから並行してやって行かなきゃならんというふうにご考えておるところでございます。

議長  
5番  
森岡議員

森岡議員。

町長の施政方針演説をお聞きいたしました。こういうことがあります。会社は社員のためにあるんだということで、社員のためになるように一生懸命経営していったと。社員が元気になって会社が大きく発展していったと。まあこの不況の時代にあってもそういう関係の中で業績を伸ばしている会社もあります。まあ町長の演説の中で「幸せ安心なまちづくりと」これが町長の使命であり役目であると、行政は町民のためにあるんだと、そういうお話の中でこの予算が組み立てられております。まあ非常に大事なことだなどこう受けとめたわけでありまして。それともう一つは、まあ活性化・活性化と言いますけれども私は

何が活性化とよく言っていることですが、子どもの元気な声が聞こえる所、施策だなんかじゃなくてお金を注ぐんじゃなくて、一番大事な人、それも若い人が育っていく、そこに活性化というものが生まれてくる根本だと思うんです。で、今度の予算は、その子育て支援また活性化ということに重点を置かれた予算ということで非常にいいなと、時に合った政策を打ち出されたところなふうに見させていただいております。また内容については、なお検討もさせていただきたいと思いますけれども、そんな中でこれだけの事業をやるには、いろいろと予算を立てるには資金繰りもえらかったと思うわけでありまして。まあ昨日もありましたけれども、基金を一本化してそれを上手に活用していくというような努力工夫もされたり、また国の事業を取り入れて財源にしているということで、非常に予算組立的にも努力をされております。そんな中で一つお聞きしたいのは、昔はどうか以前は財政調整基金を一般財源として使うというびっくりして驚いて、おい何事だと、それは目的が違うんじゃないかっていうようなことを大きく言われてきた時代もあります。現代になればいろいろと資金繰りの中でそうした財政調整基金も時には使っていかなければ回らないようなこともありますけど、今回は3,800万一応予定をしたわけですが、あのこうした基金の今後の基金運用について基本的なお考えを1点お聞きしたいと思います。

町長 町のいくつかある基金を目的別それから財政調整含めての一般基金とに分けて整理統合して効率運営を図っていくということは、今お話のあったとおりであります。それでまあそれぞれの目的別の基金については、将来に備えた形の中でどうしてもこれは一定額のもの確保していかなくちゃならないということで今、そうした確保をしておるところであります。と同時にこの財政調整基金につきましてはまあ町の財政の弾力化的のための備えの基金であるという認識の下にやって、できればまあ崩さない方がいいわけでありましてけれども、かつてまあ毎年度最後のどうにもならない厳しい時についての部分は、一応当初予算上では一部取り崩してこの必要な事業に充当した弾力化を図るということでやってまいりました。ただあの結果としてはまた年度予算運営上の努力も含めてですね、職員の努力も含めて、結果的にはそれを全部崩さなくて、戻してむしろまあ積み立てると、積み増すというような方向でこの数年間やってまいりましたので、今回もまあ3,800万一応最後の段階で入れさせていただいておりますけれども、また交付税の動向それから、税源移譲の動向等見ながら、できたらこれを崩さないようにまた来年度以降も起債の償還も増えてまいりますので、むしろ積み増すくらいの覚悟でもってやっていきたいという形で今後も考えておりますので、そんなふうにご理解いただきたいと思います。

議長 他にありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

只今提案されました第24号議案から第30号議案までの平成19年度予算7議案については予算審査特別委員会へ審査を付託して行います。

議長 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会とします。ご苦労様でした。

散会時刻 午前11時13分

平成19年3月飯島町議会定例会議事日程（第3号）  
 平成19年3月7日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者

宮下 覚一 議員  
 森岡 一雄 議員  
 平澤 晃 議員  
 竹沢 秀幸 議員  
 坂本 紀子 議員

○出席議員（12名）

1番 内山 淳司      2番 宮下 寿  
 3番 曾我 弘      4番 平沢 晃  
 5番 森岡 一雄      6番 三浦 寿美子  
 7番 竹沢 秀幸      8番 坂本 紀子  
 9番 宮下 覚一      10番 松下 寿雄  
 11番 織田 信行      12番 野村 利夫

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂 宗昭	助 役 山田 敏明 総務課長 箕浦 税夫 住民福祉課長 米沢 長実 産業振興課長 斉藤 久夫 建設水道課長 松下 一人
飯島町教育委員会	教育次長 北沢 正文

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小林 廣美  
 議会事務局書記 吉川 恵子

## 本会議再開

開 議 平成19年3月7日 午前9時10分  
議 長 おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。  
議事日程についてはお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。  
9番 宮下覚一 議員

9番 宮下議員 それでは通告によりまして、大きく3項目について質問をいたします。

最初に企業誘致に関連してでありますけれども、まあこのことは私は今まで何回となく質問をしているところでございます。しかし世の中また社会情勢は日々刻々と変革をしているわけでございます。特に自立をしている飯島町にとりましては、この企業誘致がいかにか重要なことかと思うときに、どうしてもこの問題を取り上げないわけにはいかないわけでございます。まあ特にお隣の市の諸々の状況から、影響を受けておられるのかわかりませんが、最近はお隣の市の多くの方々から「町の企業誘致はどうなっているのかねえ」という、そういった声をよく聞くわけでありまして、また町の2010年までの中期総合計画の重点戦略の柱のひとつでもあります。また町長もかねがね雇用型企業の誘致、またそれに向けた工業用地の確保を言われているところでありまして、この件は多いに希望と期待をしているところでございます。まあそこで、先ず最初に今、町では企業誘致につきまして、土地開発公社を中心にして精力的に取り組んでおられることは承知をしておりますけれども、今日の現状と当面の今後の見通しはどうか。先ずお聞きしたいと思います。

次に農地を他の用途に利用活用するには、どうしても必要となる農地転用許可に関してでございますけれども、これにつきまして県では今年度4月からこの農地転用事務の一部の権限、これを希望する市町村に権限委譲するというところであります。まあ今農転業務は全部申請書が県へ上がって、そして県知事名での許可となっているというわけでございますけれども、しかし今後において県がこの移譲をする目的・狙いにつきましてはなんといたってもその地域その場所の実情に詳しい地元が主体的にこの事務許可、許可の事務に携わる体制にするということでございます。飯島町としましてはこの権限委譲に対しましてどのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

次に3つ目でございますけれども、町の工業用地として大きいところでは過去に開発公社が造成販売をいたしました久根平の工業団地がございます。まあここにつきましては長年の経過を経て昨年度で完売できたということでもあります。昨年度といえますかこの3月末ですね。まあ誠に喜ばしいことだと思います。

さて次なる展開として農地以外で広大な企業に向くような好条件の土地はというと、まだまだ先の見えない状況かと思われまして、もちろん一方で優良農地の確保、まあこれは大変重要なことだと思いますけれども、まあしかし町の農地が今置かれている現状と将来を考えたときに、果たしてこのままでよいのかと言わざるをえない状況だろうと思われまして、そこである農地の農業地域内の工業団地化を図るにあたりまして、農村地域

工業等導入促進法、俗に農地工と言うんでしょうかね、の適用が可能と思われまして、まあこれに基づいて農地を工業団地に位置付けることによって、法による諸般の手続きが可能になるというふうにいわれております。これに対しまして町の考えと現在の取り組み状況、どうなのかお尋ねをいたします。

次4つ目でございますが、企業誘致は再三言っておりますように今本当に重要なことであるわけですが、この誘致ということになりますとどうしても町・県外の企業を目標といたしまして、ターゲットとして考えてしまうと思われまして、またそういったことからして誘致には大なり小なり多額の言うなれば町費が投入されているわけでございます。まあそんなことからして、その一方ではやはり現在地元で頑張っておられる既存企業、地元企業を忘れてはならないわけでございます。まあこうしたある地元企業の育成のためにその支援について町の考えをお聞きしたいと思います。

次に大きく2項目目でございますけれども、人口増対策についてでございます。まあこれは言うまでもなく今年度予算で町長が最も重点項目に位置づけておられるまあ子育て支援事業の延長でもありまして、また19年度計画されておりますまあ人口増の直結施策とも言いましょうか、若者定住促進住宅の建設が予定されているところでございます。まあそういったことからすると一応若者に対する施策はとられているということでも理解できますけれども、その上に立って先ず1点として若者といわれる年齢の、つまりその1ランク上の人たち、まあ俗に65歳以上を老人年齢と称しているわけでございまして、まあここには該当者いませんでいいですが、その中間層である生産年齢人口を対象として考えていきたいのでございます。従ってUターンがIターンを含めて今後町外からの移住を期待するときに、はたして飯島町は移り住みやすい環境づくりができていくかどうかということが懸念されるわけでございます。昨今、田舎暮らしという言葉がもてはやされ、また都会の生活環境に疲れた人たちのスローライフ、この志向があるやに聞く中で、町の受け入れ状況はどうかということにつきまして、また移住希望者に対する受け入れの環境整備につきまして、町でどう考えておられるかを併せてお聞きしたいと思います。

次に3項目目でございますけれども、町の当面の課題について何点かお聞きしていきたいと思われまして、先ず地球温暖化についてでございますけれども、今や京都議定書を始めとして地球温暖化防止につきましては世界的規模で各国各地で取り組んでおられるところでございますけれども、まあ皆さんが今年の冬ほど身をもってこの温暖化を感じた年はないだろうと思われまして、地球全体が異常気象に包まれてしまった、そんな感じがいたします。まあ石油をはじめとして燃料の高騰の折りに助かったと喜んでおられる方の反面、一方やはり寒い冬と雪が降らないための弊害に苦しんでおられる方もおられるわけでございまして、まあ自然は古来からの状況が最も望まれる姿かなあと思うのでございます。ところで町では今年度4月以降の事業としてこの地域の環境についての取り組みに関する新エネルギービジョンの策定に550万円余が計上されております。その性格・計画の内容については今後の研究課題としておきますけれども、今日のこの温暖化による地球規模の異変となる要素はいろいろあるんでしょうけれども、まあその大きな原因のひとつとして人間が排出した温室効果ガスの大幅な増加のためだといわれておられまして、地球上に住む人類人間がこの原因を作っているのだというふうに断定されているようでございます。ということは町レベルで考えれば住民一人ひとりこの環境

問題に取り組む姿勢の集まりが、まあ小さいながらもこの温暖化を防止するのだと思えるのでございます。まあそういった観点からこれから策定されるビジョンのような大きな計画の前にですね、もっと身近な我々が日常の生活の中で、また家庭で取り組まなければならないことがあると思うわけでございます。町として今どのようなこと、まあこのようなことに関してどのような方策でこの問題を町民と共に捉えていこうとしているのかお聞きしたいと思います。

次に副町長に関することでございますけれども、この件は一昨日の本会議でも出ておりました。まあ念のために改めて質問をさせていただきたいと思えます。既に発表されたように来月の4月1日から助役から副町長と呼び名が変わるわけでございます。名前は変わっても中身の変革が見えてこないでございます。まあ副町長って何をするんだと、まあこれが実感でございます。今回のこの改正は自治法によるものではありませんけれども、まあその改正の意図するところ、まあ地方分権で役割と責任が増大するということからして、これに対応できやすくするということであり、また町長を支える機能を副町長に一元化するということでございます。そういったことからしてかなりこの責任が重い立場になるわけでございますので、先日の町長からの説明では権限の一部を委譲することについては今後の検討という説明でございましたけれども、4月からスタートするについての考えをもう一度お聞きしたいと思います。

次に町の消防団に関してでございます。近年この伝統ある飯島町消防団の団員の活動に対する考え、そして住民の皆さんの考えも時代とともに大きく様変わりしてきたと感じます。消防署を中心とした組織の充実によりまして、また社会情勢の変化によって消防団の活動へ出席しにくい環境になっているのかもしれませんが。とはいえ町の今後の町の地域づくりそして自主防災組織の確立、まあそういったことが今計画されているわけでございます。ましてや自然災害時の実際の活動からも、むしろ役割はこれからますます増大するものと思うのでございます。今町では団員300名体制で運営されておるわけでございますけれども、毎年の新入団員の確保が非常に難しい地域があると聞いております。今後この団員の確保につきまして、どう考えておられるかお聞きしたいと思います。以上1回目の質問といたします。

それでは最初の質問者であります宮下議員の質問に順次お答えをさせていただきたいと思えます。

先ず企業誘致における対策について、その現状と今後の見通しはどうかということでございます。企業誘致につきましては中期総合計画の中で人口増活性化対策の重要課題として取りあげておるところでございます。今、議員お話のありましたとおりの考え方でございます。ご承知のように久根平工業団地が完売となったことに伴いまして、町といたしましては新たな工業団地の必要性が重要課題となっておりますのでございます。こうした状況を受けまして、先日の土地開発公社理事会、宮下議員も理事の1名として加わっていただいておりますけれども、ここでは新たな工業団地の計画について方向付けをいただきました。現在具体的な準備作業に入っておりますのでございます。同時にまた並行して企業誘致活動も積極的に進めておるところでございます。現在いろいろとまあ動きもしておりますのでございますが、早い時期に段階で議会にも報告をできますように努力をしておりますので、ご理解をいただくようお願い申し上げます。

町長

次にこの企業誘致に鑑みこの県の農地転用許可の委譲の問題、権限委譲の問題について町はどう対応して考えておるかということでございます。お話にございましたように農地を農地以外のものにするこの農地転用する場合には、農地法の第4条と5条の規定によりまして、4ha以下の場合には長野県知事の許可が必要、それから4haを超える場合には農林水産大臣の許可を受けなければこれを執行することができないルールになってございます。しかしながら2ha以下の農地転用の許可の事務を市町村へ権限委譲したらどうかということが一つの地方分権の中のまあ権限移譲事務の中のメニューとして浮上をしております。長野県でもいろいろまあ各市町村に希望をとりながら、その取り扱いについて検討されてきたところでございまして、新しく村井知事になりましてからこれが具体化をしております。これはあの全体的には住民生活に身近なものではできる限り市町村に委ねることが望ましいという考え方の地方分権の一括法の施行の考え方によるわけでございまして、この中で農地法の一部も改正がなされたというふうな道が開かれたというふうになっておるわけでございます。それで具体的に長野県では昨年12月12日付で市町村に対しまして、農地法関連事務の権限委譲に関する希望調査がございました。で結論といたしまして飯島町といたしましては、いろいろまあ慎重に検討をし、また農業委員会ともいろいろ協議をした中で、この事務につきましては権限委譲を受けないということの旨で飯島町は回答をしております。その理由は大きく分けて3つほどあるわけでございますけれども、先ず第1点は事務量の削減が必ずしも図られないということにあるわけでございます。例えば飯島町に許可権限が委譲されたとしても、その許可手続きにおきまして長野県の農業会議に対して転用申請書の諮問案を議案として作成をして提出をしなければなりません。その諮問案の議案は県下4地区において毎月開催される県の審議会において審議をされるために、その内容を逐一まあ出席をして説明をしなければなりません。現在のように地方事務所へ関係書類を送付するのに比べて大変まあ事務方も、それから人件費人区等にも増加の要素となっております。それから第2点目は許可の事務の能力の課題が問題でございます。先程まあ宮下議員も、地元の状況は地元が判断してやるのが一番まあ手っ取り早いし精通しておるので良くないかというような、触れてお話もございましたけれども、この許可事務そのものは申請人の利害関係に直結する行政処分行為であるために、法令事務にかなり精通しておることが求められます。またこの審査過程において各種の関係法令や計画書との整合性を審査をしなければなりません。当町においては担当職員はおりますものの、各種の他の事務事業も兼務で行っておる状態でございます。小規模自治体においてこの適正な事務処理を確保するためには、やはり専門の地方事務所等の職員にアドバイスが必要ということで、現在もそういう形でやっておりますので、その辺のところが大変まあ不可欠な状態にあるということでございます。このほかにこの事務経費、権限委譲の財源も一部充当されますけれども、これはまあほんとにスズメの涙というような額での予定でございますので、そうしたことに対する諸々の事務経費、人件費等も含めてのこの等総体的に勘案をいたしますと、飯島町は今まで県との協議のうでやってきたことを踏襲していくことが最もベターな方法ではないかというふうな考えまして、農地法に関する事務は従来どおり行っていくということでございます。

今朝の新聞のほうの第1面にも辰野町、箕輪町、南箕輪村ですか、3町村がこれを受けていくということでございまして、まあその動向も見つめてまいりたいと思っております。

ますけれども、飯島の規模の場合ではそういうふうを考えておるところでございます。農業委員会とも十分協議のうえでそうした結果にいたしましたので、ご理解をいただきたいと思えます。

次にこの企業導入に鑑みた農用地への農村工業導入促進法に基づく地域指定、農工法指定の考え方についてでございますけれども、当町が新たな工業団地を造成する場合に、やはり道路等どうしても併設整備をしていかなきゃならないインフラ整備を考えたときには、その対象となる土地はやはり農地ということをしるし上げざるを得ないわけでありまして、その中でこの農工法の適用は土地所有者や立地してくる企業に大変大きなメリットがある、ということで従来からもこういう手法とてまいりましたけれども、当然のことながら新しい工業団地計画につきましても、この農工法の適用を前提として準備を進めていきたいというふうに今考えて、いろいろとまあ県や国等とも非公式な折衝を重ねてきておるところでございます。

続いてこの既存の企業、地元企業への支援策についてでございます。当然のことながらこの町の活力を維持増大していくためには、企業導入ももちろんでございますけれども、いままで町を支えてきたこのいろんな意味での町の支えである既存企業を大事にし育成をして支援していかなきゃならないということは当然でございます、従来からも町では特にまあ昨年4月から商工業の振興事業の補助金の交付要綱を全面的に見直して、改正をいたしました。ご承知のとおりかと思えますけれども、既存企業の支援策を大きく充実をさせたところでございます、今現在運用をして続けておるわけでございます。まあ事務には主な内容ではISOへの取得の支援事業に対する補助であるとか、当然まあ既存の企業体であるその工場内において事業用の施設・機械設備・装置等を更新・増設をしたような場合などに対しましても、投下資産に対する税換算の補助というようなものを通じて支援をしておるところでございます、平成19年度次年度予算におきましてもこの支援のための予算計上をさせていただいておるところでございます。更にまたあのいろんな企業との情報交換の中でできる側面支援は常に申し上げておるという姿勢で対応しておるところでございます。

次のご質問でございます今後の人口増の取り組みとの関連で、まあ田舎暮らしやスローライフ志向の移住施策についての考え方でございますが、先にも申し上げましたけれども、この中期総合計画の中で人口増活性化対策を特にまあ重点課題として掲げておるわけでございますけれども、表現の中では特にこの若者定住を重点施策といいふうにしております。現在町が行っている移住施策につきましては、Iターン者の対する定住奨励金事業がございます。平成15年度からの定住奨励金交付者は延べで9名という形になっておりまして、その後まあ住宅を建てられて子供も生まれて育てをしてというような形で、これに対する家族も人口の増として大きくまあ繋がってきていただいております。一定のまあこの効果は出してきておるというふうに捉えております。今後もあの若者の定住促進を重点に取り組んでまいりたいと考えておる、そこでまあご質問でございますこの若者に加えて団塊世代への移住希望というものもその環境整備をしたらどうかというお話でございます。でこの移住希望者を受け入れるための環境整備をいたしましたは、ひとつの住まいの確保という問題がやはり一番の最初の問題として出てくる重要なテーマだろうと思えます。そこで町では昨年の10月から町内でアパートや宅地等の不動産を取り扱っておる民間事業者の皆さんや、それから住宅分譲

を行っている町の土地開発公社、更には公営住宅を管理する町の、3者が共同をしながら飯島町の住情報ネットワークというものを構築をいたしまして、この3月1日から町内の空き家の情報あるいは空き室の問題、これらを始めて宅地や分譲等の情報を町の公式ホームページを活用して情報発信を始めたところでございます。若干反響もあつて紹介も出てきておるやに聞いておりますけれども、一方でまた平成19年度に東部保育園跡地に建設を計画しております特定の公共賃貸借住宅、「特公賃」と申しますけれども、この住宅を12戸建ててまあ予算にお示しをしたとおり建設をする計画をしております。居住環境がたいへん良好なこの賃貸住宅を比較的安い家賃で提供をして、特にまあ団塊の世代というふうに絞った対応ではなくてですね、若者が中心とした対策をするこのIターンUターン者が定住できる環境の整備というものを町としては第一義に考えまして、図ってまいりたいというふうに考えております。むろんこれはあの団塊の世代の移住者の皆さんの希望を否とするものではございません。それらの情報も含めながら今まで申し上げた住情報のネットワークを初めとして、土地開発公社の分譲の促進販売、あるいはまたその他の民間の宅地の分譲地の斡旋や情報提供というものを積極的に行つて、全体として定住促進を進めて人口増につなげてまいりたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから3つ目のご質問で、新年度のまちづくりの課題についていくつかのご質問をいただきました。先ず地球温暖化防止の取り組み、町の考え方についてでございますが、お話にございましたように、この二酸化炭素の排出を中心とした環境汚染、地球温暖化防止の問題につきましては大変まあ深刻に全国民が考えていかなければならない大きな問題であろうと思えます。町でも中期総合計画のもとに二酸化炭素の排出抑制によりまして、地球温暖化防止対策に貢献する方策をいたしまして、現在飯島町のゴミ処理行動計画に基づいた廃棄物の発生抑制、循環利用及び再資源化を図るための一層の分別収集を推進しておる、行政はもちろんでございますけれども、環境衛生自治会等を通じて1年を通してそのことを啓発申し上げてご協力をいただいております。だいたいまあこうしたものについての考え方というものは浸透してきたというふうに考えておりますけれども、まだまだ広域連合等への処理場に搬出されるゴミの状況を見ますと、決してあの樂觀できる状況の数字ではないわけでございます、一層まあその努力をしていかなきゃならないというふうに思っております。また食廃油、廃食油ですか、この油の廃油の再資源化ということについても町内の有志の皆さんが取り組んでいただいております、これをリサイクルに向けた石鹸作りに向けて今住民活動として立ち上がっていただいております。町も機械を導入してそれを提供して今具体的にその製品づくりが始まったということでございまして、その評価もなかなかあの上々というふうに聞いておるところでございますし、それからまあ規模は小さいんですけどもこの道の駅では風力発電におけるクリーンな環境に優しいそのエネルギーとしての発電、これもまあ電力規模は少ないわけでございますけれども、そうした意識の高揚にはつながっておるのではないかなというふうに思っております。まあ町も折りに触れて広報や健康づくり大会その他のイベント等の場所においても、コーナー等を設置して、この省エネ、ごみの排出削減等について理解を図って浸透を進めておるところでございます。そこでまあ今後あの地域に眠る自然エネルギーの開発あるいはこの自然の資源を利用したエネルギー化に向けての問題等につきましては、新年度予算にも

計上いたしました新たなエネルギー源の調査及び検討ということで、新エネルギー・産業技術の総合開発機構「NEDO」でございます。ご承知のとおりでございます。この補助事業の活用において新エネルギービジョンを策定事業に取り組んで、それから今後町の存在するエネルギー資源としての活用をどういうふうにまあ図っていくか、また全体としての町のエネルギー施策というものをどういうふうに位置付けていくかということの研究をして、また委員会等もお願いをして、逐次計画を策定に進めてまいりたいというふうに考えております。

次の副町長に対する期待する姿、まあ権限・役割等ではありますが、初日の条例改正の折にも申し上げたところでございますけれども、まあお話にございましたように今回の地方自治法の一部改正の趣旨につきましては、地方分権推進の考え方に基きまして、国と地方の役割分担にのっとった権限委譲、このことや、それから地方自治体の状況変化に的確にまあ、あるいはまた柔軟に対応できるような制度の形を目指して、特にまあトップマネジメント、管理機能の強化を図るために助役に変えて副町長を置くという形になったわけでございます。副町長の職務といたしましては従来の町長の補佐役ということに加えて、町長の命を受けて政策並びに企画等を司ることが一つの目的でもございますし、それに加えて町長の権限に属する事務の一部について委任を受けてその事務を執行することが法によって明確に位置付けられたということでございます。大変まあこの辺については副町長の役割がより重要な重いものになったというふうに理解しております。副町長の人数についても条例で定めるものということにされておまして、当町も初日の議案の中でこの改正に沿って検討をしていただきました。提案どおり人数については飯島町では1名が妥当というふうに考えて議決をいただいたところでございます。またあの併せて政策や企画を司ること、それから町長の権限に属する一部の事務について委任することについては、今後まああの慎重に検討していかなくやならないというふうには思っておるところでございますけれども、この新年度発足にあたっての今のところの私としての考え方につきましては、この飯島町の規模からいって、やはりこの長である町長は全体的にこの行政執行につきまして責任を果たしていかなくやならないという、そういう考え方の上に立ちまして、長の職務権限を直接一部委任を伴ってこの役割分担をするということは考えていないというふうに申し上げておきたいと思っております。ただ町長の命を受けてその所管としての、例えばまあ職員の管理監督責任の問題、それから行政組織の内面的な部分での対応の問題、その他事務事業を推進していくに当たっての、やはりその前提となるこの協議の問題や、素案的な段階でそのまとめる内容的なもの、これらの判断をやはり副町長としての取り組み判断に委ねることがまあいいのではないかということ期待しつつ拡大をしてみたいというふうに考えておまして、その他にまあ一部決裁権の引き下げ等につきましても、長の決裁権を一部、副町長の方に下げると同時に、全体的なまあ決裁権の見直しも必要であろうというふうに考えておりますので、今後それに向けて検討をするように今事務当局の方へは指示をしておるところでございます。

最後のご質問でございます消防団員の確保の問題でございますが、当町の消防団員の定数は平成14年に見直しを行いまして現在300名体制ということで実施をして施行しております。ご指摘のとおり3年ほど前から欠員状態が一部ございまして、8人欠員でございます現在。292名の団員で何とかまあ維持をしておるのが現状でございます。

消防団は火災は元より地震や風水害の有事における活動によって地域住民の安心安全を確保するために欠かせない組織であることは申し上げるまでもないわけでございますけれども、やはりこれからの自立したまちづくりの一部署として一責任として、この地域コミュニティの維持振興にも大きな役割を果たしていただいております。このことございまして、この団員確保、当町に限らず全国的にまあ団員数の減少や、特に高齢化が目立っております、いろいろとまあ問題課題があるわけでございます。消防団の充実強化活性化を推進するためにはやはり地域住民の皆さん、特に被雇用者団員を抱える事業所の理解がどうしても必要であると、協力が必要であるというふうに考えております。このことから国は今年から消防団の協力事業所の表示制度の運用が開始されました。この制度は勤務時間中の消防団活動の便宜や従業員の入団促進など、事業所としての消防団員への協力がその社会全体への貢献として広く認められるものという位置付けの下に、この制度が発足をするというところでございまして、特にまあ長野県の場合につきましてはこの優遇措置として、2月定例会現在議会において協力事業所に対しまして減税措置とその建設工事の入札参加資格の優遇を提案をしております、この4月より施行予定でございます。当町におきましてもこれに準じて来年度の消防団協力事業所の表示制度、これについて実施の方向で検討をしております。更にまた新入団員の勧誘については地域住民の理解を得るために消防団の関係者のみならず、関係する耕地総代さんを引き続きお願いして、その入団勧誘に努めていただきたいというふうに思っておるところでございます。いずれにいたしましても将来的に町の全体の防災対策としてのこの消防団の充実強化、団員の確保については自警団や自主防災会組織等総合的に考えて、判断をしていかなければならないことでございますので、新しい防災計画の考え方の視点にも沿って、消防委員会や地域の皆さんとご相談を申し上げながら順次対応をして進めてまいりたいというふうに思っておるところでございます。以上第1回目の質問に対するお答えといたします。よろしく願いいたします。

宮下議員

それでは答弁をいただきました。先ず企業誘致の現状につきましてでございますけれども、やはりまあ水面下の交渉、公にできない段階かなあというふうに理解いたしましたので、まあ精力的にやっていたというところでまあ今後に期待をしたいと思っております。まあその中でどうしてもその町の税収増を考えますと、企業に来てもらいたい。それは誰もが思うところでございます。まあその企業誘致に対しまして今答弁の中でやはり農地にかかわる関係がどうしても出てくるわけでございます。一番その農地で引かかるのが農振地域であります。当町におきましてはかなりの範囲で農振地域指定になっておまして、この農振除外が一番ネックになるわけでございます。過去にお聞きした件がございますけれども、この農振地域の見直しにつきまして、まあこれはトップがやる気があればできるだろうというふうに解釈しております。まあそんなことで今後において町長この見直しについて考えられるかどうか質問をいたします。

次に農地転用の関係でございます。まあ確かに現状ではかなり町としては対応に苦慮する難しい問題だというふうに答弁いただきました。まあそれでも他の地域ではですねえ、この権限委譲をむしろ望んでおったというほどでございます。今朝ほどの新聞に出る前にこの話をしたかったわけでございますけれども、時を同じくして報道されました。まあ、県内第4カ所というふうには聞いておりましたけれども、たまたま4地区が南部南信で固まっているわけでございます。どういうことか分かりませんが、たまたまそう

いう結果でございます。農転につきましてはまあ現在月初めに農業委員会事務局で受付をしていただいて、翌月の県の農業会議が確か15日頃だと思いますけれども、それにかかって許可になってくるのが翌月の末ということだと思います。従って農振の申請からですね2カ月を要するわけでございます。併せて農振除外、先程も言いましたけれども、農振がかかってきますので農振除外を合わせますと、当初のその農地を転用しようと考えたときからですね約8カ月位かかるわけですね。まあこの8カ月というものが要するに待ちきれないという状況の方もおられるわけで、これをいかに短縮するかという前提があらうかと思えます。まあそんなことでこの少なくとも農転の段階で期間短縮ができればありがたいなあという趣旨から考えまして、これはできることならぜひやってもらいたいと思うわけでありまして、今朝の新聞によりますと、受付の期間が延ばせるメリットがあるということでございますけれども、むしろ延ばせるんじゃなくて許可の短縮を図ってもらいたいという趣旨でございます。ということにしてですね、まあ農業会議がその月の15日にあるということですね、町の事務事業があるわけでございますけれども、単純に考えますと月末に書類を受けて、農業会議に間に合わせれば1カ月短縮できるんじゃないかと私は思うわけでございます。まあそんな事務的な増える要素があり、また人件費の問題もあらうかと思えますけれども、今後において是非この辺の成り行きでまあ町長も考えるというような答弁でございました。是非この辺を考慮していただいて時間短縮が図れるような方策で考えていただきたいというふうに思います。まあその辺につきましてもう一度町長の考えをお願いをしたいと思えます。

それから次に地元企業への支援、ISOの問題とか機械導入に対する支援を答弁いただきました。まああの単純にいいますとやはりその大企業が企業誘致で来た場合は、取り付け道路の整備はされる、あるいは税法上の優遇はある、設備的な面で優遇される、まあそういった単純な面でやはり地元企業としては非常に不公平かなというふうに考えておる要素がございます。まあそんなことで、現在町で考えているこの支援につきましても、もう少し企業に対してPRする必要があるかと思えます。このPRの方法を考えていただきたいというふうに思いますので、その辺について答弁をお願いいたします。

次、人口増の関係でございます。まあ若者が町へ大勢来ていただく、これはまあ原則でございます。まあ老人よりは若者がいいわけでございます。まあこれは当然でございますけれども、まあしかし若者が移住するにはやはりそれなりの魅力があるか、また移住できる環境がなければなかなか無理であらうというふうに思います。まあ町では人口目標を12,000人と踏んでいるわけでございます。まあこれが1,500人位がですね若者だけで達成できればこれは素晴らしいことでございますけれども、まあこれを人口増をいう中で一番の問題はやはり企業誘致をしているわけでございます。その一方でですね、企業は来たけれども今度は働き手また従業員が足りんという、そういう問題が起こってくるだろうと想像されるわけでございます。まあそういうことからしてですね、是非その若者だけではなくてある程度働ける人たちの移住を考えていかなきゃいかんというふうに思うわけでございます。まあこれはちょっと1例でございますけれども、まあのごく近い村でございますが「田舎暮らし体験モニター事業」ということを実践しておるところがございます。これはあくまでもIターンUターンの受け入れをすることによって人口増対策をしようということでございますけれども、まあ村外、都会

を含めてですね、そうした人たちが村内で田舎暮らしを体験をして、その村の定住促進策に助言をしてもらおうと、何が足りんのか、なにをこうしたらやってもらったら住みやすくなると、そういった助言をもらおうというモニターということでございます。これはその団塊世代だけでなく子育て世代から団塊世代までの約40名を募集したということでございますけれども、つい先日ネットでちょっと調べましたら「定員に達しましたのでキャンセル待ちの受付となります。ご応募ありがとうございます。」という状況でございます。なんとその位の盛況だったということでございます。ということはこれはまあ体験ツアーだということでございますので、まあ条件は違いかもしれませんけれども、やはり潜在的にはこういうことに興味のある方あるいは移住希望者が結構いるんだなあというふうに思うわけでございます。また県内のある小さな市では新たな地域の担い手としての役割を期待をして、定住者を呼び込むための「住んでみせん課」という新たな課を設けてですね、その対応をしているということで、これもなかなか反響が大きいということでございます。まあ従って今後の企画の方法あるいは内容によっては移住施策の構築につなげていけるのかというふうに思うのでございます。この町に住んでみたい住みやすい環境とはどういうことなのか、これをやはり町外の皆さんの視点で指摘を受ければ、より一層期待といたしますかその問題点がわかるものでないかというふうに思うわけでございます。まあそんなことからして、人口増対策の一環としてこういった企画事業等の、やってみたい、やりたいという考えが町長にあるかないか答弁をお願いいたします。

それから消防団についてでございますけれども、まあやはりその事業所の理解、確かに答弁をいただきました。事業所の理解がないとやっぱり出にくいわけでございます。私も消防委員会お世話になっておるわけでございますが、やはり最近のその出席率がですね6割、300人に対して6割位かなと、まあ多くて7割、まあそんな状況でございますので、やはり団員の考えを改めていただかないとなかなかこの団活動ができんわけでございますが、まあその団員の改めていただくにはやはり事業所の理解が必要だというふうに思うわけでございます。表示制度のお話もございましたけれども、この事業所に対して町では何かその協力要請をしているかどうか、毎年の新たな団員に対する要請どういうふうに今現在しているのか、その辺について答弁をいただきたいと思えます。以上2回目の質問を終ります。

町長

再質問でいくつかの事に触れてご質問いただいておりますが、先ずこの農振地域の見直しの問題でございます。これは農振法が出来まして飯島町はいち早くそのことに取り組んで、最初の指定を受けて以来ずっとこの農振地域の振り分けの下に、いろんな行政を進めてきておるわけでございます。従ってあの長い間のうちには大変飯島町としては先駆的な大きな国の農業投資と申しますか、あれも受けて今日の姿があるわけでございます。また一方では必要に応じたこの農振の見直し、一部見直しというものも時代とともに重ねてきて、やってきておりますので、今現在一気にこの特別管理というような大きな形の中で見直すというのは、中途ではなかなか制度的にいかないのが今までのこの考え方であるわけでございます。ただあの現在の中期総合計画が2015年まで、と共にこの土地利用計画がそれに付随しておるわけでございますから、この土地利用計画につきましても次の見直しの時にはやはり大々的な見直しをする必要があるというふうに考えております。国道等の通過も伴ってまいりますので、でその作業の着手

は遅くもそれから2年前位にはしていかなきゃならないということでございますから、平成20年度位にはこのことを立ち上げて、いろんなまたこの土地利用の考え方について広く意見を求めてその準備をしまいたいというふうに考えておりますけれども、ただこの農振があるために今の土地利用のことが転用を含めて非常に支障があるんだというふうには直接には今行政の中では考えておりません。いろいろとまあ協議をいたしますけれども、最終的には町の地元の意向に沿った形で今、転用のあるいは農振解除の手続きがなされてきておりますので、一部あの商工会等におきましてはこの農振があるために非常に飯島町は閉塞感があって、土地が流動的でないんだということを言われますけれども、実際はそうではないというふうに思っておりますので、またその辺についてのまた手続きの問題等も担当課長の方から補足をさせていただきますが、そんな考え方でおります。

それから確かに農転手続きの短縮することは非常にいいわけございまして、そうしたことも常にまあ目指してやっておりますけれども、このことにつきましても今、技術的な問題についてもまた課長の方から申し上げたいと思います。

企業に対する既存企業に対するPRの問題、これもあの常に商工会の事務局等とも連絡協議会というものを担当課の方で持って進めておりまして、このPRに努めておるところでございますので、このことはまた一層進めていかなければなりませんけれども、ただあの導入をしてくる企業についてはまあインフラ整備も町で持ち、いろいろふろさと融資も受けてというふうに、全部まあこっちが丸抱えのようなことでは決していないわけで、当然必要なそのインフラ整備した原資というのは企業に負担をしていただいた上で導入というものをきちんとして話し合いをしながら進めていくということでありまして、一部まあ行政が持つ部分もあるかとは思いますが、決してあの既存企業とのその大きな不公平、差が生じていくという考え方は私は無いというふうに思っております。

それから人口増対策について企業を誘致してそこに働く人材を求めて人口増につなげていくということの考え方でありまして、おっしゃいましたように、必ずしも今この企業誘致をしてその求められる従業員が満たされるという状況にはだんだんなくなってきておるわけでございますので、大変まあこれも町村間によって競争、企業間競争というものも出ておるわけでございますけれども、やはり第一義的にはこれは一つのその働ける青少年、若い世代を中心にターゲットをお願いをして、当然まあこの団塊の世代の60過ぎててもまだまだ元気な方、大変いらっしゃるわけでありまして、そのことについての定住促進も併せていろんな情報提供の中でひとつやっていきたいというふうに考えております。またそのことに対するいろんなあの試み、まあモニター制度を設けたり、体験ツアーを設けたりということで、まあ町は町なりにいろんな考え方で、今イベントも通じたりしてやっておりますけれども、できるだけあの飯島ファンというものを多く、いろんな情報発信を通じて得てそのことがまた拡大をして、リピーター的なひとつの考え方の下に増やしていくことがやはりその情報提供と同時に結果としてつながっていくというふうにも思っておりますので、いろいろと今後ともまた関係機関とも協議をして、何としても前向きな形で進めていきたいと考えております。以上です。

それではあの私の方からは農振の問題、また農地法の問題につきまして、若干補足させていただきます。特にあの今年に入りましてですね、農振に対する国の姿

産業振興課長

勢があつたまま原則どおりという形になって参っております。ただですね、一面この農振ってというのはあの「両刃の剣」的な格好もあるような部分もありますけれども、基本的にはあの先ず農政をいろいろ進めている中ではですね、例えば農道の整備、それから水路の整備、それから基盤の整備等々、またあの今度でいえば中山間地域の直接支払い、また農地・水の支払い、これは全て農振地域について施策が実施されるということございまして、まあ農振地域の指定というのは農村にとって重要な制度であるということが一つございまして。で問題はですね、この農振地域と農業用の土地利用または農外の土地利用というものがその調整が必要になるという部分が今課題になっていることと思っておりますけれども、これに関わるあの法律というのは、ただ今も出ました農村地域工業導入促進法でございまして、農村地域と都市部の地域のこの工業化の遅れ等について調整するという形の中で、農地であってもですね、これを調整する中でそのところに工業を再配置して農家の所得確保向上を図るというような制度、これは従前として生きておるわけでございます。従いましてですね、この農振除外を調整してやっていくためにはこの農工法の導入というのは非常に有効であるという形の中で、新たな対応の中ではこの農工法というものの変更をさせながら対応していきたいという考え方を持っております。

そしてですね、先ずあの農振地域を除外するという、また農転これを早めるということについてのご指摘がございましたけれどもですね、通常の場合でございますと例えばこれからあの町では5月それから11月に農振除外ということで受付しております。そうしますとだいたいあの農振の申請受付までに先程も議員のおっしゃいましたように、月の初めに受付で月末に審査しますのでまあ申請されてから書類ができるまで、審査までに最大30日かかります。で県へ上げてまして県ではこれに同意をしていただきますと45日間の公告縦覧ということで町民の皆さんの意見を聞いて、それで何でもなければ申請ということになります。でそこでまた少し時間がかかりまして、許可がきまして、今度は農転ということになるわけですが、これを仮定しますとですね、だいたいの場合あの5月に出示されたものは9月ないし10月に許可がきます。まあその場合忙しいものはですね並行審査ということで農振除外許可になった場合にとりあえず条件付きで農振の受付をするというようなことをしておりますので、だいたいの10月から11月には農転がかかってくるということですから、約まあ5カ月から半年がかりになってしまうというのが現在の実情でございます。そんな形になっているということですのでまあこのところについてはちょっとそのいろいろな手続きで時間がかかるということについては、ご理解をいただきたいというふうに思います。

またあの農振ですけれども、2ha以下の農振につきましては地方事務所、4ha以上については大臣協議ということになっておりますので、これはまあ国の方の許可も必要になるということで、こちらについてはもう少し時間がかかるということになってまいります。ただあの工場を誘致していく中にはですねちょっと2haでは足りないというのが出てきますので、その場合にはやはり大臣協議という形のものになっていくかというようなことですが、まあこれはあの規模によって使い分けて対応せざるをえないというような状況になっております。以上です。

消防団員の確保の問題で企業への理解を求めているかという内容でございますが、先ずあの消防団員の確保の問題についてはあの適齢期の住民の皆さんの絶対数の問題、それからそれらの皆さんの理解、家族の理解また地域の理解そして最終的には

総務課長

努めている事業所の理解というような全ての条件が整わないとなかなかあの今、団員の確保が難しい時代になっております。それで先ず第一段階としては、各耕地の総代さんにも団員確保について消防の方から要請がありましたら一緒に是非協力してもらいたいということの要請をしております。それから各企業の方にも文書をもって、そういった協力依頼を行っているところでもあります。であの消防団の確保の問題は、今後こういう時代になってきますと団そのものの問題でなくて、やっぱり地域の問題だというふうに捉えておりますので、新年度に入りましたら消防委員の皆さんを中心にして消防団の団員の確保、ひいては飯島の防災をどうするんだというそういった大きな問題としても捉えていただいて、検討に入っていきようなそういった手続きを進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

宮下議員

まあ農振・農転の問題につきましては、町が4月以降取り組もうとしている農地・水・環境保全向上対策これにまあ反することかなあというふうに思いますけれども、またあの農業を生業（なりわい）としている方々に対しても反するわけでございますけれども、まあそうはいっても企業誘致から考えますとどうしてもこれがかかってくるわけでございます。今課長の方から農振に対する説明はありましたけれども、農転の方、農転の方ですね、農転に関してこの時間的短縮が可能かどうかそれについても一度説明をいただきたいと思ひます。

産業振興課長

農転に対しましてですね、ちょっとお待ちください。今日の新聞にも出ておりましたけれどもですね、一部の町村におきまして権限委譲ということがございまして、今日の日報でいきますとまあ上伊那で3つ位の町村が権限委譲を受けるということになったようでございます。で私ども飯島町も軽減化ができるスピードが出るということならばこの権限委譲受けたいということで出していたわけですがけれどもですね、実際のところは審査は町でできるんですけれども、そのために今度はあの各4つの地域で地域審査会というのが行われるそうでございます。そここのところに協議の書類を出してまた説明にも行ってそこそこ認められると許可になるということで、町長答弁にもございましたように、先ずその手間がかかると、そして時間も短縮できないというような現在の情勢だというふうにお聞きしておりますので、町ではその段階で取り下げたという経過がございます。ただ今日の日報のところもですね、私ども今確認をしてきたんですけれども、どうもここに書いてあるようなふうにはならないじゃないかというふうに聞いております。やはり地区審査会はあるというふう聞いておりますのでですね、ここら辺のところはあのもう少し確認をいたしまして、そしてあの3つの町村がやるようになっておるわけですので、そこら辺も見えてくると思ひますので、そこら辺に合わせてということで現在私たちの掴んでおる情報の中での経過では飯島町は一応辞退したというようなことになっておりますのでよろしくお願ひいたします。

宮下議員

質問を終わります。

議 長  
5番

5番 森岡一雄 議員

森岡議員

それでは通告に従いまして質問を行いたいと思ひます。

昨日は19年度の施政方針をお聞きいたしました。飯島町新町発足50周年、自立を決め持続可能なまちづくりを目指す2年目、大胆な行政改革をまとめたふるさとづくり

計画から3年目、町長が任期最後の年の予算とその思いを強調され、未来の飯島町を見据え、町の将来の礎を築くことを念頭に置いた予算とし全力を傾注したと表明されました。そして19年度の予算の軸足を「子育てと活力で未来に拓く生きいき予算」と位置付けられました。明快な判断だと思ひます。活性化という言葉が氾濫をしておりますが真の活性化とは何か、消費拡大をもって良しとするのか、将来を託せる人材の育成にあるのか、私は活性化といっても基本は人であり、若い人が居てこそ次への発展があると信じます。故に19年度の予算に対しましては子育て支援に基軸を置いた町長の英断を多としたいと思ひます。

さてそこで1点お伺いをいたします。妊産婦検診の公的支援の拡大についてであります。厚生労働省は胎児や母親の健康状態を診断する妊婦検診について、全額を国の負担で賄う無料検診回数を現在の原則2回から5回以上に拡大することを決め、19年度予算に盛り込みました。これは妊娠や出産に伴う高額な負担が出生率を下げている原因の一つと判断して、少子化対策の一端として行うものであります。現在、無料診療は各市町村が実施しており、原則2回分が国の負担であり、飯島町でも妊娠20週までの前期と21週以降後期の2回実施されております。妊婦健診では胎児の超音波検査や妊婦の内診、血液検査などを定期的に行い、出産までの回数は平均14回です。検診の費用は飯島町の場合、前期が1,720円後期が6,780円、超音波を加えると12,280円であり、この2回分の費用が出されていますが、妊婦検診は保険が使えないこともありますので、この2回分を引いても自己負担は約120,000円前後となります。厚生労働省では健康で安全なお産をするためには5回以上の検診が必要として19年度に予算措置をされました。内容は18年度までは検診費用助成として130億円、他に子育て支援事業として200億円、合計330億円が地方交付税で措置されてきました。それが19年度は約2倍の700億円が盛り込まれました。地域の実情に応じた少子化対策の拡大としての予算化であります。まああの正確に言えば国の19年度予算はただ今審議中で決まっていますが、成立すれば交付税に含まれてくるお金であります。飯島町では19年度予算にはこのことは盛り込まれておりません。前向きに取り組みたいと言われておりますが今後どのように対応されるかお聞きをいたします。

次にこれも子育て支援の一端ですが、奨学金の利用及び運用状況と基本的な考え方についてお伺いをいたしたいと思ひます。飯島町の奨学金制度は昭和40年にできました。高等学校月額10,000円以内、専門学校15,000円以内、大学30,000円以内で利子が付かないとなっております。まあ利子が付かないので魅力的ですが、現在の経済情勢の中では大学で30,000円以内では少し金額が少ないような気がいたします。その上、日本育英会や県の奨学金の併用はできないとなっているため、使い勝手が悪いとの声もあります。そこで町金の利用及び現在の運用状況と基本的な考え方についてお伺いをいたします。

さて次に協働のまちづくりと農地・水・環境保全向上対策についてお伺いをいたします。ちょっとここに用意をしてきました。これを見てください。事務局にお願ひしたらこんな立派なのを作ってくださいなんですけど、分かるでしょうか。「一塵を拾い心を洗う」という言葉です。これはあの先日、伊那食品工業株式会社「かんでんぱぱ」へ機会があつて行ってまいりました。通されました応接間にこの書がありました。言われをお聞きいたしましたところ、塚越会長はユニークな経営方針で48年間連続増収増益を

上げていると共に、地域や環境を大切にされ、自分からも箒を持って先頭に立っている方でございます。この方、子どものころこんなことがあったそうです。小学校の卒業式に校長先生が、世の中へ出たら立派な人になりなさいと言われました。先生、立派な人ってどういう人ですか。それはなあ人に迷惑をかけない人だよと、もっと立派な人は人のためになる人だよと、先生、人のためになるってどういう人ですか。どういうことですか。大きなことばかりではないよとゴミを拾ってきれいにするとみんなも喜ぶし、きれいなどころには人も集まってくるよと校長先生は言われたそうです。塚越会長はそれを実践して今日を築き上げました。それを見て今年と同窓会の折、書道家でもあるその校長先生が「一塵を拾い心を洗う」の書を会長に贈ったそうであります。

さて前置きはもう少し長くなります。3年前飯島町は住民投票までして何を決めたのでしょうか。それは自立です。今、行政も議会も町民一人一人もどうすれば持続可能なまちづくりができるか、それが問われている時であります。自立のためには、自分で出来ることは自分で、一人で出来ないことは皆で、それでも出来ないことは町ぐるみで、自助・共助・公助と言っまいりました。そのために自分たちでできることを考え実行する組織を作ろうということで、地域づくり委員会を立ち上げています。しかしそのことが思うに進んでいない感がいたします。そこに出てきましたのが環境保全や水源を守るための農地・水・環境保全向上対策であります。これは農政サイドの政策ですが、まちづくりのために使える政策ではないかと私は考えました。協働のまちづくりの手段としてこの事業を取り込む。それは河川清掃や草刈りなどの1階部分にある共同作業によって共同の精神を育みながら、補助金により財源確保もでき河川等の補修事業も進めることができます。また2階の営農支援では飯島町は環境にやさしい農業として1,000ha自然共生農場作りを進めていますが、その足がかりとなるのではないのでしょうか。以上のような考えから昨年12月の議会で、まちづくり委員会を立ち上げるにあたって、農地・水・環境保全向上対策を取り入れてはどうかと町長に質問をいたしました。そしてただ今事業実施に向けて準備が進められておりますが、一般はもちろん関係者にすら内容がよく理解されていない点もあります。補助金の使い方や日当や運賃、事務処理の問題にとらわれております。そのことも大切ですが、何のためにやるのか、もっと大きな目的を持って事業を進めてはいかがでしょうか。私たちは自立という大きな課題を背負っております。

さてそこで初めに申し上げた「一塵を拾い心を洗う」というところに戻るわけですが、会長は単にゴミを拾っているのではない、私は心のゴミを拾うつもりでやっているのだと言われました。私はこの事業を実施するにあたって、共同作業は単なる環境保全ではなく「自立のまち協働のまちづくり」のためであると捉えたいと考えております。何のためという目的が明確でない人には伝わりませんし、成果の上がる事業もできません。

さてここで質問に入りますが、協働のまちづくりについてまた農地・水・環境保全向上対策の実施について町長はどのようにお考えになっておりますかご所見をお伺いいたします。

それでは森岡議員のご質問に対して順次お答えをさせていただきたいと思っております。

先ず最初の妊婦検診の公的支援の拡大に関しまして、国では平成19年度の予算の考え方の中でこの費用助成が追加をして実施をされていくという方向が出されたので当町に対する対応はどうかということに関してでございます。お話にございましたように、

町長

飯島町は少子化対策の一環としてこの妊娠中の健康診断費、この費用の負担軽減を実施をして経済的な不安を軽減することによりまして、安心して妊娠出産ができるよう、このお腹の中に在る内の妊娠中の母体や胎児の健康確保を図る、この妊婦健診の費用の負担を県内の医療機関に委託をして年2回公費負担で実施をしておるところでございます。

また生まれた赤ちゃんの健やかな発達を支援をする一環として、1カ月検診費用の負担も併せて実施をしておるとい状況でございます。この度、妊婦検診の公費負担の望ましいあり方につきまして、国からごく最近通知がございまして、19年度交付税措置としてこの妊婦検診も含めた少子化対策について拡充がなされるということになってまいったわけでございますけれども、お話ございましたように、この国費公費負担分を交付税に傾斜配分してくるとい国の考え方のようでございますけれども、この交付税の額がそのまま、今お話のございました1回当たりの検診費用、そのままかということとはまあ交付税の一つの考え方の中では必ずしも明確ではございません。まあ考えますととてもこれはあの全部を満たす交付税措置がなされるということは、すぐには不透明であるわけでありまして、それはそれとしてお話にございました妊婦検診は通常13回から14回現在実施がされておるといことで、しかもこれは自費診療という形でございますので、経済的な理由で受診を減らしたりあきらめたりすることのないように、国の示す最低5回の公費負担を実施をすることは大変望ましいというふうに考えておりました、昨日も予算方針の中で申し上げたとおりでございますので、今後あの手続き的には医師会との調整がやはり、実施をする市町村の場合は必ず必要になってくるかと思っておりますので、十分調整をした上で途中からでもまたひとつ実施の方向に向けて検討に入っまいりたいというふうに申し上げておきたいと思っております。

続いて奨学金の問題でございます。この奨学金、町の利用あるいは運用状況と基本的考え方についてでございます。飯島町の奨学金は1月の末現在で基金総額が22,530,000円という額でもって運用をしておるわけでございます。最近のまあこの低金利を反映して、運用利益をもって貸し付け原資とするこの基金設立当初の運用からは、現在は非常に基金の原資を貸付る運用に切り替えてまいっておるところでございます、ご承知をいただいております。新年度予算の中にも一部触れてお示しをしておりますけれども、今までこの5,000,000円については利益を生み出す原資として留保をまいりましたけれども、これからは貸付原資と一緒にまあ使用できるようにお願いをしておるところでございます。ちなみに平成18年度の運用でまいりますと、貸付が10人、それから償還の方が17人ということございまして、滞納が無く償還が行われた場合には年間償還額と年間貸出額がほぼ同額というふうにとータル的にはなっております、現在進めております。今後のまあ見通しといたしましては、この基金総額で運用した場合には大学生が7人、それから高校生は4人の計11人位のまあ年間の貸出限度が可能であるというふうに考えておるわけございまして、この規模で現在、大学がまあ30,000円、高校が10,000円の貸付限度額を例えば10,000円ずつ増額した場合には年間1,320,000ほど増になると、そしてトータルではその影響額は8,640,000円の新たな原資が必要であるというふうに計算上ではなってくるようでございますので、いっそもあまた貸出の人数を3分の1くらい少なくしなければならぬというような考え方もできるわけでございますので、いずれにしても動向見ながら今後一工夫が必要であるというふうには思っております。であのお話ございましたように現在はこの国の制度であるか

つてのまあ奨学育英会、現在は日本学生の支援機構というふうになったようでございますが、これを一つの基本といたしまして町はそれらが受けられない部分について補完的な役割をこの奨学金制度は果たしていくという本来の趣旨でやってまいりましたけれども、今後この利活用については更に実態を見ながら検討をいたしまして、より良いこの制度、これから借りられる方それから償還をする方の内容等の実態も含めて、原資的には現状で今維持してまいりますけれども、内容についてはまた十分検討をしていく課題であるというふうに捉えておるところでございます。

それから次に協働のまちづくりに関しましての農地・水・環境保全対策向上対策。森岡議員も営農センター長、農業委員会長でありますそれぞれの立場で大変まあ深くかかわっていただいておりますけれども、伊那食品の塚越会長さんのひとつの言葉も引用されてお話があったわけでございまして、全くそのとおりだろうと思います。この施策の目的が必ずしも住民に伝わっていないということでございます。なかなかあの複雑なひとつの仕組みになっておりまして、しかもまたこの昨年の暮れに来て急なこの施策として打ち出されてまいったこともございまして、なかなか我々も関係者ですらまだ十分理解できないのが現実でありますけれども、やはりこれは基本的にはこれからの自立持続可能なまちづくりの協働の作業の中の一つの手段であるというお話、全くそのとおりだと思いますので、県下の中でも町はこれまでの農業施策を進めてきた経緯もございまして、積極的に一早く取り組んでいくという姿勢で現在準備を進めておるところでございます。

そこでまああのちょっと繰り返しになりますけれどもこの施策の背景もう一度申し上げておきたいと思っておりますけれども、現在日本の各地のまあ農村において高齢化や過疎化が非常に進んでおると、農家だけではこの農地や農業用施設である用排水路などを維持することは到底まあできないというようなこの実情にあるわけでございまして、そこでまあ国はこの平成19年度から農水省の施策の一つに加えまして、農家と非農家とがそこに住む全ての人たちがまあ、共同で地域の農地や農業用施設やそれからこの素晴らしい農村環境というものを今後とも維持継続して向上をさせていくためのその活動をした場合に、これらに対するその考え方と共に支援制度も併設をしたという形になります。飯島町では従来から慣行として各地域ごとに住民共同により行われておりますこの農村道や用排水路、ため池などの維持管理補修作業一部も当然してまいりました長いまあ歴史があるわけでございます。それにこの補助事業を自立をまちづくりの位置付けとして何とかこううまく取り入れることができないかと、取り入れていくべきだとこういうまあ判断をしておるわけでございます。従ってこのことによりまして従来のこの住民共同活動の一部について経費の至便も図られるというまあ金銭的な部分も新しく加わってきたわけでございます。

それからもう一つこれはあの、全、そこに住む住民の皆さんの一体的な考え方でございます、1階建ての部分というふうに呼んでおるわけでございまして、もう2階の部分があるのは正に今度は実際に農業に取り組んでおる斬新的な考え方を今後とも助長していくということになるわけで、それが現在言われておりますように、1,000ha自然共生農場づくりの進め方とも非常にまあ重要な意味をもってくるものでございます。自然共生農場づくりとはその化学肥料や化学合成の農薬をできるだけ削減をした農法によりまして、作物を栽培して自然の生き物と共生するこの安心な安全な農場づくりを目

指していくということにつながっておるわけでございまして、ここが本来の目的である。従ってこの取り組みによりまして安心して安全なそして美味しい農産物を消費者に提供できると同時に、付加価値を高める効果も大変大きいというふうに考えております。この総体的な農地・水・環境保全向上対策ではこうしたまあ農法を取り入れた農家に対しての支援も行っていくという形でございます。

そこでまあこの手段と目的とこれからの住民協働、自立のまちづくりというものをどういうふうに基本的に整理して考えていくべきかというお話もございました。従ってこの農地・水・環境保全向上対策というのは農家・非農家を問わず地域住民が一体となって農村資源である農地や用排水路などの施設、それからこの農村環境というものを維持向上させることが目的ではあるわけでありまして、飯島の場合はそのひとつ上にやはりこの協働の、みんなで知恵と汗を出しながら、責任分担を区分をしながら、みんなで作っていくその協働のまちづくりというものがあるわけでありまして、まさにこれはひとつの手段としてこの国の制度に乗った自立のまちづくりをしていくことが終局的目的につながるというふうに私も捉えておるわけでございまして、そうした説明を折りに触れて資料をもって説明をさせてきていただいております。従ってまああのそれぞれにかかわる立場の方はいろいろあるわけでございまして、そうした共通の認識・目標に沿ってですね、地域のもう少し大きく包括をするまちづくり地域づくり委員会というものの中にこの一部を占めて溶け込んでやっていくことがこれからの最も効果的な考え方であるという位置付けの中で、いろいろとまあ情報提供、説明責任を果たしながら今後とも進めてまいりたいと思っておりますし、また広報もとりあえず今月の3月号にはそのことを詳しく掲載をさせていただきながら、それぞれの立場でまた、地域づくりの委員会の方も4月にそれぞれの地域で立ち上がっていただくこととなりますので、少しまあこれはあの繰り返し繰り返し時間がかかることだろうとは思いますが、息の長い考え方の中でこのことを着実に定着をさせていただくというふうに基本的には考えておるところでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

森岡議員

それでは引き続き質問をいたしたいと思っております。まああの妊婦検診については前向きに検討されるということでございます。大事なことはまあ先程もおっしゃっていただきましたけれども、経済的理由のため受診をあきらめるものを生じさせないための公費負担を5回程度実施することを原則として国では考えておると、こういうことであります。まああの大きなお金がかかるわけで、大変なことでありますのでそうしたことに配慮をいただきたいということと、もう一つは今交付税措置されてきて、わからないわけですよ、これを何に使いなさいってその金額が来ればいいんですけども、こういう場合は一番大事になるのはその各実施する市町村の村長というかその人の考え方です。一般財源で来たんだから私は他へ使ってもいいわけですから、他へも使えます。そのところでまあ政府がこう言うようにこのことをこういうふうにしてほしいということで、出してくれておる政策でありますので、是非ともこれはこの趣(むき)で使っていただきたいと、まあ措置していただきたいとそんなふうを考えるわけであります。

次にあの奨学金の話であります。まあ確かに今国で有利だったっていうか、今、昔はあの制限があったわけですけど、今は借りたい人は全員借りれると、まあこれは利子付きですけどもそうした立派な制度が国の方にできてきました。で実際まあこう相談に見

えた方や悩んでいる方は無利子だと飯島のは、で国のだけでも足りない、もうちょっと借りたいんだけど両方は借りられないと、そこにその非常に不便さを感じているということです。でまあ 30,000、80,000、70,000、100,000 というような最高でも 100,000 までは有利子で借りられるわけですけども、利子が付くからまあ付かない方がいいということで町のと思えば 30,000 円止まりだと、で 30,000 円では用が足りないということで、できたらもう少し金額を増やしてもらえないかなあということです。まあ確か町の財政事情もあります。これは増やすということは非常に厳しいっていうか、それ自体も理解できるわけでありまして。しかしこのまんまでいけばちょっと中途半端のような、ほんとのあの、有りますというだけで中途半端のような奨学金制度ではないかなと、でまあ一つ欲を言えば育英会や他から借りとする人はだめだと、その資格を他を使っても併用できるというような制度にできないかと、それもひとつの手ではないかなと、金額が増やせないということになれば併用も許されると、その辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

それから最後に、申しあげました協働のまちづくりと農地・水・環境保全向上対策であります。まあ私が目指すところも町長が目指すところも同じだという意見を聞いたわけですけども、今何が一番混乱しとるか、下へ伝わってっていないかということ、これは庁舎内の役場庁舎内の課の調整がとれていない、そこに一番問題があるのではないかなとこう思います。村づくり総務課っていうか、村づくりの方は村づくり、こっちは農政は農政、2つで一緒に出してますから、片や地域づくり委員会、方や地区農村保全対策委員会、受け取る方では面食らっておると、このところに非常に問題がある。先程町長も言葉では言って、その中の地域づくり委員会の中の要するに地区、まあ仮称っていうか地区農村保全対策委員会だというようなそこははっきり言えばいいんですけど、2つのものが出ておるように受け止められたり、どうしていいかわからない。まあこれはひとつ問題もあります。4月1日というまあ時間がないということで、まあ取り急ぎ組織づくりをして進めていますので、非常にそこらが技術的に難しいところもあると思うんですけども、大きな目標を目指して、こういうためにこのように自立のためにその手段としてこういうふうに進めていくんだ、理解してほしい。まあ補助金を得てどうのこうのっていうようなそっちの方の話へ行ってしまうと非常に混乱すると思うんです。その辺がひとつ大きな問題ではないかなとこんなふうに思います。町長のお考えをもう一度お聞きしたいと思います。

町長 奨学金がまあ併用できないために非常にまああの使いづらい部分があるというご意見でございますが、まああの、そう枠も広げていくというような事情にもございませんので、最低の現在の枠の中で運用してまいりたいと思いますが、あくまでもこれはあの基本的には国の大きな奨学に対する制度資金の枠組みの中の補完的な位置付けということで考えてまいりますが、そうしたあの実際のまあ借り入れ実態、希望等とも十分またお聞きをしながら研究をさせていただきたいというふうに考えておるところでございますので、そんなことでひとつお願いをしたいと思います。

それから自立のまあ地域づくりとしてのまあ具体的な一つの組織である地域づくり委員会と、その後出てまいりました国の個別の施策である農地・水・環境保全向上対策、地域づくりにつきましては1年かけて地域の区長さんはじめ、それぞれの方といろいろまあ協議をしてそれぞれの考え方の中で4月からスタートするというところで年度末まで

にだいたいまあ歩調がそろってきておる、そのところに個別の施策として出てまいりましたので、私どももまた所管課それぞれも、どういうふうにこれを取り組んで組み込んで一体として考えていったらいいかなと、大変まああの協議検討もしたり悩んだりもしたわけでありましてけれども、まあ全体として今お話にもございましたように、私も申し上げているように、これはやはり協働のまちづくり自立のまちづくりの一環として、この飯島町という農村の将来を考えていくべきだということ、それから今まで歩んできたそれぞれのこの歴史の中の、共同の活動というものも重視しながらやっていくことがいいという結論の中で進めておりまして、戸惑いもあったためにその所管の問題で若干その差があった部分もあるかと思えますけれども、年が明けましてからは1つの会議のテーブルに乗っかって、それぞれの立場でやってきておりますし、そうした説明を整理した説明を今までも短期間でございましたけれども、事あるごとにやってきたつもりでございますので、まあその辺も3月号の広報も特集的に組んでPRしていくようになっておりますので、そこら辺のところを図解をもってわかりやすくひとつまた再確認の意味で示しながら、時間をかけて理解をいただいて実践活動に取り組んでいただくと、こういう考え方で進めてまいりますのでよろしくお願ひします。

森岡議員 はい、以上で質問を終わります。

議長 ここで休憩をとります。再開時刻を11時10分といたします。休憩。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

議長 休憩を解き、会議を再開します。一般質問を続けます。

4番 平沢 晃 議員

4番

平沢議員

それでは只今より通告に従いまして、農地・水・環境保全向上対策の取り組みについて質問をまいります。前任の同僚議員もこの問題について触れられました。町長答弁では協働のまちづくりの手段として積極的に取り組むとそのように申されておりました。それでその概要については私も理解するところが多々ありました。しかしこの問題は先程来申し上げられておるとおり時限立法であると同時に、この短期間取り組み立ち上げのために当事者も大変困惑しておるのが現状でございます。それと共に町民もこの問題は関心を持ってこれからの成り行きを見守っておりますので、私はもう少し細部について質問してまいりますので、具体的に分かりやすく答弁をお願い申し上げておきます。

地方自治体を取り巻く環境はますます厳しさを増しております。このような状況下でついに注目されておりました夕張市の財政再建計画が28日の本会議で決定し、18年間に358億円の赤字を解消する茨の道スタートを切ったという報道が先日来伝えられ、今日の新聞でも大きく報じられておりました。この国の管理下での再生への取り組みは、市民税、固定資産税、それから軽自動車税等の税率や施設、下水道使用料等の引き上げで、住民負担が増加させ人口減少それから流出の加速も予想されて計画どおりの再建が進むかも不透明な状態でありまして。この夕張市の問題はこれは人ごとではありま

せん。身近な地方自治のあり方にさまざまな課題を突き付けております。自己決定、それから自己責任が問われ、三位一体の改革によりその流れが加速しているのが現在の状況ではないでしょうか。しかし、社会の情勢が如何に変わろうとも、飯島町に暮らすすべての町民の皆さんが安心して日々の生活ができる、幸せと生きがいを感じることができる地域づくりとまちづくりをすることが町政であり、住民意思決定機関であると同時に政策提言するのが議会の役目であると私は認識しております。自立し持続発展可能なまちづくりは、もちろん大胆な行政改革は必須であると同時に、町の未来を見据えた諸施策を的確に講じていかなければなりません。農林水産省は平成19年度から農地・水・環境の良好な保全と、その質の向上を図る新たな対策としてこの農地・水・環境保全向上対策を導入し、さまざまな状況変化に対応し将来にわたってこの農業と農村の基盤を支え、環境の向上を図るために農業者ではなく地域住民・自治体関係団体等が幅広く参加する活動組織を新たに作って、これまでの保全活動に加えて施設を長持ちさせるようなキメ細かな手入れや、農村の自然や景観等を守る地域共同活動を促しております。また地域共同活動に加えて、化学肥料と化学合成農薬の5割低減等の環境にやさしい農業に向けた地域での取り組みも進めております。これは先程概要に申されたとおりでございます。そのためにも、自立のまちづくりの指針にあります、この住民との協働のまちづくりの推進に掲げた「地域づくり委員会」の立ち上げと、先程、前同僚議員申したとおり、これ同時進行で進められていかなければならないと思います。農地・水・環境保全向上対策の活動組織のありようが現在大きな問題としてクローズアップされております。21世紀は環境の世紀であると同時に、ともに人類の世紀とも言われております。飯島町は2つのアルプスの観られる素晴らしい自然環境に恵まれた町です。このような地域の資源を基礎として2010年を目標とした第4次総合計画に沿った、「みんなで作る自然豊かなふれあいのまちづくり」に向けて諸施策を展開しているのは認識しておりますが、この制度を町ではどのように捉えているのか、先ず最初に町長にこの所信をお伺いいたします。

次に農業・生活用水等は従来、水系関係の用水組合または集落等の共同活動によって保全管理されて、幹線水路につきましては区の管理下の中で行われるところが多い状態にあります。対策の仕組みの中では共同活動の支援と営農活動の支援の二本立てになっております。新しい助成を受けるにはこれらをまとめて活動組織を立ち上げなければなりません。環境保全の新たな活動を行うにはそれぞれの地域が個性ある地域づくりを行い、その連携によって認識できるような明快な構造を作り出すことが必要であります。住民の皆様これを如何に周知、理解してもらうかが組織立ち上げの第一要因だと私は思います。徹底した住民参加による組織づくりには当然合意設立は不可欠だと思います。地域の立ち上げを推進する組織を立ち上げのマニュアルを、行政としてはっきり示すべきだと考えますが、この点についても町長の所信をお伺いいたします。

次に地域活動指針と活動計画について質問いたします。この対策により、さまざまな状況変化に対応し、将来にわたって農業農村の基盤を支え、環境の向上を図る目的で農業者だけではなく地域住民そして自治会、関係団体等が幅広く参加する活動組織を新たにつくる指針が問われております。これまでの保全活動に加えて施設を長持ちさせるようなキメ細かな手入れや、農村の自然や景観を守る等、地域共同活動の推進もうたわれており、併せて環境にやさしい農業に向けた地域の取り組みも促されております。目安

となる活動指針としてはこの資源の適切な保全のための基礎部分と、施設の長寿命化につながる活動や、農村環境を向上させる活動等の誘導部分に区分されており、活動計画に最低限盛り込む事項に対象となる資源実施計画、役割分担、資金計画がありますが、活動計画は地域活動指針を目安にしながら活動組織の中で話し合い、これまでの共同活動の実態を点検し、今後活動組織で取り組むことができる活動をリストアップして作成しなければなりません。地区農村保全対策委員会の立ち上げは、時期的にこの年度末でもあり、地区によりかなりの温度差があります。構成員選定には苦慮するとともに、活動計画の内容が一定の水準に到達していることが交付金の交付条件になっておりますので、こんな時ほど耕地担当制度を大いに発揮し指導的なアドバイスをすべきと思われませんが、この点について町当局のお考えをお尋ねいたします。

次に営農活動との整合性についてお尋ねいたします。農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るためには、効率的で安定的な農業構造の確立と併せて、基盤となる農地・水・環境の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持増進することが必要であると考えます。これらの資源を基礎として営まれる農業生産活動については、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、農業生産全体のあり方と環境保全を重視したものに転換していかなければなりません。これを踏まえて地域において農地・水・環境良好な保全と質的向上を図るために、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と農業者ぐるみでの先進的な営農活動を一体的かつ総合的に支援していかなければなりません。本対策は力強い農業構造の確立と効率的な農業生産を目指す経営安定対策と、車の両輪として価値観の変化と新たな要請に応えることにより、理解と納得が得られると思います。社会共通資本としての農地・農業用水等の資源、更には営農活動を一体として将来にわたって保全するものであり、地域振興対策の位置付けとして飯島農業の有りようを、小手先だけではなくて深く考えていくべきだと思いますが、営農活動との整合性について如何お考えか所信を聞かせてください。

活動計画の実施についての問題点も大きな課題だと思います。農地・農業用水等の資源については過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難となっている現状や、ゆとりや安らぎといった住民の価値観の変化等の視点も踏まえての対応も、これも大きな課題だと思います。

次に中山間地域等直接支払い交付金対象地域との関連はどのようなお考えをお持ちかお伺いいたします。耕地放棄地の増加等により、多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域においては、多面的機能の維持増進を一層図るために、自立的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取り組みを推進する考えの下で、農水省の制度として平成17年から平成21年までの継続的に実施されております。当町でもこの対象地域がそれぞれの形の中で、集落協定に基づき集落の将来像を明確化して営農組合も含め活動計画を立てて5年以上の継続して行われております。農業生産活動と一定の要件の下での農地保全体制の整備を進めており、これは必須要件として活動であり、また選択的要件には地域の実情に即した農業生産活動の継続に向けた活動も行われており、今回の政策と合致した面が非常に多いと思われませんが、この点をどうとらえて判断していくつもりなのかお考えをお尋ねいたします。

活動組織との協定を締結の進め方についてお伺いいたします。農地・水・環境保全向上対策はこれは市町村との協定締結が前提となっております。協定には活動組織の決定

した活動計画や、交付金の使い道、資金計画の実践と活動組織への指導や、活動の実践状況の確認等を行うことを双方が明確化し、協定期間は協定締結から原則として5年以上とされており、協定の位置付けとしては、市町村は助言、指導、実践状況の確認となっており、活動組織は規約の策定、活動計画の作成、活動の実施、実施状況の報告が義務づけられております。活動組織の活動が農業振興計画やこのマスタープラン等の地域振興の基本方針に沿うものになるような助言や指導がなされているのか、この点について取り組みをお尋ねいたします。

次に助成金交付の条件はどんなものなのか。先程から触れてまいりましたが活動計画の内容が一定の水準に到達していることがこの交付の条件になっております。活動組織に対して共同活動を支援するための助成金が交付されることになっておりますので、支払われる条件は活動組織の先ず体制の要件と活動の要件の2点が支払われる条件になっており、体制の要件とは規約と協定で確認し、地域活動の要件は活動指針でチェックし、基礎部分と誘導部分の要件も助成に必要な条件となっておりますが、要件を満たす活動組織の立ち上げに行政としてどのような指導・手法でアドバイスをしているのかお聞かせください。

営農活動との整合性についてお尋ねいたします。飯島町では2010年を目標とした農業農村活性化に基づいて、1,000ha自然共生づくりに取り組んでいることは先程来熟知しております。計画の実現に向けては全農業者の参加と共同を基本に消費者も含めた推進体制を確立し、自然環境や生態系の保全と自然の高い価値の活用がうたわれて、飯島農業の育成の要件の青写真はできておりますが、実行に対してはまだまだいくつものハードルをクリアしなければなりません。一時的な方策は理解するところもありますが、この営農の長期的な視野で考えたときに、この対策の中の誘導部分の一端として、この農業環境向上活動の実践活動として、町と農協と営農センターが一体となったこの新たな飯島方式のグリーンゾーンを作り、他市町村にない個性的な地域づくりに取り組み、今回の対策にマッチした構想づくりの実現を提案しますがどうでしょうか。

2月4日に行われた「いいじまむら夢楽塾2007」の村おこし講演会の中でも、飯島の立地条件を高く評価されていた日本獣医生命科学大学の松木先生、それから、いずみ農園の梅津社長の発想をこの際全国にアピールするチャンスと受け止めて、より高い取り組みへの体制づくりを提案しますが町長は如何お考えか所信をお伺いしたいと思います。

活動計画の実践についてはいくつもの問題点があると思います。県営圃場事業終了後の年度差はそれぞれ各地区ありますが、各所においてU字溝それから水路、それで構造物の破損が非常に激しくなっております。それで実際的に実務している方たちからの問題点も上げて一応ポイントを挙げてみました。従来行われてきた県単、町単とこの事業の振り分けをどうするのか、それぞれ地域バランスを見ての区分が可能なものか行政としてのお考えをお示してください。要綱も明確ではない中で作業はスタートするわけですが、会計検査に対して町はどのような対応を考えているのか。昨年、中山間直接支払い事業も同じこれも農水省の管轄でありました。その会計検査の結果はどうだったのでしょうか。町と協定を結んで町の指導する立場になります各区の組織とも、取り組みが違おうと思われま。その整合性をどうするのか。見切り発車の状態で補助金の計画的なものが見えない。人件費だけで終わってしまうのではないかという懸念さえあります。支

町 長

援金需給については要件は満たされているが金銭的な支持が示されていない点について町ではどのように指導していくおつもりなのか。また各区とも年度切り替えの時期を迎えている。規約は決定できても役員構成は新年度にずれ込む公算が高いと思われま。この組織の立ち上げをどう考えて、一番大事なことはこれからの方針をどのように考えているのかお尋ねして1回目の質問を終わります。

それでは平沢議員の質問にお答えをいたします。新しい国の施策であるこの農地・水・環境保全向上対策について、いろんな多くの面からまた具体的な面からのご質問をいただきましたので、私の方からは大綱的なことを申し上げまして、具体的な部分については担当課長の方からお答えをさせていただきたいと思ひます。

先ずこの制度についてのまた取り組みについての町の基本的な考え方はどこかということでございますが、これは前質問者の森岡議員の答弁でもお答えを申し上げましたように、この新しい農地・水・環境保全向上対策、これはあくまでも町が新たに組み組んでまいります、自立をして持続可能なまちづくりの協働のまちづくりの目標に向かっての一手段であると、一部分であるという基本的な考え方の下に、それぞれ関係の皆さん方と協調して進めていく事業であるというふうに、お答えを確認をさせていただきたいと思っております。

そこでこの農地・水・環境保全向上対策の取り組みに関しまして、飯島町では古くから慣行として地域ぐるみで地域の農地、用排水路、農道、ため池、生活道路や河川などの維持管理を行ってきおるわけでありまして、現在でも地域住民の皆さんが、いわゆるまあ共同の作業として行っていたおるということでございます。飯島町といたしましては、繰り返しになりますがこの自立をして持続可能な住民協働によるまちづくりを進めて目指しておりますので、これらの活動は地域づくり委員会の一部の活動として、また一つの手段として進めてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

そこで平成19年度から始まるこの施策でありますけれども、こうしたまあ従来のいろんな取り組みを支援をしてくれる制度というふうになっておるわけでございますが、この補助事業を導入をすることによって、住民の皆さんや町の経費の負担を少しでもまあ減らしていくことにつながる、こういう面もございますので、末永い地域の協働活動に結び付けてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

次にこの活動組織の立ち上げの問題でございますが、従来の慣行による地域の活動主体は区であり、水利組合であり、耕地、隣組等が中心になってきおるわけでございますけれども、今回のこの補助事業を導入する場合におきましては、更に広く捉えてですね、農家と非農家全体からなるこの活動組織を新たに構築をしていくことにしなければならぬわけでありまして、現在各区それから水利組合や営農組合を中心として、この活動の組織づくりに取り組んでいただいておりますのでございます。そこで現在の構想では町内4地区に活動組織をそれぞれ立ち上げていただきまして、4地区の連絡調整や補助事業に対する対応のための事務処理を、共同で行うための協議会を組織する方向で今現在検討を進めておるところでございます。組織の構成員としては区であり、水利組合であり、耕地、消防団などを予定しておりまして、それぞれの構成員はそれぞれ従来から行っけておりますこの地域の農地や用排水路、農道やため池、生活道路や河川などの維持管理を役割分担をして実施をしていくという形になるわけございまして、

従ってこの組織は補助事業上としての組織を作り運営をしていかなければなりませんけれども、従来のこの住民協働という基本的な歴史と申しますか、取り組んできたものについての活動内容と、そう大きく変わるものではないというところがございます。

それから地域活動の指針と活動計画の部分でございます。若干細くなっておりますけれども、この農地・水・環境保全向上対策の事業の中では、農水省がきめ細かくにこの活動指針や活動内容というものをチェックリストをして提示をしておりますので、お話のございましたこのマニュアル作りというものはまさにこの辺のところを基本にして提示をして、この大枠の中で進めていただくという形で今後更に浸透していくという形になるわけでございますけれども、このチェックリストに基づいて各地区では活動組織の中で活動計画を樹立をして、飯島町と町とそれから活動内容について協定の締結を行ったうえで活動を実施をしていくということになります。

また補助事業の要件となる活動項目につきましては、既に関係の皆さん方にも説明してお示しをしてありますので、それに基づいて計画を立てていくということになります。従来の活動に加えて農道や水路の点検、見回り、更には農村の環境保全にも関する項目が従来の活動内容に加わることとなりますので、こうした費用につきましても全額補助対象としていくという形になるわけでございます。

以下はあの若干具体的な部分、それから細かい部分になってまいりますので、担当課長の方から説明させていただきますけれども、1点お話にございましたこの地域づくりの自立の計画ももちろんでございますけれども、特にその一部であるこの農地・水・環境保全向上対策が飯島としてどう発信をしてこの全国に先駆けた考え方を発信していくかという、この飯島らしさと申しますか飯島方式というものを構築していく必要があるということに対しての考え方でございますけれども、あの、むら夢楽塾の折の講演やパネルディスカッションの折にもいろいろそうした面が出されておまして、これまでも独自の特に営農に関する主体的なかかわりの中での町の農業の発信については、いろんな面で全国に冠たる先駆けたる考え方の中で推進をしてまいりましたので、こうした一つの基本的な考え方に立ってそれぞれご提言もあの折にもいただきましたので、このそういう意味で水・緑・環境保全もそうした姿勢で今関係の皆さん方と鋭意取り組んでおるわけでございます。このことがひとつに定着をして住民協働としてこれから進んでいくなれば、これはまたひとつの新しい一つの全国に発信する飯島らしき飯島方式ということで、その存在感が増えていくんだらうというふうに思っておりますので、是非ひとつそうした視点に立って、それぞれの町民の皆さん方の立場でご協力をいただいて、是非何としてもこのことが定着していくように期待をしてまいりたいというふうに考えております。以上、後、課長の方から申し上げます。

産業振興課長

それでは私の方から町長の説明に対する補足の説明をさせていただきます。先ずあの経過をちょっと申し上げたいと思うわけですが、この制度が出てきましたのは17年の3月に発表されました「食糧・農業・農村基本計画」の中で品目横断等の見直しとともに、この農地・水という考え方が出てきたわけでございます。その中で全国600地区で実証事業等行って参りまして、12月26日の日に要綱と実施要領が制定されたということございまして、非常にまあ忙しい取り組みになっているという状況でございます。町ではこれを受けまして12月15日には内部での検討会、26日には関係の皆さん耕地総代さん等集まっていたいただきました説明会もちまして、検討をスタート

させております。それからその以降は関係の皆さんということで1月16日に庁内の中での検討会を行いまして、17日の日には関係者の検討会ということで以降現在までに4回検討会を持ってきておまして、この後3月14日、3月26日に検討をしてまいりたいということですが、先程のあの地域づくり委員会との関連も出てまいります。なかなか一場に考えますと非常に複雑になってまいりますので、私たちはこの地域づくり委員会の中の一つの取り組みであるこの農地・水については、このものをすっきりとした形で先ず整理をして立ち上げていこうと、これはその後においてまちづくり委員会の一つの機能ということになっていくべきものでございますので、全体の打ち合わせの中でもそういう調整をとってございますのでそんなふうと考えております。また制度につきましてもですね、細かい点をいちいち申し上げますとほんとに組織づくりから入ってということが具体的に進む時に煩雑になりますので、できるだけ関係のある部分シンプルに絞って進めてまいりたいという考え方でございます。先ず組織を立ち上げたいということで、2月段階では組織についてかなり細部に詰めてまいりまして、現在、地区協議会の規約の検討というところまで行っております。この後には町4つですのでこの4つで作る協議会の規約、その業務そして今度はそれぞれいろんな事業、単価が出てまいりますのでそういうものの調整。更には町と結びます協定の調整、等々やりますので、できるだけ3月末までに、まあきちとした形にはならないと思います。国の要綱がまだ確定していませんのでならないと思いますけれども、当面出ている情報の中での事業計画とか予算の段階まで持っていきたいということで考えております。そして年が変わりましたら国・県の支持を受けてこの設立というところまでもっていききたいというふうに考えております。

なお初めての事業でございますので、今からあーだ・こーだ言ってもこの確定という部分のところにはまだ自信のない部分もあるということですから、基本的には立ち上げてみた中での更に制度や地域の実態に対する整合をとっていくということも含めまして、完全なものに立ち上げていきたいという考え方で進めております。

それでその地域づくり委員会との関係でございますけれども、この方につきましてはこの概念図で示してございますので、こういう形でということで既にご理解はいただいているかと思っておりますけれども、とにかくにも自立の町を目指すこの地域づくり委員会、これとの整合性を十分にとる中で進めたいという考え方で進めております。

それではご質問の4からでございますけれども、活動組織と集落営農組織との関連はどうかということでございますけれども、ひとつにはあの集落営農組織、これは農業者ということでございますので、農業者という部分で従来水路の泥上げや草刈りとかやっていただきましたけれども、新たにですね、この中にあの遊休荒廃農地を未然に防ぐとか、そういったものを守っていくというような機能もあるわけでございますので、特に営農組合はそういった活動、更には基礎的活動をベースにしまして2階部分の営農の取り組み、これにつきましてはまさしく営農組合の取り組みになりますので、そんなふうにとりあえずということで考えてございます。

次に中山間地域の直接支払いとの関連でございます。これにつきましては非常にあの微妙な問題でございまして、町内約140haの中山間支払いを受けている地域がございます。しかしこのところには21,000円というお金をいただいております、そのうちの2分の1は共同活動費ということでほぼこれに準ずる、今度の農地・水に準ずる活動

をしております。で、中山間地域も交付の対象にはなるわけでございますけれども、同じ活動で認めるといふわけにはいきません。同じ活動に同じ補助金というわけにはいきませんので、それに代わる新たな取り組みというものを見いださなくちゃならないということで、ちょっとハードルが高くなっていくわけでございます。それで前回の打ち合わせの折に検討いたしましたけれども、まあこれについてはまあ重複を避けることがいまいだろうというような考え方になっておりまして、現在、該当の地区に出向きまして、中山間地域の皆さんとの懇談を重ねているという段階でございますけれども、その中でもどうも重複は避けるのがいまいだろうというのが懇談が終わった所の集落の意見のようでございます。これについても今後まとめていきたいということですが、どうも方向はそういう方向かなというふうに考えております。

それから次ですが、活動組織との協定の締結の進め方ということですが、基本的の様式内容は既にあの農林水産省の方から示されておりまして、この中で活動組織との協定の締結の進め方については、協定を町と締結することによりまして、事業の確実な実施を担保するものでございます。町は事業の適正な実施を指導し、また結果を確認するというような役割が出てくるということになります。で、協定に記載する事項につきましては目的、協定の期間、対象資源、実施計画、構成員の役割分担、資金計画、町の役割等でございます。こういうことによりまして作成していきたいと思っておりますけれども、これはあの雛形が示されておりまして、そんなに細かいものではございませんので、まあ雛形に沿って作成をしていきたいという考え方でございます。

次に助成金の交付の条件でございますけれども、これにつきましても議員の申されたとおりでございます。助成金が交付される要件は2つの要件を満たすということになっていて、1つは活動組織の体制が整っていることと、これはどういうことかというのを見て言いますと、規約が整っているか、そして町と協定を結んでいるかというこの2つでございます。で、組織活動が一定の基準を満たすということでございますけれども、基礎部分の活動の項目がすべて実施されているか、誘導部分の活動の項目の一定以上が実施されているかということでチェックを、チェック票がついておりますのでチェックをしていくということでございます。それで先程のところのことについて行政はどのように支援していくのかということでございますけれども、まあ全て計画樹立の段階からですね一緒にやりまして、このものを共に作り上げていきたいというふうに思っております。

それから助成金の交付の条件のこの営農面の方でございますけれども、営農面につきましてはこれはあの農家個人に交付されるお金でございますけれども、共同活動を実施をしている地区というのは必須でございます。その2階部分の取り組みということになります。で、要件としては先ず「エコファーマー」でなければならないということで、ちょっとまあ個々のところも一つのネックにはなるわけでございますけれども、現在「エコファーマー」取っているのは飯島でまだ一人だということでございます。で、それであって共同活動を実施してその2階にあって「エコファーマー」の認定を受けていると、そしてその農家が化学農薬また化学合成薬品を県の観光基準から5割以下に低減して実施をするということをやっていたかというのが条件になりますし、また更にですね、それをやっていたかを作物で捉えたら地域の作物の2分の1を1以上の実施、また面で捉えますとですね、地域の耕作の2割以上で、農家で3割以上の取

り組みというようなものがされた場合に、水稻でいくと6,000円の交付があるというような形でございます。非常にハードルが高いということでございます。しかしながら先程の中のご意見にもありましたけれども、1,000ha自然共生農場を目指すという中でやっている取り組み、また産地としての生き残りの中ではですね、これは取り組んでいかなければならない取り組みだという形の中で前向きに進めたいと思っておりますけれども、一度にこのことを出すねスタートするのは難しいという形の中で、まあ19年はその準備期間ということできたいというふうに考えております。

また営農活動との整合性ということでもありますけれども、今も言いましたけれども、中山間地域等ですね、この営農活動、中山間地域を抜きますとその地域につきましてこの営農の支援というものが受けられなくなりますし、他の支援も受けられなくなってしまいます。まあ対象となった地域だけでやりますのでですね、こちら辺については今後検討していかなくちゃならないわけですが、中山間地域も後21年までですかね、ということでもありますし、19年は取り組まない、という形になっておりますので大きな問題では出てこないかと思うんですが、ちょっとこの不整合が出てきますので、これについては今後検討していきたいと、営農センター的に検討していきたいというふうに考えております。

それから活動の実践に当たっての問題点ということでいろいろ出されました。県圃後の老朽化の施設の改修ですね、これが大変あるんじゃないかというような問題、これ現在あの町の助成で1,500万程度出していますので約2,000万から2,500万の修繕をしておりますけれども、これらの修繕ですね、傷んだもの直すのについてはこの支援の対象になるということですが、改良の問題はなりません。それから金額の見直し、こういったものも目合わせをしていくということで今後の課題になってまいります。いろいろな課題があると思っておりますけれども、とにかくこの中で基本的にこの事業の大きな対象になっていくというふうに考えておりますのは、やっぱりあの水路施設の修繕というのが大きい財源を充当する項目かなというふうに思っております。その際にですね、今まで全部あの労賃はボランティアでやっていただいておりますので、この部分についてはまあこの考え方を踏襲していかないと助成金が無くなったらこの事業が無くなってしまいうことでは困りますので、そんな考え方もございますけれども、この費用の中で例えば地区の委員さんが水路の点検ですね、こういうことをするとか、大雨の場合に事前の見回りをするとか、また一部会議費等そういうものには費用の対象にできると思っておりますので、これらについては今後の中で整理をさせていただきたいというふうに考えております。

なおですね、最大の課題ということですが、中山間地域は140haの取り組みでしたけれども、今度の取り組みはですね、ほぼ町全部の取り組みになりますので、非常にあの中山間でも会計検査が非常に厳しかったわけですが、今回は更にスケールが大きくなっているということで、農振・農用地の中であって水田という地目であるけれども実際はもう違うものに、梨が植っている、何が植っている、小屋が建っている、これはもう対象になりません。そういうところを全部を精査して先ず対象を拾い出すということの中から交付金額が出てまいりますので、その事務をどうするかというのが大変でございます。次にですね、4区が県の協議会からお金をもらって実施をしていくということになるわけですが、お金を使うのに先ずどういうものに使ったらいの

かっていうこと。そしてまたその書類の整備に慣れていない方っていう形の中です、区にこのことをお任せしたんでは恐らくあの会計検査の折には非常に苦労してしまうというようなことが懸念されますので、これにつきましては今の段階では4区の地区の代表者の皆さん町に協議会を作って、そこにまあ男1人女1人くらいの事務局体制を置いて、そういう事務は専門的に処理をするという考え方をとっておりますけれども、まあそういう形を取っていかないとですね、まあ非常に大変なことになってしまうかなと、仕事はやったけどまあその後の検査は受けられないというようなことになってしまうのかなということで、そこら辺が重要な問題点ではないのかなというふうに考えております。

最後にこの推進費の問題でございます。推進費っていうことですね、今までの交付金と違まして推進費というものが出るようになっております。これは今の今までの事業とちょっとまた違ましてですね、更にあの自主的にこの仕事をしていくという活動に対しまして、推進費というものが出るようになっております。これはですね、促進費ですね促進費が交付されるようになっております。促進費は次のような取り組みの場合に交付されるということでございまして、自主施行を通じた技術習得のための取り組みや活動の労力軽減につながる取り組みをした場合、そしてまた2つ目には活動組織に対するより強くするための取り組みということでまあLPO法人、NPO法人等になればというようなことも書いてございました。で、どんな活動かということですが、先ず自主施行によって実施をする。で、専門家の指導・助言を受けてやる。それでその活動の費用がですね、おおむね300,000円以上という形のをですね自分たちで施行した場合には、これで20点という得点がいただけます。このものをですね5年間の間に100点以上やれば1事業当たり200,000円の推進費がいただけると。200点やれば1事業当たり400,000円推進費がいただけるというような制度があるということでございまして、なかなかこれはあの付け足しみたいなのになってますのでですけども、これはどういうことかと言いますと例えば飯島でいますと地元施行で、原料を自分で買って入れ替えていくとか、というような事業、まあこの例ではですね、魚の生態に詳しい先生の指導を受けて自主施行により魚道を設置した場合で、機械の留出や材料代おおむねこれが300,000円くらいかかった場合この事業に20点が与えられると、それで5年間で100点以上このものを積み上げた場合に1事業当たり200,000円が交付されると、200点以上になれば400,000円が交付されということがあるということでございますのでよろしくお願ひします。

最後に既存の事業との整合性でございますけれども、この事業で拾い切れない部分がございますので、町の今までの原材料支給そして地元施行の補助金は株を残してございますので、このものに漏れた分についてはこのことで対応していきたいというふうに考えております。以上です。

それでは2回目の質問を行います。まあそれぞれ細部にわたって答弁をいただきました。非常にあの国の施策も見えない部分があるかなりの答弁で、複雑で本当に奥の深い対策であるなど理解をしました。国の交付金制度には各省いろいろまああるわけがございます。まあ飯島もその都度利用しているわけでございますが、それで今回のこの農水省のこの対策は平成16年度に創設された、今もう飯島でも取り組んでおりますこの国交省のまちづくり交付金制度とまあかなり似たところがあるのではないかと考えます。このまちづくり公金制度は都市再生整備計画の作成がこれは義務づけられております。

平沢議員

それから地域の課題や特性を踏まえて計画時期、まちづくりの目標、それから目標達成のための実施する事項等の記載がありますが、これは町の長期の展望の中で処理できる問題だと思えます。昨日の町長の施政方針にも示されておりました住民との協働のまちづくりの推進、この一端として重要施策の5項目が挙げられました。その中にこの新たに始まる事業として、この農地・水・環境保全対策事業に協働活動分として900万、それから営農活動分として300万計上さしてあり、この仕組みづくりと事業推進についてサポート態勢で臨むと問われておりました。近隣の他市町村の状況を見ましてもまだまだこの問題に対しては、農地を守る事業としてのまだ説明の段階であるとお聞きしております。まあその点は飯島町は既に先行した取り組みを、先程申したとおりまあ実施しているので、この具体的な事業の取り組みのもう施策を示していくべきだと考えますが、この将来を見据えた多様化に対応した計画をこれを併せてお持ちかどうか、答弁では今後整合をとってと答えておりましたけれど、ここの点を再度お伺いをしたいと思います。

それから自然保護や環境保全活動といった仕事はこれは元来行政の分野というように、行政側も住民も理解をしておりました。このためにいろいろの対策が後手になったとか、立ち上げが遅れたとかそういった事例は少なくないと思えます。一つちょっと事例を挙げてますと、広島県のある町でございますけど、まあ通常いう過疎化や住民の高齢化、農業の担い手の減少によりまして農村集落の荒廃が進んでいることを重視しまして、住民全体の地域づくりを促進するためにですね、「集落快適環境保全事業」これを創設したと伝えられておりました。この補助対象、町で補助対象するわけですが、この活動内容を見ますと全く、生活道の数とか河川・排水路の草刈り・清掃それから宅地・農水等の未利用地荒廃阻止、それから歴史的遺産や自然環境の保全整備等で自治会や集落単位に人員や作業の延べ時間に応じて補助金を交付するというようなことであります。これは先程課長の方からありましたやはりこの労力に対する支援でございます。この手法は少し変わっていてもこれは飯島町ではまあ既にこれは取り組んでいる事業だと思えます。これによってそれぞれの地域が取り組むことによりまして、このきめ細かにかつ迅速に対応できることはこれは大きな利点であると思えます。地域づくりを住民に押し付けるのではなくて、地域づくりに住民も参加してもらえとこういう意義づけがするならば、町民の理解も協力も得られやすくなると思えます。町民の皆様の意識を変える。この施策を進めるべきだと思えますが、これらを如何お考えかお伺いしたいと思います。

それから課長から先程説明がありましたこの2階建ての支援内容と取り組みについてもう少しお尋ねをしてみたいと思えます。まあお答えの内容は抽象的でありました。まあ具体的にお伺いしたいと思います。この1階部分の共同活動の資源保全には地域住民の参加が必至であり、現状の資源保全や農村環境の向上の活動が主体になるので、これは組織活動を実施することこれはできると思われ。しかしこの2階部分の営農活動の取り組みについては、これは環境に配慮した栽培がこの先例となっております。先ほど課長申したあれもありますが、この一応栽培が前提となつて、この面積的な制約もでございます。営農組合や部会等がまとまった組織が主体となる取り組みがこれは必要になってくると思われ。例えば例を挙げてみますと、例えば科学合成農薬、この5割低減ということはこれはあのできると思えます。しかしこの化学肥料の5割低減は、これは地力を作るのにだいたいまあ3年から5年かかると、そうすると作物の収量に大

大きく影響してくるわけですので、この先程申した促進費、推進費と言っていましたけど促進費ですが、これをウエイトにかければかなりの支援が伴われると思います。そこでこの2階部分は営農の取り組みであることから、これは農業者と営農組合それからJAで取り組むことになると思います。このまた支援を受けるにはこれは先程申していた持続農業法これに基づくエコファーマー、飯島では現在一人だと申ししておりますが、かなりまだ希望者もおると聞いておりますが、この認定を受けることも必要でございますが、こんなような点も考慮した具体的な検討がなされているのか、2階部分に対しては、例えば畔(あぜ)を塗る機械で畔を塗るとか、こういうことも該当になるようなこともお聞きしておりますが、ここらの問題も検討の材料に入っているかをお尋ねして2回目の質問を終わります。

町長

前段のこの計画がまだまだ十分に住民に理解されていない部分もあるということで、そのとおりだろうと思いますけれども、いずれにいたしましてもこれはあの協働のまちづくりの一つの手法として浸透を図っていかなきあならないということでございますので、そうした計画も含めて広報、テレビ、その他十分また耕地懇談、説明会等も持ちながら浸透を図っていくというふうに進めて、だんだんとひとつ理解を得ていただくようお願いしてまいりたいと思います。で、このことをまああの国の施策だからといって町が一方向的に押し付けるのでは、これはとても実現の見通しは開けませんので、かといってまあ示すだけ示して、後、住民で皆さんひとつ判断してやってください、やってくださいということだけでもやっぱりこれは進んでいかないという形でございますので、ある程度のところまで町はひとつの考え方の下にそのことをリードをしてですね、提案をしながらそして十分地元で練って協議をしていただいて、練っていただいて、そして本当の足に地に着いたこの事業の推進が図れるようにして、そのことがやっぱり自立をしていくという一つの意識感覚を持っていただかないと実現できませんので、そうしたスタンスの中でひとつこの仕事は進めていきたいということで私は考えておりますのでよろしくお願ひいたします。あと2階建ての部分では課長の方から申し上げます。

産業振興課長

2階建ての部分ですけれども、先程も申し上げましたけれども、町としてはですね、1,000ha自然共生農場づくりを進めていきたいという計画をもう5年ほど前に始めております。それでですね、あのまあそのものですね、この営農に対する支援、これはちょっとあの基準等の考え方が違います。ひとつにはこの営農に対する支援は、1階に対する共同活動をすべて実施していることというのが第一の条件になってまいります。それからですね、その次のところで2階部分でこの営農に対する取り組みを進めるということになりますとですね、地域全体で取り組む取り組みというのが出てまいります。これはあの「浅水しろかき」とかですね、いうのを地域全体で先ず取り組むということになります。それでそのことをやった後にですね、要件というのが出てきて、その要件がですね、先ずエコファーマーであること、っていうことですが、エコファーマーを取るにはですね、長野県の観光基準というのがあります。観光栽培基準というのがあります。このものの中からまあ現在の農薬、そしてまたあの化学肥料2分の1以下に落とすというような計画、そういう措置等が必要になってまいります。これでエコファーマーの資格を取ることになります。で、その後でもってですね、今度のはあの地域のまとまりが、営農組合の単位でもいいんですし、もっと小さい単位でもいいんですけれども、その中でひとつには作目ごとに2分の1のもの、それでキュウリを2

人作っておれば1人の人がその基準に達したものをやれば、それに対してこの営農に対する支援がありますよというふうになりますし、しますけれども、やはりあのこのものに取り組んでいくためにはですね、名義をこなすということになると、水稲みたいなものでいきますと、地域の面積の2割そして農業者で3割この方たちが集団的に取り組んだ場合にこの営農に対する加算がいただけるということになってまいります。で、先程も言いましたようにですね、1,000ha自然共生農場という形ではやってきているんですけども、実際の中でそれだけの広がりを持って化学肥料を落とすことができるか。これは化学肥料を落とすのはですね有機的なものに置き換えるわけです。化学肥料の方はおそらく落とせると思います。そこで費用がかかたり散布するためのお金がかかたり、例えば鶏糞に置き換えますと鶏糞は10倍くらいありますので散布するお金がかかりますけれども、置き換えれると思います。まあ難しいのが農薬ということになるんですけど、農薬は除草剤も含まれていますので、なかなか物によっては置き換えきれないという物もあるということがあります。そして何より難しいのはですね、そのことを地域の農地の2割でやらなくちゃならないということがあるわけですので、やはりこれについては農家の理解を得ながら進めるということが、やはり一番のこれから進めなくちゃならない課題になるのかなというふうに思っておるところでございます。しかしこれやってみてですね、できないことではないと思いますので、是非まあ19年以降ですね、この農家の理解を得ながら、そしてまたあの産地としての生き残りを賭ける課題でありますので、そんなことにしていきたいということですけどもまあ、いきなり全部やるにはちょっとハードルが高いという状況でございます。

平沢議員

3回目の質問を行います。ただ今2階部分のこの営農活動については非常に促進費をみればかなり難しい線も大変あると思います。しかし飯島はこのような産地化のためにも先駆けて他の市町村より取り組んでいかなければならないと思っております。生命の源であるこの土地・水・環境保全はその恵みを受けている現在生きている私たち一人ひとりの責務であると共に、子孫に対する義務でもあると思います。飯島町のキャッチフレーズに、「緑映え若者の集うまちづくり」があります。このかけがえのないこの豊かな自然環境を保全して住みたい住ませたいまちづくり、これを目指しているわけでありますから、こういうふうな問題が出てきたときには率先取り組んでいかなければならないと思っておるところでございます。ことわざの中に「組織は人なり」という言葉があります。先程申しておるように、やはり住民意識の改革等いろいろあると思いますが、これらの地域づくりを巡る環境の変化もこれは無視はできないと思います。今の世は物の豊かさより心の豊かさを求める国民生活が進展する中で、この環境変化を見通し、地域住民の参加を最重視しながら進めるべきであり、若者の創造力それから行動力を十分に発揮させる活躍の空間が創造とも言いますか、こんなようなものを強く求めるところでございます。地域づくりは無限運動でありますから、尚更しっかりと支援体制が必要になってくると思います。この本町においても他の自治体に劣らない対策の取り組みを早急に制定することによって、この産地化を目指した飯島町のこれからの営農体制、あるいはこの土地・水・環境保全向上対策に結び付け、協働のまちづくりが一層発展することを願うところでございます。最後に町長のこれらに対する意気込みをお尋ねして質問を終わります。

町長

この事業の目的に沿って、またそれを目指して、住民の皆さんの理解を得ながら、ま

平沢議員 　　た住民の皆さん地域の皆さんと共にこの事業をその目的に沿って進めていきたいと  
のように確信をいたしております。

議　　長 　　ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻を午後 1 時 3 0 分といたします。休憩。

午後　0 時 1 2 分　休憩  
午後　1 時 3 0 分　再開

議　　長 　　休憩を解き、会議を再開します。一般質問を行います。  
7 番　竹沢秀幸　議員

7 番  
竹沢議員 　　通告に基づき一般質問を行いたいと思います。  
第 1 に協働のまちづくりの飯島町憲法制定についてであります。具体的には自治基本  
条例についてであります。私たちの住む飯島町は美しい自然に恵まれ、地域の風土に根  
付いた伝統や文化に支えられて、人情豊かな町として知られ、一歩ずつ前進をしており  
ます。飯島町の先人及び現在の人々がこれまでお互いに助け合い協力し、特色ある地域  
活動やまちづくりを実践してきたところでございます。私たちは分権型社会や少子高齢  
化の到来により社会構造が大きく変化する中で、愛する地域を想い、自分達が出来ること  
からやってみようとする自発的な意志や意欲、具体的な行動による地域づくりの精神、  
すなわち協働の精神が今求められているところでございます。私たちは飯島町民憲章に  
謳われた町民としての心構えと理念を尊重し、協働して町民が主体の住みよい町づくり  
を推進するため、新たな自治の仕組みを定める飯島町の憲法ともいべき「飯島町自治  
基本条例」を制定してはどうかと考えるわけであります。あえてここで飯島町町民憲章  
を復唱してみたいと思います。

西に中央アルプスの雄峰南駒ヶ岳、東に南アルプスの連山を仰ぎ、数ある清流の恵み  
を受け、美しい自然にはぐくまれたわたくしたちの飯島町は、古くは江戸幕府直轄の飯  
島陣屋、また伊那県庁が置かれるなど、由緒ある歴史と開拓に励む伝統を刻み込みなが  
ら、発展を重ねてきました。わたくしたちはいまこのまちの住民であることに誇りと自  
覚をもち、さらに未来に向けて対話の気風を尊重しながら、希望にみちた魅力ある飯島  
のまちをめざして、ここに町民憲章を定めているわけであります。

1 つとして、水とみどりに恵まれた自然を生かして、さわやかで美しいまちをつくり  
ましょう。1 つとして、調和のとれた産業を伸ばし、活力にみちたゆたかなまちをつ  
くりましょう。1 つ、教育を重んじ子どもをすこやかに育てて、たくましくあかるいまち  
をつくりましょう。1 つ、スポーツや学芸に親しみをもって、健康で文化の香り高いま  
ちをつくりましょう。思いやりの輪をひろげ、ふれあいを深めて心やすらぐ平和なまち  
をつくりましょう。と述べているところでございます。

過去の町の議会の一般質問で市町村合併当時に市町村合併の可否を問うための住民投  
票条例制定の提言もあったやに記憶しておりますが、一つの課題のためだけの住民投票  
条例ではあまり意味がないわけであります。現在あの全国的には先進市町村で制定され  
てきたいわゆる住民参加条例とか自治基本条例についてでありますけれども、これはま

ちづくりは市町村長の強いリーダーシップに任せるという反面、自治システムのセーブ  
が遅れがちであったわけでありまして、指導者任せにしているだけでは限界があるん  
ではないかというそういう反省の上から、住民や職員が力を発揮できる制度作る自治シ  
ステムを整備しようという潮の流れが、全国で今動いているところでございます。つまり  
自治システムの整備という観点から住民参加条例とかあるいは自治基本条例をつくる自  
治体が現れてきたところでございます。ただし、この本県の千曲市のように、例えばこ  
のニセコ町の条例をコピーしたものでは何の意味もないと思うわけでありまして。先  
の信濃毎日新聞の 1 面にこの「民が立つ 1 1 9 克服」という記事がシリーズであります  
けど、載っておりますけれども、これはこの千曲市議会が議員提案で作りましたところ  
の「町づくり基本条例」につきまして、市民置き去りで話し合う過程を踏まなかつたこ  
とについての批判記事であったわけでございます。この例とは違う先進的な事例がこ  
の近隣では飯田市の議会の取り組みでございます。この飯田市議会では約 4 年の歳  
月を経まして、議員が地区懇談会を 2 0 回場で 2 回開催するなどいたしまして、住民  
の意見を十分反映して、すなわちこの条例制定の過程を大切にして平成 1 8 年 9 月 2  
1 日飯田市自治基本条例を制定しております。

さてこの国が進めている道州制を想定しての平成の市町村合併、まあ 1、8 0 0 くら  
いの自治体が変わったわけですけども、自立も合併も要はこの地方分権時代の一つの  
手段・選択肢だというふうに思うわけでありまして、当然におきましては自立を  
選択をして現在歩んでいるところでございます。協働のまちづくりは合併しようが自  
立しようが全市町村の共通の課題であるわけでありまして、わが町が今取り組んでい  
る「まちづくり委員会」の創設は地域自治推進に必要な組織づくりでありますけれど  
も、こうした組織をつくっていくためにも、一つのより所といいますか、そういうもの  
が必要ではないかというふうに思うわけでありまして。要するに飯島町とその町民は何  
を指すのかといった総合的な飯島町としての憲法として「飯島町自治基本条例」制  
定が必要というふうに私は思うわけでありまして、そこら辺について見解をお尋ねし  
たいなあとというふうに思います。

去る 2 月 2 7 日お隣の駒ヶ根市議会が開会をされまして、中原駒ヶ根市長は施政方  
針演説の中で、私が申しているのと同様の、まちづくり基本条例を課題としていき  
たいということを訴えているところでございます。高坂町長は先の施政方針演説でも  
述べているように、飯島町に暮らす全ての町民の皆様が安心して日々の生活を営み、  
幸せと生きがいを感じることでできる地域づくり、まちづくりが町長の使命だと述  
べており、飯島町発展のために日夜努力されていることを心から敬意を表するもので  
あります。若干余談になりますけれども、今年の秋には町長選挙もあるようであり  
ます。どなたが立候補するか承知しておりませんが、次期町長には是非時間をかけ  
てこの条例制定の過程を大切にして、その必要性を町民に十分理解を求め、飯島町  
自治基本条例制定も重要な政策の公約として取り上げてみてはどうかというふう  
に思うわけでありまして。そうしたことも含めまして、とりあえず町長の見解をお  
尋ねをして 1 回目の質問といたします。

町　　長 　　それでは竹沢議員の質問にお答えをいたしたいと思いますが、協働のまち  
づくり推進のために町の憲法ともいべき飯島町自治条例制定について検討をしたらど  
うかというところでございます。冒頭に現在の今の飯島の町民憲章の朗読をいただき  
ました。この町民憲章は昭和 6 1 年飯島町が合併の 3 5 周年記念事業の一つの事業  
として制定をし、他

の町花、町木等と共に新たな発足をしたわけであります。私もその時にちょうどまあ1人の事務局として参画する機会がございました。ほんとに長い期間にわたって日夜、策定委員の皆さん方と色々な議論を重ね語り合いながら、この町民憲章を生む現場に立ち会った1人の人として大変まあ感慨深く思っておると同時に、今改めてこの町民憲章の1字1句を今お聞きをして、まさにこれからの町の自立の協働の考え方っていうものは、当時既にこのことが植え付けられておった憲章であるなあと、むしろ今になってようやくこのことが真価を発揮していく一つの町の憲章であるなというふうに思っ、この当時の策定委員の皆さん方に改めて敬意を表する気持ちでいっぱいでございます。

そこでまあいろいろお話にもございましたけれども、この住民一人ひとりがまちづくりの主体として身近なところからまちづくりに加わって、住民と行政が協力しながら取り組んでいくことが本来の住民自治の姿でありまして、中期総合計画においても協働のまちづくりを基本としたこの理念が謳われておるということでございます。こうした住民参加や協働のまちづくりの理念、また手法というものを、いわゆるまあ「自治基本条例」であり、あるいは「まちづくり基本条例」「まちづくり理念条例」更には「住民参加条例」いろいろまあ名称があるかと思っておりますけれども、そうした条例として明文化している自治体が大変最近増えてきておるということでございまして、自治体の憲法制というものを明記して条例を制定しておる例がいろいろございます。近隣では飯田市それから高森町もまあ町民参加条例というような形で制定しておりますし、駒ヶ根の市長もこの議会でもって将来の協働の姿としての自治条例というものを提案し、検討に入りたいということをやられておりますので、承知をしておるところでございます。そこでまあこの条例制定においては住民参加によってこの条例案の検討をすることと当然まあなるわけでありましてけれども、この条例に至る経過につきましては、お話のようにいろいろ考え方があるかと思っておりますが、大きく2つの形態があるかと思っております。一つには住民参加が相当まあ浸透をして意識をされて進んできて、そのことが具体的にまあ実践をされて、むしろ底辺から住民側の底からまあ条例化に活発な意見・要望というこの必要性が、制定を目指したのも盛り上がってくる機運というものがある、そこから初めスタートしていく手法。と同時にまあいろいろの考え方で行政主導と申しますか、この条例の制定を先にまあひとつの掲げて、その制定を契機にして住民参加を求めながらこの実効性のあるものにしていこうとする、こういうまあ分かれておるかと思っておりますけれども、やはりこれからの時代今の時代はその前者であるやっぱり住民の盛り上がり意識改革という原点から始めないとなかなかこれは絵に画いた餅になってしまう、息の長い自治条例の目指す結果には至らないのではないかとこのように私も考えておるところであります。

そこでまあこのように住民の主体のまちづくりを進めるための基本となる考え方、それから町民、議会、行政それぞれの役割、住民参加の仕組みなどを定めた条例制定は私も将来的にはこれは必要というふうに思っておりますけれども、行政や議会側が推進して制定する性格の条例、自ら進めていくというこの考え方ではないというふうに考えておりますので、やはりこの住民参加を進める側の中から住民主体による条例の必要性を十分議論をしていただいて、その盛り上がった住民意識の中から条例制定について検討をしていくことがベターであるというふうに思っておりますので、ご提案は一つのご提案として受け留めさせていただきますけれども、今は現在はそうした考え方で考えてお

竹沢議員

るということのひとつご理解をいただきたいと思っております。

ただ今町長より必要性は認めると、それから行政主導型というよりは住民参加型で下からの盛り上がりによる条例制定が好ましいというご答弁をいただいたところでありまして、そこであのもう少し共々に理解を深めるために意見申し上げて議論を深めていきたいと思っておりますが、本県と同条例制定状況でございますけれども、地元在住の県会議員の紹介もありまして、長野県総務部市町村課に調査いたしましたところ、81市町村の中で、町長も触れておりましたが、制定状況は市で飯田市、それから茅野市、先程例に出しました千曲市、それから岡谷市の4市、町では下伊那の高森町、それから先般合併をいたしました木曾町の2町、すなわち6つの市と町で制定がされております。従って飯島町が時間をかけて制定するといいたしましても、このまま制定ができれば7番目ということで、ラッキー7ということになるわけでありまして、これが実現すれば私が常に申し上げているキラリ輝く飯島町ということに名実ともなるのではないかとこのように思うところでございます。

必要性について先程も触れましたが、この自治基本条例については理事者もそうですが、議員の方にも理解願うため飯田市の条例を参考にしてちょっと説明を申し上げたいと思っております。飯田市の自治基本条例につきましてはそもそも平成14年に市議会の「議会あり方研究会」、うちのあの活性化委員会と同様のものでありますけれども、において地方分権一括法が制定されましてこれに対して、自治というものに対して市民のかかわり方はどうあるべきなのか、自治のあり方はどうあるべきなのかという観点からその課題として自治基本条例の制定をしてはどうかという必要性が生まれてきたところでございます。以降市議会に特別委員会を設置をいたしまして、例えば飯田市の知恵とかいうふうに地区懇談会を20会場で2回ほど、これは議員の皆さんの活動として取り組みまして、平成16年度にこれらの経過を踏まえまして市といたしまして自治基本条例市民会議を発足いたしまして、ここへ議会の立場で原案を提出したという経緯がございます。この自治基本条例市民会議につきましては24名で構成されておまして、公募で委員が8名、議員が8名、学識経験及び職員8名で構成されまして、この市民会議の中において条例案が検討されまして昨年の9月議会で議決されまして条例制定されたということで、立ち上がりからは4年間の歳月を費やしているわけでありまして、ここにあの条文がございましてけれども、これ飯田市の条例ですけれども、全部で9章までの構成で36条の条文で構成された条例であります。飯島町に引用して申し上げますと、冒頭の方で述べているのは、自治の原則では、住民と行政が協働して自治を推進するということを明記しております、主体は住民というふうに規定をしております。で、その住民の役割は行政と協働して地域発展に寄与するよう努める物というふうに謳っておるわけでありまして、それから第4章では地域自治すなわち飯島町でいいますと、区ですとか耕地単位の位置付けを規定しております。またこの他に行政運営、言い換えると町政運営のあり方ですとか、町議会の役割、また町執行機関の役割などを細かく規定をしております。第6章では議会の役割、とりわけ議会の責務では議会は町民の代表機関として町の意味決定機関であり、法に基づき議決権限を行使し、町民意思が的確に反映されるよう活動し、町の執行機関の活動を監視・評価することにより適正な町政運営の確保に努めると明文化しております。それから本条の一番最後に昔よくありました住民投票条例の規程を規定しております。以上の概略が飯田市の例であります。

この条例そのものにつきましては私の友人でもありますが、飯田市の元市役所の職員で当時私と一緒に企業誘致とか土地開発公社の仕事をやっておりました市会議員の清水可晴議員がこの中心になって取り組んだ経過があります。

そこでこの飯島町自治基本条例を制定した場合にどんなメリットがあるのかということなんですけれども、自治基本条例をつくることになりますと町民には町はどんなルールで動いているのかということがわかるようになりますし、住民の目から見て議会や行政の活動が町の憲法に即して照らして見た場合に、きちんとやっているのかどうかということが監視でき、また問題があるときは住民の側からも意見を言うという権利が保障されているというプラスの面がございます。また町長にとっても行財政運営のまあ計器、まあ計りにたとえて見ますと、各事業が正常に作動しているかどうかを確認すれば、飯島町という自治体これがパイロットに想定すればジャンボジェット機を正確にこの目的地に向けて操縦できると、こんなようなことがこの条例のメリットになるかというふうに思います。まちづくりのルールが正常に動いているかどうかということをチェックして、的確に事務が執行されていることを確認することによって住民への責任を果たすということになるわけでありまして、透明性・クリーン制が確保されるということになります。また職員にとっても自治基本条例に書かれていることは仕事のルールになるわけでありまして、基本条例によって仕事の中身もレベルが上がってくるということにそういう期待がもてるわけでありまして、また議会にとってもすべての事業に関し評価システムができるわけですから、議会としての監視チェック機能が高くなるわけでありまして、そうしたことによるまちづくりのルールができるということになるかと思えます。住民基本条例の制定につきましては住民にとってもまた町長にとっても職員や議会にとっても大変有意義なことになるのではないかというふうに思うわけでありまして、そんな美味しい話なら早く作ればいいということになるんですけれども、所詮はこの条例といえども、起草案としてこの条例をつくるか、行政主導型で作るとかいったそういう過程を踏むのではなくて、もっと自主的に町長も言っているように町民参加型の中で町民から盛り上がるそうした条例づくり、制作過程を大事にしていくことによって、条例をつくるという目的と同時に、そのまちづくりはどうあるかっていうことをこの意識を醸成・向上させる、そういうところにこの大きな意味があるのではないかというふうに思うわけでありまして、

話はちょっとそれですけれども、要はその話し合いをするということが大事だという意味で申し上げるわけですが、わが国ではこの憲法改正につきまして国民投票というのも今後審議をしていくと思うわけですが、ヨーロッパのある国すなわちスペインでは妊娠中絶法の改正につきまして、国民投票は有権者の2分の1以上の投票が無いと無効ですよという規定がございまして、先般投票をしたようなんですけれども2分の1以上にならなんだということで無効になりました。わが国の今後憲法改正の国民投票も全投票数の過半数とかではなくて、その有権者の云々とか、そういう規定が無ければだめではないかということ、先日、筑紫哲也の「多事争論」で報道しておりましたけれども、要するにその圧倒的多数の民衆の声とか、そういうものを反映したものでなくてはならないということ、この番組では言っとったような気がいたします。要するに、この我が国の、要するにみんなで話し合うという民主主義といえますか、デモクラ

シーのそういう史実というか歴史というか、そういうものはまだまだ浅いということ、私は思うわけでありまして、今要するに議会もそうですし町民の皆さん相互もそうだと思いますけれども、いろんな物事を進めていくのに、みんなで話し合っておおいに議論を交わして物事を進めていくっていう、そういう作風というか、そういうものがうんと大事だということを痛感するわけでございます。

それからあの私共の町の議会では議会活性化のいろんな取り組みを行っておりまして、先般もいくつか改正をしたところでありまして、今後においては北海道の栗山町議会が全国に先駆けて議会基本条例というものをまあ制定したわけで、これ話題になっていますけれども、これもあの当議会でも今後学習する計画になっております。ただこの条例自体は議会のみを規定している条例でありまして、全国的にみると面白いというか珍しい条例ですけど、今あの取り上げていかにかあいいけないのは議会だけではなくて町民の皆さんも町も職員も議会もみんなのそのあり方をどうあるべきか、進むべき町の方向はどうあるべきかということを決めるための自治基本条例というものが必要であるというふうに思うわけでございます。従いまして全国的な本県も含めて先進地のいいところは多いに取り入れて、飯島町としてそれをよく咀嚼（そしゃく）をして、町民の皆さんと共に大いに議論して、この条例を作り上げてみたらどうかというふうに思うわけでありまして、

ちょっと話題はそれですけれども、先の2月27日長野県議会一般質問で、広域農道町道2号線の県道格上げ問題につきまして、地元県会議員が村井知事に一般質問を行いまして、他の長野県下に他の広域農道もありますので、他の広域農道とのバランスをとりながらまあ時間をかけて検討するという答弁を引き出しております。前回そうした一般質問をしておりましたので参考にお繋ぎするわけですが、飯島町は先ほど同僚議員も申ししておりましたが、平成18年度飯島町発足50周年の記念事業を実施してきたわけでありまして、まあこの節目をきっかけに飯島町の10年後20年後を見据えた将来のまちづくりのあるべき姿、羅針盤あるいは拠り所といったものが私は必要であるというふうに思うわけでありまして、本来の自治のあり方というのは、先程から申ししておりますようにコミュニケーションとか話し合いが一番大事だというふうに思うわけでありまして、町民の皆さんは日常の生活に追われておりまして、自治とか行政とかはどうあるべきかとかいうことについては、そんなにその関心の高いものではないというふうに受け止めておりますけれども、これからの自立のまちづくりは住民参加型のまちづくりがどうしても必要でありまして、私たち議会議員の責務も当然多いにあるというふうに自覚をしておるわけでありまして、町のあり方をこれから大いに議論をして提言をして町民自らが参加してまちをつくっていくという、そういう時代にいいよなっていかなければならないと思うわけでありまして、そういう意味で今回この一つの方法として町民の皆さんの拠り所である憲法といえますか自治基本条例につきましてその必要性をお訴えを申し上げたわけでありまして、再度町長さんに県知事の答弁ではないけれども、時間をかけて検討するとかいうようなことのお答えをいただくと、大変うれしいなあということ、これを申し添えて2回目の質問を終わります。

町長

いわゆる自治基本条例なるものの制定、将来のまあ検討課題についてはご提案として受け止めさせていただくということにいたしますけれども、今それぞれ言われたメリット、行政が果たす役割、責務、更には地域が果たす役割、責務、それから町民の皆さん

個人個人がこの果たす役割、また議会も含めての責務、提案、これらはあの現在もいろんなあの形の中、また一部の条例なり、とりわけ中期総合計画の考え方当たりの中にもその分担をして入ってございますし、総体的にはそうした考え方の中でそれぞれの立場でひとつ自己責任をとって進めていくという考え方はまあ謳われており、それに向かつてまあいろいろ住民とのコンセンサスを今、図っておるわけでございます。

それから今お願いしておりますこの地域づくり委員会にも基本的にはこうした役割分担のそれぞれの自己責任にのっとった形での住民参加、行政参加という基本の理念の中でやっていただいておりますから、言ってみればまあそれらをいろいろな面でまとめて集大成したものがまあ理念としてこの自治基本条例という形になるんだろうと思いますんで、今このことが条例があるなしにかかわらず基本的な一つの行政運営としては個々のそうした考え方で十分まあ今のところはいいけるのではないかと。唯やはり一つのこの一番の鏡になるものが指針が必要だというようなことになれば、当然まあこうした自治条例の自治憲法としてのものも必要というものは十分理解できるものでありますけれども、いずれにしましてもこれはまたあの今、竹沢議員がおっしゃるように、議会もひとつ住民の代表として、それぞれ主体的な関りの中でそうした問題も溶け込んでいただいて、十分住民の皆さんとの議論、パイプ役を果たしていただいて、そこから何らかのものが生まれてくれば、なお結構な話ではないかなあというふうに期待もして、今後の一つの検討課題というふうにさせていただきたいと思っております。

敬称を申し上げたことを訂正申し上げまして、私の一般質問をこれで終わります。

竹沢議員

8番 坂本紀子 議員

議長  
8番  
坂本議員

お疲れかとは思いますが、今日最後の一般質問をいたします。

昨日は力のこもった町長の19年度の施政方針を丁寧にお話いただき、前年度より特長のある形となった予算配分でありました。歳入面では地方交付税や関連する臨時財政対策債が大幅に減る中、国内の経済情勢は回復にあるとはいえ地方の企業には直結しておらず、町税の増収も見込めない中、住民ニーズの多様化と変化の多い国の諸施策の中で、何を重点政策として飯島町はやっていくのか迷われたことと思っております。合併論議が盛んに行われた16年のふるさとづくり審議会の中や、17年の5月に住民意向調査の中で、まちづくりの重点施策として住民要望の多かった子育て支援や、若者の定住化促進に重点をおかれたことは評価できると思っております。ただ残念なことは1,000人中40%も要望があった「健康福祉のまちづくり」という中で、高齢者や障害者などの福祉サービスの充実が少々手薄になった予算案になったことです。19年度の国家予算を紐解きますと、大きなものや強者に対して有利な税制改正となっております。企業に対する減価償却制度の見直しで、特に資本金10億円以上で多額の設備投資をしている会社は、それだけこの見直しによって減税されるので、またそれを再投資して利益を作り出すということになります。また証券優遇税制の1年延長により、高額の配当の場合税率20%だったものを2009年、現状だと2008年なんですけれども、それが1年となり3月まで10%に減らすこととなりました。また株式譲渡所得は所得税と住民税合わせて26%の税率だったものを、10%に軽減してしまいました。現在庶民の預貯金にかかる税率は20%、働いて得た所得の最低税率も所得税住民税合わせて1

5%なのに、ただお金を右から左に動かすだけで得た利益に対して、10%の低い税率となってしまうのですから、まじめに働いている人にとっては怒るべき内容なのです。また定額減税廃止によって一時的に所得が所得税が減るのですけれども、6月から住民税が増えることとなり、結果的には1年間を通しますと増税となります。これに伴い保育料の階層が上昇し、実質的に利用料が値上げになる場合もあります。3歳未満児の児童手当が月額5,000円から10,000円に引き上げられ、年間60,000円の支給増加になりますが、例えば、夫婦のうち夫でも奥さんでもいいんですが、片方が働き年収300万の家庭で、3歳未満の子供が1人いるとしますと、児童手当で増加60,000円としても配偶者特別控除廃止により44,000円増税になり、定率減税廃止で15,000円の増税となりますと両方で59,000円の増税となり、児童手当をもらっても実質1,000円いただけるということになり、何ら子育て世代に協力しているとはいえない内容であります。

高齢者の負担は今後も続き、昨年初めて住民税が課税された高齢者の多くは、経過措置が適用されて段階的に引き上げになり、それと共に介護保険料も段階的に増額されます。今回飯島町でも国民健康保険料は上がることとなりました。何を言いたいかと言いますと、16年に審議したふるさとづくりの内容をそのまま継続し、対象者の方々は障害者を持っている方や母子家庭の経済的に大変な方々ばかりなのですから、その方々の金品給付を今年度も減税していくことにはいかがなものかと私は思いますが町長の考えをお聞かせください。

毎年決算の時に行政コスト計算書及びキャッシュフロー計算書を活用した財務分析報告書が手渡されるのですが、16年の報告書の中でこんなことが書かれています。平成7年から平成16年において役場庁舎移転建設や情報化を推進した総務費において多くの資産形成がなされ、道路改良率は県内トップクラスの土木費となっているとあります。また消防費の増加額は防災センター建設によるものとあります。負債の伸びは右肩上がり続けており、正味資産は減少していて借金に頼った資金調達により、資産形成がなされているとあります。19年度まだ残された下水道事業及び水道管の取り換え工事、また今年度新規事業としての防災無線デジタル化工事、循環バス運行事業等ハードな事業に多くのお金がかかっています。計画を立てたらすばやく実行ということが経済活動においては良しとされていますが、実際のところもう少しスピードをダウンさせて、負債を減らす方向に予算を持っていった方が良くは思われますが、それとも歳入を増やすために単純に町税等公金の徴収率を上げるよう滞納者に対して厳しい指導をした方がよいのか、そういう点はどう思われますでしょうか。

もちろん歳入を増やすにはいろいろな方向性はありますけれども、もう一つ軽自動車税及び町たばこ税が飯島町の直接の歳入となることを町民にもっと知ってもらうことが必要かと思われますが、その点どのように広報活動をしておられますか。また歳出については経費の軽減のためにガソリンや事務備品の共同購入をして入札により価格を下げるとか、公共施設における浄化槽の点検、電気工作物の保安管理など入札による経費節減はどのように努力されているのかお答えください。

2つ目の質問としては、地球地域新エネルギービジョン策定事業についてお尋ねします。その事業の詳しい内容と補助金の割合は県からか、国からか、またそれはどのような方法でそれを取りまとめるのかお答えください。

3番目の質問としては、今度できる「こども室」についてお尋ねしたいと思っております。

駒ヶ根市では2年ほど前に国からの補助金で「子ども課」を新設して活発にやっております。その大きな利点は、1人の子どもが生まれて中学生まで共通の認識の中で、保母さんが、学校の先生が、保健師の方が体や心の両面で見えてあげられるということだとおっしゃっていました。また最近増えつつある発達障害の子ども達を早期発見をして育てていく中で、社会適応できるように育てることが重要だとも言われておりました。飯島町での「こども室」のあり方を今までが硬直化していたとは言いませんけれども、さらなる良い方向に進むためお互いの立場を超えて、子ども教育に携わる人々が意見を言い、またそれぞれの違った角度の見方の中から出てくる新しい方向性の中で、子どもと接せられることが望ましいと思われまます。今後のビジョンをどのように捉えているのかお聞きしたいです。

もう一つ、ひとつ気になることは、この最初の段階で私たち議員に配られた組織図の中には行政サイドからのものであって、子ども達の親であるPTA、つまり親たちの組織がこの中には出てこないことに私としては納得がいかないのです。家庭教育が手薄になっている昨今の状態、また世の中の動きが早い現在の毎日の暮らし、子ども達はゆっくりと大人になる時間を削りとられ、学校では知識を積み込まれ、家に帰るとパソコンだテレビだと情報の渦に放り込まれています。情緒障害は生まれたときから発生することもあります、成長段階で障害となることもあり、長時間のテレビやパソコンの使用は発達段階の子ども達にはかえってよくないと近頃小児科医の先生が講演会で言っておられました。そういったことも含め教育の現場の学校と、家庭の親たちも巻き込んだ中で「こども室」のあり方を考えていくべきだと思うのですがいかがですか。1回目の質問となります。

町長

それでは本日最後の質問者であります坂本議員の質問に順次お答えをしてみたいと思います。先ず平成19年度の予算に関しまして、16年度のこのキャッシュフロー計算、財務分析報告書に関して触れて質問の通告をいただいておりますけれども、若干そのキャッシュフローなるもの内容をご説明してからとは思いましたけれども、ご質問の内容がこのキャッシュフローにある投資経費のことに絞られて今ご質問がでしたので、その部分に限って端的にお答えをさせていただきたいと思ひます。

このキャッシュフローにおける投資的経費、これは当然まあいろんな最終的な決算の財政調整の中で、編み出された余剰金というものの範囲で投資的事業を行うのが、単年度の財務会計上での基本であろうということで、このキャッシュフローの報告書にあるとおりでございますけれども、やはりこの義務的経費以外の投資的経費というのは、なかなか単年度だけでこれがプラス、マイナス収支ゼロというわけにはいかない部分が大変でございます。最近の保育園の例でもございますし、それからまた道路の開設の問題、河川の改修の問題、そうした投資的経費については数年間にまたがってこの事業を実施をしていくという形でございますので、単年度ごとの予算編成の中では当然まあこれは繰越明許等を伴ったり、起債を起こしたというような形の中で対応しておりますけれども、トータルとしてはやっぱり数年間のスパンの中でこの財源を見ながら進めていくというのがこの投資的経費の考え方でございますので、ひとつその辺をひとつお含み、お願いしたいと思ひますが、従ってあの、そういう考え方の上に立ちまして、今年度の予算はどういうふうに編成をしたかというご質問でございますので、当然のことながらこの16年度以降17、18、それから19年度の予算編成にあたっては可能な限りの

財源と国・県の財源、それから起債の一部を充当した投資的経費を伴った予算、事業編成予算というふうに申し上げておきたいと思ひしております。

それからもう一つ、あの、今度の予算編成の中でまあ目指す、その重点項目の中のまあ子育て支援を重点的な若者定住予算ということで評価もいただいておりますけれども、反面このことが高齢者や障害者に対する福祉の手立が少し手薄ではないかという所見でございますけれども、これはまあ再三申し上げておりますように、まああのふるさとづくり計画に沿ったものといえばそれまでなんでございますけれども、これもまあいろいろ議論をいただきましたが、ふるさとづくり計画では速これはまあ廃止というような方向が出されておりましたけれども、やはりそれぞれの心情を考えながら段階的に5年計画ぐらいでこのことを削減していくと、こういう位置付けにしておりますし、ただこれはあの削減あつての意味では決してございません。一律的な金品給付のものをやはりメリハリあるところに重点的にシフトしていくんだという考え方でございますから、この高齢者福祉につきましても障害者福祉につきましても、例えばこれは高齢者医療の給付の問題、それから障害者支援の制度の問題、事業の問題、在宅介護センターの活動の充実等の問題を含めると、子育て支援にかかる予算の何倍ものこの町の一般財源というものをそれぞれに違った形で充当をしていくというふうな形に振り変っておりますので、そここのところを是非ひとつ胸においてご理解をいただきたいというふうに思っております。全体の福祉としては決して後退をして手薄になっているわけではないというふうに申し上げておきたいと思ひます。

それから次のご質問でございます新エネルギービジョンの策定事業に関していくつかの質問をいただきました。先ずこの新エネルギーに対しての町長の考えと現在町にある資源について等の考え方でございます。先ず平成19年度の予算の計画の中にもございますようにし、町では新しい考え方の中で新エネルギービジョン策定の費用の予算計上をさせていただきました。これは国のいわゆるNEDO独立行政法人の産業技術開発機構が資金元になるわけでございますけれども、これに調査研究を委託をいたしまして、そして町として総合的な新しいエネルギービジョンの策定作業に向けて準備をしていくという立ち上がりの部分でございます、これは全額国の補助であるという形になります。そこで事業の実施体制といたしましては、町がそうした研究の成果を受けまして、策定委員会を設けて検討を進めていくこととなります。構成につきましては知識経験を有する者、各産業界の代表者、住民の代表者、それからエネルギー供給者、それから県の専門的な立場も加わっていただいて、まあ概ね10名以内くらいの規模で委員会の中でまあ研究をしていくという形になります。当然まあこの折りに触れてまた住民とのコンセンサスも図っていくという方向になるかと思ひます。当然のことながら意見集約とともに先進地の視察も行いながら各種の調査項目に照らして、最終的にはその枠組みは業者委託というような成果に結び付けていくという形になろうかと思ひます。現在町におけるまあ新エネルギーと申しますか、といえるかどうかわかりませんが、この実績等につきましては役場や飯島小学校、七久保小学校等にバイオマスを活用したペレットストーブの導入を進めてまいりましたし、それから道の駅ではあの風力発電を行いまして休憩室等の電源をこれで賄っておるといふ、一つの展示的な意味合いもありますけれどもそうしたこと。それから坂本議員十分メンバーとしてご承知の通り、植物油の廃油を循環資源サイクルとしての活用をするということで、石鹼製造を機械を導入して

「いいちゃんまちづくり委員会」等の母体にこれを提供をして、今石鹼作りに取り組んでいただいているようなことも、ひとつの新しいエネルギーと循環型リサイクル、ひとつの考え方の中の一環というふうに理解をしておりますけれども、まあ更に今後あの、こうした中山間の飯島町でございますので、新しいエネルギーを考察していく場合にはこの水源の問題、水力、それから太陽光・太陽熱の問題、それから風力なども含めて、規模はまあいろいろ考えられるかと思っておりますけれども、そうしたエネルギー源というものを素材として今後の検討課題というふうになってくるかと思っております。いずれにしてもこの立ち上がりの調査の中でそうした内容というものをつぶさに拾っていただくようなことで進めてまいりたいと思っております。

3番目は「こども室」についてでございます。将来的なビジョンはどう考えておるかということですが、少し繰り返しになりますけれども、この「こども室」は町の子どもに関わる施策が年齢や施設により窓口が分散をしておるという状況の中から、児童福祉の面、それから学校教育、青少年健全育成の面から少しまあバラバラ的な感もなきにしもあらずというようなことでまいりましたので、この窓口を一元化一本化いたしまして、それらに関わる、子育てに関する、またそれに携わる皆さんにとっても、より有効な分かりやすい組織機能とするために、今度の一元化をした「こども室」の設置というふうに考えておるわけでございます、教育委員会にその任を委ねるという形になるわけでありまして、お話にもございましたけれども、まあ設置にあたってこの基本的な理念・ビジョンでございます、理念でございますけれども、やはりこれは次代を担うこの健やかな子ども達を育むためのさまざまな人がかかわる中で、生きていく喜び、生きていくことに対するこの情熱というものを実感をして、あるいは自覚をして社会の一員としての自覚を持って社会の運営に積極的に参加する人間を育てるために、地域社会に根を下ろしたこのネットワークの中で、一貫して乳幼児から青少年期までの子育て、親育ち、子育ての推進に充実を目指すことを目的としておるわけでございます。今まで再三申し上げてきたひとつの理念でございます。で、今お話しの中にこのPTA等がその組織として欠けているのではないかとということでもありますけれども、もちろんこれはあのPTAを含めた地域としての総ぐるみのネットワークの中で、家庭の教育力や地域の教育力を高めていくというひとつが狙いでございますので、当然この実施にとってはそのことも考慮して進めていくように今考えておるところでございます。

それから最後に、この障害者および発達障害児が全国的に増える傾向にあるが、町としてはこのシステムの中でどう関わっていくのかということでございますけれども、飯島町では生後3カ月の乳児検診を最初にして、ほぼ6カ月に1度行っておる検診、あるいは育児相談を通じて子どもの健やかな成長を側面支援をしておるわけでありまして、その中で知的障害や自閉症、注意欠陥、多動性障害あるいは学習障害などの発達障害による支援が必要と思われるこの児童は年々増える傾向にあるということございまして、現在検診や保育などを通じて障害が発見された児童に対しましては、福祉担当が保健師とともに児童相談所あるいは保育士、学校などの関係機関とこの障害児の状況に応じての自立支援法に基づくデイサービス、それから地域生活支援事業あるいは保育園での障害児保育として保育士の配置等のそれぞれの施策が検討をして、そのことを家族に伝えながら支援をしておるところでございます、今度設置をいたします「こども室」におきましても現在と同様にこの点も十分に配慮した関係機関との連携協議を通じて適切な

福祉施策の実施による支援を引き続いて行っていくと、こういう考え方でございますのでご理解いただきたいと思います。なお細かい部分について未納金の徴収率の引き上げの問題やまたこの入札差金の活用等の問題につきましてはまた担当課長の方からご説明を申し上げます。

総務課長

共同で入札あるいは共同の購入の件についてお尋ねがありました。事務的なことありますので私の方から答えさせていただきたいと思っております。今あの議員の方からご質問のありましたように、公共施設、共通します作業で委託するようなもの、先ほど例を挙げられておりましたけれども、ああいったようなもの。それからそれ以外のものも含めてですが共通する仕様等で対応できるものについてはできるだけ総務課の方で窓口になりまして、入札あるいは見積を取ってできるだけ金銭的に安くなるように今もやっております。これからもそういったものがあればそれに加えて実施をし、少しでも経常経費が安くなるようにそういう努力はしておるところであります。これ以外にあの事務用の消耗品、それから事務機器、これにつきましても、事務用消耗品については会計室が窓口になりまして共同で購入し共同で管理をしております。各課で自由に消耗品を買って自由に使うというシステムは今行っておりません。これはあの特別、事業に伴うものでやむを得ないものはそうしておりますけれども、それ以外のものについてはやっております。それから事務機器につきましてもトータル的に総務課の方で配置、それから契約等を行いながら事務経費の削減に今努めておるところでありますのでよろしくお願いいたします。

住民福祉課長

それでは先ず初めに税の関係でございますけれども、これにつきまして、どういった形で税のいわゆる徴収率を引き上げこれに努力しておるかというようなことだと思えます。年々まあ税の徴収率は下がっておるとこういうことを言われて事実でございます。まあそういった中で収納担当が18年度から発足いたしましたけれども、その担当が中心になりまして定期的に関係の係と連携をしながら収納対策会議こういったものを開いておるわけでございます。そういった中でまあ連携しながら集中的にですな未収整理を行っておるとこういうこと実施しております。それともう一つは特に悪質な納税者に対しましては差し押さえ等も実施しております。具体的には貯金等の差し押さえを既に何件も実施をしておるとこういう事実もございまして、また時効が安易に成立しないようにというようなことで、納付の制約を1件1件取りまして、時効を無いような形で事務を進めておるとこういうことに努力をしております。

またもう一つは財源の確保のために軽自動車の町内の登録とか、またタバコの町内での購入こういったことにつきましてどういう努力をしておるかというお話でございますけれども、これにつきましては広報等で周知をしておるということでありまして、今後とも積極的に周知をしていきたいとこういうように考えておりますのでお願いをしたいと思います。以上でございます。

坂本議員

それでは2回目の質問をいたします。予算についての中で公共施設における土地の賃借料についてのことなんですけれども、七久保保育園、飯島保育園、それから七久保小学校のグラウンド、文化館、飯島体育館、など半永久的なものは借地としているよりも町所有とした方が経費はかからないのではないかと思います、これについての長期的にみた場合のそういった場合の何を基準として借地としているのかという点と、またあのその借地となった時点での借地料の評価に対しては、現在の段階では年々土地の値

町 長

段は下がってきていると思うんですけども、その借地料に関して妥当な値段での契約となっているのかその点にお尋ねしたいと思います。

公共用地、まあ事業をする場合の公共用地の土地の所有につきましては、できればこれは町自らの所有として買収させていただいて、その上に事業展開をすることが一番理想的でございますし、今は努めてそういう方向でやって、新たな借地というものは特別なことがない限り、まあ地主の方をお願いして用地交渉を重ねて取得をしておるという方向であります。かつてまあ今お話のようないろんな事業がございました。やはりこれはあの土地の所有者の皆さん方の思いというものなかなかこちらの意に沿わなくて、賃貸借なら、というようなことの中で進めてきた事業の経過がございますので、これを今全部解消することになりますと、その地権者の方のことももちろんありますけれども、莫大な財源が必要とするようなことでございますので、将来的にはやはりこの財源余裕の中で出来れば一つずつでも解消していきたいという基本的な考え方は持っております。またあのこの借地料についてのその水準がどうであるかというようなことであります。まああの各町村もいろいろこの借地方式によって施設整備が進んでおる部分がありますけれども、例えばあのこの伊南4カ市町村の1つの、当時、統治した見解の中で協議いたしましたのは、概ねこの課税標準額、固定資産税の税標準額の6%程度が相当というのが多いようでありまして、飯島町は全体的にはそれより少し下のランクにあるというふうに認識をしております。またあの調べていただければ十分解るかと思っておりますけれども、それでこの飯島町の賃貸借料の設定にあたりましては、借りる方もお貸しする方も含めてですね、かつては公共用地賃貸借料審議会という組織、外部の方も含めての学識経験者の方も含めての委員会組織で決定しておりますけれども、最近のこの地価のまあ一時的には値下がり、それから今安定をしておるとような状況の中ではほとんどがまあここ何年来、現行水準というものは踏襲してきておりますので、あえてそうした審議会のあれに諮るまでもないという判断で現在やってきております。それでまあ土地が下がったから当然年貢も、賃借料も下げてということではなくて固定資産というのはあの負担調整率、また税務の担当の方から説明申し上げますけれども、実際には評価は下がっても税は下がらないというのが今の固定資産税の基本的な部分がございますので、その辺に照らし合わせて適正なまあ運営をしていかなきゃならないということで今現在その賃貸借の設定を、水準設定をしておるところでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

坂本議員

では最後の質問をさせていただきます。「こども室」に関連したことなんですけれども、新規事業で子ども広場推進事業についてということで、少し次長の方からお話を伺ったんですけども、その内容と今後、それはとりあえずの段階では七久保区の林業センターでというようなお話だったんですけども、その結果においては広く別の地区でも行うのかということについてお尋ねしたいと思います。

教育次長

それではあの具体的な事業でございますので私の方からお答えをさせていただきたいと思っております。子ども広場推進事業でございますけれども、今度の新しい「こども室」、19年度予算においても新規事業としてお願いしてある分でございます。これについては今議員がおっしゃったとおり、とりあえず七久保地区で出発をいたしまして、その状況によりまして町内全域で取り組めたらいい事業になるんじゃないかというように考えております。で、これにつきましては現在の類似事業で放課後健全育成事業ということ

坂本議員

で学校が終わった後の子ども達の一時保護預かりをする福祉的な施策があるわけがございますけれども、これと若干類似するところがございます。将来的には国はこの放課後健全育成事業、こういったものを見直しを行いながら、総合的にこの子ども広場推進事業と併せて子ども達の放課後の健全育成を図っていききたい、こういった考え方が示されておりました、まあそういった取り組みの中で当町も従来から考えておりました地区のいろんな公共施設を有効に活用していくと、こういった意味からそういった事業を今後の中で展開していきたいという考え方でございます。

ではこれで質問を終わりにしたいと思います。

議 長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦勞様でございました。

午後 2時40分 散会

平成19年3月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成19年3月8日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者

宮下 寿 議員  
織田 信行 議員

○出席議員（12名）

1番 内山 淳司      2番 宮下 寿  
3番 曾我 弘      4番 平沢 晃  
5番 森岡 一雄      6番 三浦 寿美子  
7番 竹沢 秀幸      8番 坂本 紀子  
9番 宮下 覚一      10番 松下 寿雄  
11番 織田 信行      12番 野村 利夫

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長    高坂 宗昭	助      役      山田 敏明 総 務 課 長      箕浦 税夫 住民福祉課長      米沢 長実 産業振興課長      斉藤 久夫 建設水道課長      松下 一人
飯 島 町 教 育 委 員 会	教 育 次 長      北沢 正文

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長      小林 廣美  
議会事務局書記      吉川 恵子

## 本会議再開

開 議 平成19年3月8日 午前9時10分  
議 長 おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。  
議事日程についてはお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1 一般質問を行います。昨日に引き続き通告順に質問を許します。  
2番 宮下 寿 議員

2番 宮下議員 それでは通告に従いまして質問をいたします。

最初にふるさと融資企業における町内採用状況は、ということで質問をいたします。ふるさと融資を利用しての企業誘致は成功したとってよいと思います。懸案であった久根平工業団地も完売をし、誘致できた企業の発展を願うものです。そこで伺いたいの、ふるさと融資を活用するにあたっては地元採用の項目があるわけですが、前にも伺ったことがあります、現在どのようになっているのかお答えをお願いいたします。17年の12月議会では町内より10名採用予定という回答があり、18年の9月議会でもお聞きしたときは本社からの採用状況などまだ把握できていないと、また町長も優先採用を今後もお願いするという回答があったと覚えておりますが、その後どうなっているのか説明をお願いいたします。

次に職員の資質についてということで、中期総合計画のふるさとづくり計画の中で正規職員の削減を27年度までに100人体制にするというわけですが、そこには現在の仕事量を100人でこなしていかなくてはならないという現実があります。臨時職員、パート職員の採用などにより補っていくとありますが、本来の職員の意識改革はこれから施行されていく人事評価制度の導入や研修の実施などにより図っていくなどとされておりますが、単刀直入に言って町長としてどのような職員像を描いておられるのかお聞かせください。

3つ目は伊南バイパス開通後における町の将来像を行政としてどのように考えておられるのか。世の常として新しく1本道が開けば従来の町の状況は一変します。決して全てが悪い方向に行くわけではありません。交通の利便性によって人口増に結び付ける可能性を秘めていることも事実です。しかしこれも将来に向けての構想がなくては始まりません。また私も街中に住んでおりますが、都会と同様空洞化が進んでおります。この先もこの傾向は続くのではないかと感じております。それから私はご存じのとおり商業を営んでおります。その観点から考えたときに伊那市や駒ヶ根市の商店街を思い起こしてしまいます。交通の利便性を利用して逆にお客さまを呼び込む策を考えればよいといいますが、そう簡単なことではありません。暗中模索の毎日が続きます。町民の皆さんからすれば、例えばよく言われておりますが、大型店が飯島があれば利便性は増します。何もなければただの通過点だけになることも予想されます。このようにいろいろなことが開通後に待っています。当事者であるのは私たちのような商工業者であり農業従事者の皆さんであり町民の皆さんであり行政側でもあると思うのですが、そこで先ず行政として今後のまちづくりの方向性をどのように考えているのか聞きたいと思っております。

町 長

でお願いをいたします。以上1回目の質問といたします。

それでは宮下議員からいただきました3点の質問に対しまして順次お答えをさせていただきますと思います。

先ず、ふるさと融資におきます企業の町内の採用状況を申し上げたいと思います。ふるさと融資に関する飯島町の地域総合整備資金の貸付要綱、これに基づいてふるさと融資を行ってきただけでございますけれども、この内容は飯島町に置いて5人以上の雇用が確保が見込まれるということが大きな一つの前提条件になっており、こう規定されておまして、これまでには同じあの久根平の工業団地に進出をいたしましたマリンバイオ工業、これが当時の町のふるさと融資を受けて立地をして今日に至っておるところでございます。で、今お話のございました内堀醸造工業につきましては町としては2番目のこのふるさと融資適用対象企業ということでやってまいりました。この内堀醸造工業の町内の採用の状況でございます。昨年の10月24日に本格操業をいたしまして、現在従業員は18名中、町内から新規に採用をいただいたのが9人ということで、正規社員が町内からの採用をいただきました。まああご覧いただくように、製造ラインのほとんどがこの完全オートメ化方式をとっておりますので、まあ製造工業といたしましては雇用従業員から見ますとちょっとイマイチという感じもいたすわけでありまして、今後第2期・3期の工事着工が工場棟の建設が予定をされておりますので、計画的に職員社員数を増やしていくと聞いておりますので、町内採用もその線に沿って多くなっていただくことを期待しておるところでございます。

それから次のご質問は職員の資質の問題でございますが、中期総合計画における職員の100人体制の実現に向けての職員のあるべき姿の内容でございます。お話をいたしましたように飯島町が自立の道を選択をいたしまして、持続可能な自立しうるこの自治体の構築を図るためには、財政基盤の確立は必要不可欠でございます。職員の100人体制の実施はこうした自立しうる自治体の構築を図るための一つのまあ手段でもあるわけでありまして、これからの地方分権の時代に対応をいたしまして、多様な住民のニーズに応えるべく行政の諸課題に迅速・的確に対応するには、効率的な行政能力や職務の遂行能力を兼ね備えた職員でなければならないというふうに考えております。こうした職員の育成がどうしても必要であって、このために職員の意識改革を図り、職員のやる気高めながら、職員一人ひとりの能力・個性というものを活かして、住民の皆さんから求められるこの職員を育成して、ひいてはこれが役場全体としての組織全体の力を高めていくことが必要であるというふうに考えております。現在職員もまあ限られた職員数の中で、それぞれの持ち場持ち場で精いっぱいまあ努力をしてくれておられるわけでございますけれども、さらに職員の資質の向上を図るべく、職員研修をはじめといたしまして県や市町村間における派遣研修の実施を行って、また現在人材育成にもつながるこの人事評価制度の導入について試行に着手をしておるところでございます。この職員の削減計画は飯島町のふるさとづくり計画におきまして、一応まあ平成27年度を実施目途に100人体制という形で今進めておられるわけでございますけれども、持続可能な自治体の構築を図るためには、財政基盤の確立のみならず住民の皆さんとの協働のまちづくりを、限られた職員の中で実施をしていかなきゃなりませんので、ひとつ住民の皆さん方の更なるご協力をお願いをするところでございます。

3点目の伊南バイパス開通後の町の未来図についての行政の考え方でございます。国

道153号の伊南バイパスの建設事業につきましては、お陰様で用地の買収も順調に進んでおりまして、この4月には本郷地区において工事の着工の運びとなりました。大変うれしく思っておるところでございますが、このご質問のバイパス開通後におけるまちづくりについてでございますが、暫定2車線までの全線開通までには概ねまだ10年前後近くの歳月を要するものというふうに思われます。町といたしましては現在赤坂地区における商業者が、町道の堂前線を絡めた新たな商業地の活性化に向けた組織の立ち上げ研究を行っていただいております。その成果を見守りながら側面支援もしてまいりたいと思っておりますけれども、また一方で全体的には昨年8月に、この一般公募者を含めて実施をいたしました飯島町の都市再生の整備計画、これは堂前線あるいは153の本線だけでなくで、全体の土地利用計画も含めたり、それから循環バスのことなんかも含めたこの都市再生整備計画のワークショップという形で数回実施をしております。この中では伊南バイパスの開通となる関連となるこの堂前線周辺のあるべき姿も含めてのいろんな意見交換をいただきまして、その際の意見としましては町内のどこをこれからの住宅や商業地あるいは全体の土地利用について意見が大変多く出されまして、伊南バイパス開通を機に町全体の人口増や商業の活性化を図っていききたいという意見では皆さん熱い思いをいろいろ語っていただきまして、活発な議論をいただいたわけでございます。多くの意見を出されました。まあそんなことも含めまして今後伊南バイパスの開通後のまちづくりの構想につきましては、これらの意見を参考にさせていただきながら、中期総合計画における人口増活性化対策を基本といたしまして、多くの住民の皆さんの意見を聞きながら、次の飯島町の土地利用計画に反映を、見直しに反映をさせていきたいというふうに考えております。

なおあの現在の土地利用計画はこれは中期総合計画のスパンと同じでございます。平成22年までのまあ5年間、既に始まっておるわけでございますけれども、なっております。従ってこの次期改訂には少なくとも2年前くらいの平成19年度新年度の次の年度、平成20年度にはこの見直し等を長期構想とともに着手をしております。考えていかなければならないということで、その線で進めてまいりたいというふうに考えております。いずれにいたしましてもこの伊南バイパス並びにアクセス道路としての位置付けは、それを作ることに開通すること自体が目的では決していないわけでありまして、当然のことながら既存の153や一部広域農道との渋滞緩和という目的もございまして、これはあくまでもこの完成・開通というものが町の将来の発展につながっていくというこの手段としての位置付けというふうに考えておまして、今申し上げたようなさまざまな議論を重ねて次期長期構想、中期総合計画そして土地利用計画を含めたこの次の時代の根幹的な施策の取り組みとして、既存の商工業地区も含めた町全体の活性化計画の中で位置付けて、そのことを検討していくという形でございます。いろいろあの経済の動きもございまして、あの見通しも今までとは違ってだいぶ具体化したこの見通しになってまいりましたので、地元の皆さんの思う気持ちもいろいろとまあ具体的に議論が集中できると思いますので、近々のうちにそうした考え方をまとめて、次の将来構想に結び付けていきたいという考え方でおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上第1回目のお答えといたします。

それでは2回目の質問をいたします。先ずふるさと融資の件でただいま採用状況などをお聞きしました。18名中9名ということで会社から聞いた情報を報告をしていただ

宮下議員

いたというふうに思っております。そこで私が聞きたいのはですね、本当のところ、この融資を活用して企業に来てもらうからには行政としてどのように関わっていくかということ。その会社の人事に口出しすることはできませんけれども、融資の性格上、先程も町長おっしゃった中で性格上4つの要件を満たすことが条件となるわけで、その中の一つである事業地内において市町村においては5人以上の新たな雇用が見込まれることとなっているのは、私が言うまでもなく決められていることです。その部分で行政として何ができたのか。私は議会の中でも2回質問や要望をいたしました。助役にも議会の時ではありませんけれども、お聞きしたことがありました。その間どのような行動をとっていただいたのか。私が聞き及んでいる話では、採用者の中に元役場出身の方が3人おられるというようなことを耳にはさんだことがあるのですが、これは本当でしょうか。そしてご存じでしょうか。その方達の採用時の云々をとかやく言うつもりは全くありませんけれども、募集をした時点に行政が何も知らなかったということであるとすれば合点がまいります。私の勉強不足かもしれませんが、会社がどのようにその採用情報をですね、これを知らせていたのであろうか。それが例えばハローワークなのかインターネットによる募集なのか。町民の中で就職したいと思った人はその時点でどうすれば知ることができたのか。直接行って聞けばいいではないかということではあまりに無責任ではないでしょうか。ある方が役場の人に聞きましたら、“インターネットで調べれば”と言ったそうです。だれでもパソコンが使えるわけではありませんし、持っているわけでもありません。それ以上に何故そこで、“ちょっと調べてみますね”というその一言が言えなかったのでしょうか。住民の目線でものを考えていればそんな答えは出てこないと思うのですが、不思議でなりません。このような状況の中で、極端なことを言うかもしれませんが、役場に居ればいち早く情報が入り、先ず先に自分たちが動くことができるという考えにもなってしまうかもしれません。町民は二の次と思われても仕方がないと思う私はおかしいでしょうか。

つい先日見た会社のホームページでは既に2008年度の新卒採用の募集が始まっているのを見ました。これからは飯島町の方が入社するかもしれません。現に、ここにもありますが、アルプス工場、本社工場等々について、もう募集要項が出てくるようになっております。当町にありますアルプス工場におきましても、説明会が3月の6日に行われたようでありまして、試験の日程はまだ未定とありましたが、これからの飯島町の方が就職できれば本当にいいなと私もそれを願っておりますし、会社の発展も同様であります。しかし私が今申し上げたことを町長としてどのように思われるか率直にお答えをいただきたいと思っております。

次に、町長が描く職員像を、まああの今いろいろな部分で語っていただいたんですが、もう少し本音の中で、町長としてこんなふうになりたいなというものをお聞きできればもっとよかったわけですが、これからの行政運営を行っていく上で、しかも現時点より少数精鋭で職務遂行にあたらなければならないわけですね。町長の来年度に向けての施政方針の中で、今後、依存財源が減少していく中で、増加する一方の財政需要にどう対処していくかが最大の課題であり、現在の行政サービスの水準を維持していくことは極めて困難な状況であると言っておられました。確かにもっともだと思っております。しかしたとえ減少していく財政の中でも、他に何かできることは必ずあるはずですね。それが集中改革プランの中で職員の意識改革の基本方針の最初に謳われている、住民と共に地域社会の

問題を考え地域住民の視点に立った仕事の取り組みをするという姿勢の職員の集団であるという大前提です。専門的な知識を持ち、能力を発揮してもらうことはもちろんではありますが、そこには必ず住民の目線でものを考え、どうしたら住民のためになるのかを考えられる職員でなければならないと思います。言葉尻を捕まえてものを申すつもりはございませんけれども、ここでも一つ憂慮すべきことがあります。昨年の豪雨災害の後のことですが、ある役場の職員が会話の中で、“こんな所に住んでいるから”と言ったそうです。その人は何気なく言ったこととは思いますが、住民からすれば聞き逃せる言葉ではありません。私もその職員を知っております。会話をしますし有能な人と今でも思っております。が、これはいけません。先人の時からそこに住み、飯島の住民として生きてきた人からすれば、そこが「住めば都」なのです。災害のつめ跡が残る中で大変な思いをした人に言う言葉ではありません。些細なことだ、大げさだということかもしれませんが、人と人との関わりというものはそういうものです。職員は住民の安全安心を守り専門知識を持って住民のために職務遂行にあたるのが重要であり、使命であると考えます。常にこのことを念頭に置いて仕事に当たってもらえれば、たとえ行き届かない部分が生じて、話し合う姿勢があれば住民の理解を得ることは可能だと私は思います。それが協働というものを共有するための原点ではないでしょうか。先ずこの件についての町長の見解をお聞きしたいと思います。

それからもう一つ関連して、職員のサポート役ともいえる臨時職員、パート職員の採用について伺いをいたします。職員の採用試験は方法を明確にし、能力及び質の高い職員を採用していくとはありますが、臨時職員などの採用については明確なものが見えないということです。誰がどのようにどの程度の募集期間等をもって採用をしているのかお答えいただきたいと思っております。

3つ目の伊南バイパス開通後の町の将来像についてですが、今、町長からお聞きしたように都市再生整備計画等々によって順次これから構想が練られていくということだと思っておりますけれども、これからのまちづくりは現在の都市部の空洞化を防ぐことはもちろん、高齢化が進む中で、ひと度町に出てきたならば役場、病院、その他が集中していて、その近辺でだいたいの用事が済んでしまうというコンパクトシティ構想が主流となっております。しかし地方においてはまだまだ郊外大型店を軸にした郊外化が主流となっております。飯島町がそれに準じた形になっていくのかはわかりませんが、やはり独自のまちづくり構想を目指すことは非常に重要なことだと思っております。一つには異業種による連携の強化というものが必要になると思っております。例えば花の里の例でいえば、中核となる駅があり、そこに農産物や花、食品といったものが並んでお客様の購買意欲をそそるわけでありまして、そこには接客態度や他のところにはないものがそこにはある、それによって付加価値が付いていきます。桜の時期ならば桜の花びらの塩漬けなど、また駅では内堀醸造の酢を販売しておりますので、そのついでに工場見学、商業的に言えば町内店舗での内堀醸造の商品の陳列や販売の拡大、アグリネイチャーでは馬の里による乗馬体験や馬の世話を体験、そこで売るのはちょっと別として、馬肉の加工品販売ですとか、それに付随する「さくら丼」などの食事のツアーや、今年、行燈市でも好評でありました「パロッケちゃん」などの販売。残念ながらつい先日も新聞に載っておりましたが、今年5月で閉鎖が決まってしまうらしい飯島の養魚場を利用したアマゴの里、あるいは伊ワナの里と称しての釣りやその魚を使っての料理の提供、季節

によっては稲の田植えや刈取りの体験、まあ一部かもしれませんがご存じの方はおられると思いますが、飯島の酒米というのはかなり業界では良い評価を受けておられるわけですが、その酒米を利用し農家主体の、飯田では行われておりますが、トップによる民宿経営と「どぶろく造り」による集客アップの構想、他にも今進めておられる「栗の里」が軌道に乗れば、小布施とはいかないまでも加工用だけに留まらず、栗拾い、例えば栗ごはんの「わっぱ飯」の提供など、こういった諸々を点で終わらせるのではなく、線にして季節ごとに周遊路線など作っていくと、工業においては何々部品を造る町、何々を造る会社がある町、などのPRをいろんな形で情報の発信等を行うなど、商業や農業やその他の産業を組み合わせることがこれからは必要になっていくと思っております。行政は側面からのサポートをし、情報の収集や発信の手伝いなどをしていく。例えばバイパス沿いへの大看板を作ったりしたときの補助などもしてもらおうと。他には全町民によるバイパス沿いやアクセス道路沿いのフラワーロード造りを行い、行政は苗などの現物に対する補助。ここで問題になるのは植えた後の世話などどうするかという問題もありますけれども、他には道沿いに桜を植えて「さくら通り」とか、桜並木を作り与田切公園や千人塚公園との関連性を持たせる。

先程の町長のお話とは全く違う観光的な部分等々かもしれませんが、このような構想はいかがでしょうか。町長のご意見をお聞かせください。以上2回目の質問といたします。

町 長

再質問の中で、この度の内堀醸造会社の雇用の募集の問題についてでありますけれども、まあ誘致の段階から務めて、まあ町内から多くの人材を採用してもらいたいということは再三申し上げてまいりましたし、期待をしてまいりました。まああの他の製造業と違いまして、こうしたオートメラインの工場でございますので、こうした全体の従業員数ということでもありますけれども、それに関してあの町が募集の内容について企業とこういろいろ協議をして、町がそのそれに加わってということは一切してございません。これはあくまでも企業の考え方とペース、そしてこの雇用状況の問題、企業が判断をしてハローワークあるいはホームページ等で募集を公募をかけたというふうには私共は認識しておりまして、その結果でまあ8名ということの中に若干名のまあ町出身の職員出身の従業員がおるとということも承知はしておりますけれども、これもまあこの職員の立場としてのその前提条件での採用ということは一切ございません。あくまでもこれは会社と個人との問題でありまして、結果的に後でそのことは私共は知り得たという形でございますから、決してあの、行政的にどうのこうのという問題はありませんというふうには判断しておりますので、そのようにひとつご理解をいただきたいと思っております。

それから職員のまあ問題につきましても、常々まあ、今も申し上げましたように常に意識改革をもって住民のためにひとつ頑張ってもらいたいという視線でもってやっております。なかなか職員も次第にまあ削減をされる職員体制の中で、持ち場としては若干増える傾向にもあるこの行政職務の中でなかなか大変であろうと思っております。日夜頑張ってくれておると思いますが、やはりこれは自立をする時代で、やっぱり住民との認識の共有を図りながらやっていかなきゃならないということをお願いして、常に住民あつての職員であり住民のためにひとつ住民の目線で仕事をしてほしいということをお願いしておりますし、また職員もだんだんそうした考え方になってくれておると思っておりますので、今後ともそうした考え方でひとつ職員と共に頑張っていきたいというふう

思っております。

それからまあバイパス開通後というよりも、町全体のこれからのいろんな活性化策について、いろいろと提案も含めてお話がございました。いろんな素材と考え方を組み合わせただけでお話がございました。まさにそのとおりだろうと思っておりますので、今後とも、今もいろんな部分で道の駅やアグリネイチャーや、そしてこの立地企業の製品も含めた上で、この飯島ファンというものがだいぶ多く情報発信をして増えてまいりましたので、そうしたことも出来るだけまあ更に広げる形の中で、今後のバイパス開通後にもそうしたビジョンを持った形でひとつ更に総合的な活性化策を煮詰めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上であります。それから臨時職員につきましては助役の方から。

助 役

集中改革プランの実現に向けまして現実ご指摘のとおりですね、現在嘱託あるいは臨時職員の採用が非常にあの多くなってございます。これからもまたこの100人体制に向けて取り組んでいくにはどうしても、やはり嘱託、臨時の体制で臨める部門をいわゆる掘り起こしてですね、そちらの方にまあ比重をかけていく、そういうこととございますので、これからもまた臨時職員の採用ということは大変多くなってまいるのでございます。そこであの臨時職員等の採用の条件といえますか状況、これがなかなか明確に見えていないとこういうご指摘でございます。

現状、まあ臨時職員まあ非常に多いわけでございます。とくに保育所関係あるいは給食調理あるいはまた栄養士とかですねそういう部門で非常に多くなってございます。現在40数名という数に上っておりますけれども、まあこの中にはご承知と思っておりますけれども、育児休業あるいは病気ですね療休をされている方の補充というような立場もございまして、あるいはまた短期的にどうしてもまあ集中的な業務が集中することがありますので、それらに対して臨時の職をお願いすると、こういうことがございまして、年度途中で臨時職員が必要になってくる体制が、状況が非常に多いわけでございます。従いましてまあ一般のですね、正規の職員の採用のように十分時間をかけて行っていくという点からいきますと、若干この町の皆さんにしても知り得なかったという事態も多いのかなと思っているわけでございますけれども、その都度、臨時職員の採用の要領を定めまして、有線あるいはテレビの文字放送等を通じまして、あるいはまた人材の職種によっては職安等を通じて募集を行っております。期間は比較的どうしても短くなりがちでありますけれども、まあ2週間くらいかなと思っております。正規のところは、まあそれであの何人かの応募をいただくわけですが、まあ要領の中にはこれはあの業種とですね、それから当然のこととありますけれども、雇用する人員あるいはまた年齢要件等を当然まあ定めておるわけでございます。まあ応募された皆さんにつきましては要領に定めた日にちにおいでをいただきまして、個々の面接を主体に考えております。まあいろいろとその条件がございまして、こちらで求める状況、それから本人が望まれている状況、それらのお話をする中で採用決定をしているところでございます。また雇用の期間につきましてはまあ法的に長期の雇用というものが今認められませんので、半年間を限った雇用ということでやっております。まあ実質的には半年で終わるものもあれば、また長期にわたってどうしても、先程申し上げておりますようにですね保育士あるいはまた給食の調理員、こういう方はまあいわゆる臨時職という職種を持ってその職場を回すという考えでありますので、ここはだいぶ長期にわたるわけでございます。

半年ごとにそういう手続きを更新をしながら、これもあまり長期なことはなかなか難しいわけでございますけれども、法的なそういう制約の中でやっております。まああの極力この大勢の皆さんがそういう機会に恵まれますように、こちらでもこちらの望む優秀なそうした人材を求められますように十分また広報等に努めてですねやっております。

宮下議員

はい、今説明していただきましたように本当に今後もそのように進めていっていただきたいなと思っております。

それでは最後に企業誘致につきましては先日も宮下覚一議員の質問にありましたけれども、具体的にもう検討に入っておるといことのようにですが、これからもいろいろな局面が生じてくるとは思いますが、是非地元のため、その企業のために一番良い方法をこれからもとっていただきたいと思います。言える範囲で結構ですが今の今後の見通しの中でまだこれからいくつかの企業誘致の話はあるのでしょうか。

また次に職員のその指導につきましても、4月からは副町長となる助役と共にやはり意識改革、能力アップ等々含めたなかで、しっかり町長が先頭になって指導をしていただきたいと思います。今の臨時職員の採用につきましてもやはりできるだけ多くの、今助役がおっしゃったように、多くの有能な臨時職員・パート職員の皆さんを採用するというのも非常に重要なことになってまいりますので、その辺もしっかりやっていただきたいと思います。

まちづくり構想におきましても担当課と他団体のそういったすり合わせを円滑なものにするよう、これからもぜひ進めていただきたいと思います。

簡単なこの3点もう一度お聞きをいたしまして最後の質問といたします。お願いいたします。

町 長

今後の企業誘致につきましても、ある目的・目標をもった形で現在精一杯努力をしておるとい状況でございますので申し上げておきたいと思っております。また職員の問題につきましても更にまた職員と意思の疎通を図りながら、住民のための行政が展開できるように精一杯の努力をしてみたいと思っております。伊南バイパスの開通後に向けたこの町の活性化対策につきましても、十分関係機関連携あるいはまた地域も含めてですね、今後の新しいまたひとつの活性化対策に向けて、青写真作りに着手して検討してまいりたいというふうに思っております。

宮下議員

以上終わります。

議 長

11番 織田信行 議員

11番

織田議員

初めに本会議初日及び一昨日の施政方針演説の中で、19年度に向けての力強い基本姿勢、考え方を伺いました。飯島町に暮らすすべての町民の皆様が安心して日々の生活を営み、幸せと生きがいを感じることでできる地域づくりまちづくりを行うことが私の使命ということで、ここ一貫した町長の使命感を披露していただきました。そして新年度予算編成に向けての重点施策5つ挙げて5つのキーワードを挙げ、総じて「子育てと活力で未来に拓く生きいき予算」というふうな位置付けをされました。お話にありましたように、自立を定めて町が2年目、ふるさと計画づくり策定3年目、そして高坂町政4年目ということで、2・3・4というような「語呂」になるわけでございます。

れども、人口増活性化策実現のため町長の言われるように、不断の努力で行財政運営をお願いしたいとそう思うわけでございます。国でも現在平成19年度の予算が衆議院を通過して参議院での論議中でございます。

それでは通告しました内容により質問いたします。さて今年1月21日宮崎県知事選挙が行われ、無所属候補のタレント、「そのまんま東」氏が当選いたしました。現在、東国原英夫氏と本名で知事名を称しております。このニュースには日本中が注目いたしました。県発注の橋設計業務をめぐる官製談合事件によって前知事の汚職逮捕を受けた選挙で、県政刷新を訴えた同氏が他の有力候補を抑えて当選しました。そしてその少し前に福島、和歌山県などで相次いで知事レベルまで摘発された官製談合事件がありました。入札制度の改革を訴えた候補が当選しました。長野県でも職員による公共工事の不正工事も発覚しましたが、田中前知事時代に厳しい入札制度への見直しが行われました。反面このことから新たな課題も生じているのが現実でございます。ここで私が内容とするのは民間工事のことでなく、公共工事に関しての入札・発注に関するであります。談合など不正行為がしにくいという一般競争入札拡大の声が高まっている現状です。私は今ここで、飯島町で不正が心配されるとか、あったとか、あるとかいう視点から申しているこの問題を取り上げたことではありません。報道によれば住民に最も近い市町村の現場で一般競争入札を取り入れているのは全国で半数に満たない現状だと言われています。国交省の昨年の調査によると、全国1,828市区町村を対象に入札制度実態調査をしたところ、約半数の46.8%の市区町村が何らかの形で一般競争入札を採用しているが反面、36%の市区町村は、いわゆる言われてきました公共工事入札契約適正化法に定めた義務規定に、何らかの形で違反しているというような報道記事がありました。入札は透明性、競争性が求められ、また原則では一般競争入札が原則、最低価格落札者が契約を結ぶという支出の内容ではそういうふうになっているふうに思うわけでございます。だが実態は今お話し上げたように、一般競争入札のみでない指名競争入札が行われているということでございます。これにはいろんな訳があり、地元業者の保護、地域の事情を考えるということもあると思います。そこで町の入札に対する基本的な考え方はいかなるものか、また現状入札の中での問題点、課題点があるとすれば、どんなことかをお伺いいたします。

それではこの入札の件での2つ目、今、国は地方自治体への一般競争入札の拡大あるいは導入の指導というか、そうした流れを、国からの流れを言っておられます。今言われているこうした流れについて、町長、町はこれをどう見るかでございます。これは平成5年のいわゆるゼネコン汚職事件以来、公共工事に対する国民の信頼性の確保と、これを請負う建設業の健全なる発達を図ることを目的に、対策が検討されてきたわけでありまして、平成12年12月にご案内のように、公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律が公布されて、翌12年（13年？）から適用となったわけでございます。これには入札行為の根本・基本が謳われていると思うわけでございます。挙げてみれば、基本事項として透明性の確保、公正な競争の促進、透明な施行の確保、それから4つ目に不正行為の排除の徹底でありました。にもかかわらず、初めにお話したように官製談合事件等の不正行為の発覚であります。こうした背景の中から、国は市町村の段階まで、今、採用実施率の低い一般競争入札の拡大を強く指摘するようになったと思えますが、この流れをどう見るか、どう対応されるかお考えをお伺いいたします。

次に、伊南バイパスとバイパスのアクセス道、堂前線の建設促進についてでございます。一昨日の施政方針演説にもありましたが、国道153号伊南バイパス建設事業につきましては、いよいよ平成19年度に飯島町の工区に手が着く、槌音が響くということになりました。そしてこの4月から本郷地区から着工の予定となりました。早期全線開通は心から願っているものでございます。本郷から駒ヶ根地点まで交差点まで9.2キロ、平成9年に都市計画決定以来駒ヶ根地区は工事は進んでまいりましたが、飯島地区については実に10年目にして手が着くということになります。この間の国・県はもとより、町長、理事者、町関係者、それから地権者、対策協議会の皆さんの陰に陽にのそうした労には感謝するところでございます。労を多とするところでございます。その間一時、田中前知事の飯島工区建設見送りとの不可解な納得いかぬ発言もありました。この件について飯島町議会として直接直訴・請願という行動もあり、精力的に対応したことが功を奏して前進し、再び工事が前進することになったわけでございます。私自信も直接の地元として県や関係庁に出向いたり、要請した経過もあり思いはひとしおでございます。ここで道路の構造だとか機能について改めては今申しません。ご案内のとおりでございます。そこでひとつ飯島町工区の現状と今後の進行について伺います。どんな内容の工事から始まるのかお伺いいたします。

そして2つ目、バイパスから飯島町中心街への導入の大きなパイプとなるアクセス道、堂前線についての建設についての内容でございます。この堂前線、今後の建設はどう進むのかということでございます。ご承知のようにアクセス道は1,445メートル、車道が7.5mで歩道2.5mという幅員でございます。国道153号線からいわゆる軌道までは完成間近いところでございます。JR軌道からバイパスの接点まで今後どのように手掛けていくかお伺いいたします。

まちづくり交付金の適用でいわゆるこの事業に433,000,000円余を費やして今年度予算ではその内27,000,000円を計画しておられます。どのように手掛けていくか手順をお聞きたいいたします。

3つ目、学校の給食費未納問題でございます。全国的に問題となっている小・中学校の給食費未納問題。文部科学省が昨年11月から12月にかけて初めて給食費の実態、納入実態調査をしたところ、発覚した問題でございます。実に由々しき内容も含んでいるかと思っております。この2月19日のこの地方新聞社の記事によれば、上伊那地方では2005年度分に宮田と中川を除く6町村で未納の報告があったと。特に見ますと飯島町では未納児童生徒数が13名で未納額が374,000円ということでございます。これは報道による記事の内容でございます。未納の理由として保護者の責任感や規範意識の薄さ、そしてもう一つは保護者の経済的な理由、また3つ目には本当に些細にうっかりしていたことがあったというようなこと等が言われておりました。飯島町では今コメントとしてはその内理由の7割が保護者の責任感や規範意識の問題だと、残り3割が経済的な問題だというようなことが言われております。果たしてこの飯島の実態はどうでしょうか。未納の現状及び対応をお聞きするわけでございます。全国的には同日の全国紙によれば99,000人の児童生徒で、全児童生徒の1%で未納額が国では2,230,000,000円といわれて、長野県にあっては22,000,000円、ということでございます。調べてみますと長野県で学校給食実施した国公立私立小・中学校597校の内、未納者のいる学校は197校、33%、934人とされて報道されておりました。県において

も国においても理由付けは同様な傾向がみられるわけでございます。この内容についてこの報道実態は真なことであるか、飯島の現状はこのようであるか、あるいはあったすれほどのような対応をなされているかお伺いいたします。併せて給食に対する考え方をお伺いするものであります。以上です。第1回目です。

それでは今議会一般質問の最後の質問者でございます織田議員からいただきました3点の質問について、順次お答えをさせていただきたいと思っております。

まず最初の入札制度に関してでございます。このことにつきましては一昨日も新年度予算の提案の折りの総括質疑の中で、お二人の議員さんからも関連した質問をいただいております。お答えしたとおりでございますけれども、若干質問の趣旨に沿ってもう一度お答えをさせていただきたいと思っております。先ずこの基本的な考え方と問題点、どう考えておるかという問題でございます。今、公共工事の発注のあり方についてさまざま改善が求められておるこの中で、最近では平成13年の4月に公共工事の適正化法という法律、これはまあ正式には公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律という法律でございますけれども、これが施行をされまして公共工事における入札・契約に関しましてその過程や内容の透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底、適正な施行の確保、この4点を基本に適正化を図っていくという方向が示されました。当町におきましてもこうした経緯を踏まえて、入札や契約制度の透明性、客観性、競争性を高めるための改善を精いっぱい進めてきたところでございますが、特に公共工事の入札の基本的な考え方に関しましては、地方自治法やその施行令、更には町の財務規則等に規定されておる条項に基づきまして、厳格に対応をして実施をしておるところでございます。入札方法の現状につきましては指名競争入札がほとんどとなっております状況でございますが、工事内容によっては随意契約による発注もございます。この問題点についてでございますが、以前県発注等の工事が主にその入札差益が多額に出るようなこの意識的な意図的な考え方の中で、やってきた経過がございましたけれども、最近における工事はこうした経過がほとんどなくて、まあこれが問題であるというならば問題と言えなくもないわけでございますけれども、この考え方が一定の競争の原理の下で、適正にまあ積算をされて積み上げたこの工事単価というものをもち、良質な工事を求めていくという発注側の意思、これはひいては住民益にもつながるわけでございますけれども、こうしたその考え方の中で、そのほとんどが当町も、見積りをした価格よりも確実に下回っておる契約額となっておりますというのが、現在の飯島町の一般的な考え方のこの指名競争入札の結果になっておるわけでございます。従ってこの契約額がそのままほとんどのものが、いつも言っておりますように、地元企業の還元につながっておるという結果でございます。こうした点が広くまあ現時点では多くの自治体が採用をしておる有効な方式であるというふうにはまあ考えてはおるところでございます。そうした中で町も、今言われておりますこの一般競争入札、不特定多数の対象としたこの入札方法の導入も制度化としてはあるわけでございますけれども、これはやはりあの10億円を超えるような大きな大規模な工事の場合のみの対象でございますので、実質的には一般競争入札というものの適用は今ほございません。そこでまあ国ではこの適用価格を一般競争入札というものの更なる道理を図るために、今報道で言われておりますのは1,000万くらいまで落として、これを一般競争入札にして、しかもその発注エリアはこの市町村近隣のみならず、かなりまあ広い広範囲にそのことを広げて加えて、よりこの

競争性を目指していくというようなそういう考え方であると、そういう考え方でもって法改正をしていきたいということは一部報道で報じられておるわけでございますけれども、まだこれはあのひとつの情報の域を出ておりませんので、国や県からは正式なこの考え方はまだ当然流れてきておりませんけれども、いずれにいたしましてもこの一般競争入札制度の国からの法制化・制度化というものを待ちながら、その対応は必要な対応は同時にしていかなきゃならないというふうには思っておるところでございます。で、まあそれはそれとして、新年度から飯島町といたしましてもよりまあ公明性を高めるために、今現在はこの資格調査委員会あるいは指名業者選定委員会は助役を中心にした内部の組織としてのこの審査会というもので運営をしておりますけれども、一部まあ外部の考え方も取り入れたこの入札監視委員会的なものを立ち上げて、そして透明性をより図っていききたいというふうには今検討を進めるように考えておりますので、そうしたことをまあどういうふうに集約して、また委員の構成等も含めて更に検討を加えて、一層のまあ公正な入札制度になりますように、対応をしていききたいというふうには考えておるところでございます。

次のご質問は153号の伊南バイパス、アクセスとの関連で、今後についての現状と見通しでございます。只今の宮下議員の質問にも関連してお答えしておりますけれども、先ず現状と今後でございます。これまあバイパスにつきましては国土交通省の飯田工務事務所の担当でございます。大変まあ積極的な取り組みをいただいております。加えて地権者をはじめ関係の地域の皆さん方、大変まあご協力をいただき、ご理解の中で進めてまいりました。現在のところ順調に進んでおるわけでございます。そこで最初にあの駒ヶ根工区の状況からちょっと関連して申し上げておきますと、現在まあご承知のとおり駒ヶ根の福岡の辻沢までが工事が、向の中心部の方から進んでおまして、工事が急ピッチという形で、だいぶ形も見えてまいりました。今年の暮れまでには暫定2車線、いわゆるあのずっと街中の方に行くあの形でもって同じように供用開始、完成をして供用開始される見通しとなっております。続いていよいよまあ飯島の方に本格的に間隔を入れずに着工というふうになってくるわけでございます。そこで飯島工区の現状でございますけれども、この第1工区と第2工区とあるわけでございます。第1工区が本郷から飯島地区、第2工区は田切地区というふうには位置付けておりますけれども、この第1工区の本郷から石曾根地籍の町道、堂前線の交差点まで約2.6キロ区間がございますけれども、これにつきましては本郷地区では100%、ほぼこの用地の買収が完了をいたしております。更に飯島地区におきましても、与田切川から県道の日曾利線まで約8割に相当する36,000㎡余りが用地買収が現在までに終了をいたしました。残りの2割につきましても今年の6月ごろから引き続き買収に入っているということになってございます。それからその日曾利線から更に北側の郷沢川まで、これは600mほどの区間になりますけれども、この3月の末までに用地測量と物件調査が完了をいたしまして、今後順調にいけば地権者会との用地単価協議、単価調印を経て8月ごろから用地の買収に入っていくと、こういう見通しで今現在進めております。それから工事の方の見通しでございますけれども、第1期のスタートの工事として、町内の業者にまあ落札をいただいたということになってございます。いよいよ飯島工区での待望のまあ工事着手が実現するわけでございます。4月からは本郷地区において工事の槌音が聞こえるものと大変期待をしております。どういった工事の姿といたしますか方法、

まあ与田切橋の架橋からまあ入っていくという形になるわけでございますけれども、若干このことにつきましては担当課長の方から補足を申して説明申し上げます。

それからこの次に第2工区となる田切地区の状況でございますけれども、この9日、明日になるかと思っておりますけれども、飯田工事事務所の方から対策委員会と予定地権者の皆さんを対象にしまして、予備設計の確認のための説明会が開催をされます。今後詳細設計に向けての地元協議や幅杭の打設が行われまして、飯島地区に引き続いて用地の買収に入っていただくと、こういう見通しとなってまいりました。今後の課題といたしましては、地域の経済効果を上げるという観点はもちろんでございますけれども、伊南バイパスの進行に合せて、現国道とバイパスを結ぶこのアクセス道路を整備していくという課題が、町独自の課題としてあるわけございまして、この伊南バイパス建設と周辺アクセス道路の整備は、まさにこの自立のまちづくりを選択した今日においても、将来のまちづくりに欠かせない一大プロジェクトであるということの位置づけでございます。伊南バイパスの早期全線開通に向けて町の幹線アクセス道路の整備とそれからその交差点から周辺道路への接続の整備が重要な課題となってまいりますので、今後も住民の皆さんと共にまあご協力をいただいて、協働のまちづくりの推進に合わせて整備の促進を図っていくという考え方でございます。

それで次のあの特にアクセスとしての堂前線の建設改良の今後の進め方の問題でございますけれども、現国道の153赤坂地域とそれからバイパスとを結ぶアクセスとしての計画しております堂前線、平成18年度に伊那建設事務所による赤坂の交差点改良が終了をいたしまして、続いてまあ町では国道交差点からコスモ21とアイタウンを結ぶこの交差点までの改良が現在できたところでございます。で、新年度平成19年度は軌道までの部分と東町裏線の改良工事を主として、軌道からバイパスまでの間の約1,300mでございますけれども、この間の用地測量と一部買収に入っていきたいというふうに考えてございます。まちづくり交付金の事業との関連で進めてまいりますが、同時にこれに並行をしてこのJR協議を進めてまいりました。軌道敷の問題であります。踏切の一部一カ所廃止・拡幅につきましても大変まあ地元の皆さん方のご理解をいただいてまいりまして、解決ができたわけでございますので、具体的に今後この踏切改良についても並行して進めていくということでございます。そこで具体的には今年度より新規に、予算でもお示ししておりますように、まちづくり交付金事業を導入いたしまして、それから今までの地方特定の道路整備事業、これは一部起債事業になりますけれども、これと合わせて実施をすることによりまして、伊南バイパスの堂前線までの開通に合わせた同時開通ができるような日程の中で是非進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから最後の質問でございます学校給食費の未納問題、大変まああの他の公金の未納問題と同様に頭を痛めて、現在鋭意この回収等の問題について進めておりますけれども、お話にございましたように300,000余りの給食費についても未納があるという飯島町の実態でございますので、その内容につきましてはあの次長の方からご報告を申し上げますけれども、私の方からは最後のこの給食に対する基本的な考え方について触れてお答えをしておきたいと思っておりますが、学校給食はこの学校給食法第4条というのございまして、学校の設置者は学校給食が実施されるように努めなければならないと、まあ規定されておまして、これを根拠に学校給食というものを従来から実施をしてきており

ます。全国的を見ますといろんな考え方があるわけでございますけれども、まだ100%実施率ではないという、給食もしていない学校もあるようでございますが、この昭和29年施行以来の学校給食でございます。いろんな経過、歴史を経てまいった給食でございますけれども、特にこの最近になってこの学校給食の持つ役割、果たすその重さというものが、子どもの教育にとって大きな関わり方意義が変わってきたというふうに思っておるわけございまして、特にまあ今日的なその意義考え方の中では、この食育としての意義というものが非常に大きな、学校給食の位置を占めるようになったんじゃないかというふうにいわれてきております。この食育としての生きた教材としてのこの意味、これを最重視した考え方の中で従来からのこの栄養管理やこの望ましい食生活の形成に関するこの家庭の教育力の活性化というようなこと。それから全体としてはこの社会的に乏しいという欠乏しているといわれているカルシウムなどの特定の栄養要素、この摂取をいろんな食材の中で確保していくというひとつの意義が付加価値として加えられてきたのではないかというふうに思っておるわけございまして、これらの意義を踏まえて学齢期の児童生徒に対する必要な、政策として今後ともこれを実施をしていきたいというふうに考えております。このことが今再三申し上げております、こども課（こども室）を組織した統一的な子育ての中で、このことも一つの重要課題として食育に基づく学校給食のあり方というものも常に考え直しながら進めていく必要があるというふうに基本的な認識でおるところでございます。以上1回目の質問に対するお答えとさせていただきます。

建設水道課長

それではあの工事の内容ということでございまして、飯島の工区、1工区につきましては今町長が申しましたように、本郷から石曾根の間ということでございます。それで今回発注をされました工事につきましては、飯島の工区と駒ヶ根の工区を含めた工事でございます。それで本郷の工事につきましては、この飯島の工区につきましては、与田切橋の橋台橋があるわけございまして、その準備の工事ということになるわけございまして、そんなふうに進めていきたいということでございます。それであの飯島の工事の進め方ということでございまして、まあ飯島の、飯島、田切につきましても橋台橋が与田切、郷沢川、中田切とあるわけございまして、先ず橋から工事が進み、道路という形になっていくというように思いますので、そんなふうでお願いをしたいと思っております。以上でございます。

教育次長

それでは給食費の現状についてお話を申し上げたいと思っております。新聞で報道された内容については材料は私共の方で提供した内容でございますので、現実的にそのような状況でございます。給食会計についてはご承知いただいておりますとおり、PTAの皆さんの会計としてこの取り扱いを行っておりますが、平成18年度予算の総額で申しますと、51,956,000円というのが会計でございます。これを年10回に分けて徴収をしているわけでございます。1食当たりの小学生の平均で242円、中学生で288円、でございます。従いましてまあ小中学生押し並べますと月平均5,000円前後というのが、10回に分ける1回分の給食費ということになるわけでございます。これにつきましては近隣と比べても決して高い金額ではないというふうに思っております。この徴収につきましては学校給食センターの運営規定によりまして、本来PTAの皆さんにお願いするところでございますけれども、教育的配慮と現金の取り扱い上の事故の防止を防ぐ観点から、現在口座振込を中心といたしまして、徴収をいたしておまして、その収納事務に

つきましては第一義的には職員が徴収事務を行っております。未納の状況につきましては2月末現在で、過年度から繰り越されている未納金も含めまして、1,068,000 円という数字でございます。347,000 円につきましては当該年度に発生する、いわゆる未納金でございます。この未納金の状況でございますけれども、例年だいたいこのぐらいのものが発生をいたしております、決算期では例年 900,000 円前後という形に、滞納整理の結果なりますので、まあ毎年その程度の金額が予算上では繰越金として計上されて未納として処理をされていくと、また当該年度に未納金を回収するものと新年度に発生するものが、だいたいイコールであるということでございまして、そのような運営を行っているところでございます。

またあの経費の負担でございますけれども、これも学校給食法第6条に定められておりまして、保護者と行政の負担区分、こういったものが法によって定められておりますが、まあそれはあくまでも基準でございまして、今、町ではその法の解釈上、まあ行政が負担している部分が多少多くなっている状況で維持をしてあるというわけでございます。まあ概念的には、いわゆる食事として口に入る材料費については保護者が負担をいただく、それを作る経費それから建物の経費等については行政が負担すると、こういったような負担区分ができていくわけでございます。その負担の部分に応じまして、まああの先程新聞報道の中にもご紹介がありましたが、約3割の家庭がまあいわゆる経済的な理由によりまして滞納せざるを得ないと、こんなような解釈が出来る家庭もあるわけでございまして、そういったものにつきましては学校教育法第40条に定めがございまして、経済的理由に該当する児童生徒の学校給食費の補助については、町の要保護・準要保護児童生徒援助費支給要綱というのがございまして、これに基づきまして2分の1の給食費を補てんをしているとこういって状況でございます。以上でございます。

それぞれお聞きいたしました。最初の入札にかかる内容でございます。特に問題点は今のところなくて、差金についての内容についてもそれぞれが理解した内容でのことで、特に全く問題ないということでございますし、地元企業への還元ということについても配慮があるというふうにお受けいたしました。そこで、入札については地方自治法の契約行為ということであるわけでございまして、まあ改めて契約行為の中では234条の中に、契約の締結で売買、賃貸、請負、その他の契約は一般競争入札、指名競争入札、随意契約または競り売りの方法により締結するものとする、それから前項の指名競争入札、随意契約または競り売りは、政令で定める場合に該当するときに限りこれによることができると、それから全部は言いませんがもう1項目、地方公共団体は一般競争入札または指名競争入札（以下この条においては競争入札という）に付する場合においては政令の定めるところにより、契約の目的に応じて予定価格の制限の範囲内で最高または最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者の内、最低の価格をもって申し込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。まあこういうふうなまああの定義されているわけでございます。

そこで競争入札の方式にもいろいろあって、それぞれご案内かと思いますが、まあ一般競争入札それから指名競争入札それから、競争とは直接の競争ということにならないわけでありまして、随契いわゆる随契があるわけでございます。まあ「おさら

い」のつもりで申しますけれども、一般競争入札とは契約に関し広告をし不特定多数の者を入札の方法によって競争させ、普通地方公共団体にとって最も有利な価格の申し込みをした者との間で契約を締結する方式。長所として公正性の確保、機会均等性の確保、短所として不信用、不誠実な者の入札が参加することがあったり、不正な競争の執行が妨げられたり、能力信用等の欠ける落札者の出現により契約の確実な履行されないことになったり、または複雑の手続きに要したりと、そういうことが言われております。

それから指名競争入札はまあ今お話のように、ほとんどが町はそうだとということでございますが、指名競争入札とは普通地方公共団体が資力信用その他について適当である特定多数、不特定ではなく特定多数の競争参加者を選んで入札の方法によって契約の相手方を決定し、その者と契約を結ぶ、そうしたことで特色として、業者の特定により不信用不誠実な者を排除できる、参加者が不特定多数でないので手続きが一般競争入札より簡素、参加者の範囲が一部に偏る可能性があったりすることがあって、この場合、談合が容易になったり、場合によっては金権腐敗の温床となりやすいということで、こうした面での見直しも検討されているというような実態がございまして。

そこで飯島町でも先程お話のような、町長お話のような国のそうした平成13年の法の内容の説明がありました。また私も最初の説明の中で申したわけでございます。飯島では平成13年の同じく告示第26号で公共工事の発注・入札及び契約等に関する閲覧の方法を謳っております。その中では閲覧は役場でやる、それからインターネットでも行っている。インターネットは随時だけれども役場は勤務時間以内だとか、そうした大まかなことがこの内容では謳われておるわけでございまして、一般に向けてのまあ入札の情報公開の方法かとそんなふうにも思うわけでございます。それでこの2回目には、まあ業者選定については先程話がありましたので、是非先程の方向でひとつ外部の方も入れた審査会も大事かと思っておりますので、またそうした内容を進めていってほしいと思います。まあ一般競争入札と指名競争入札の最近の実態ということお伺いしようとしたけれども、ほとんど億単位のものが一般競争入札で、現在ほとんどが指名競争入札ということですので、このことはそんなふうにも了解いたします。ひとつとして先程もありましたけれども、地元業者の育成それから配慮ということと、競争性ということで、まあ特に地元の業者育成配慮ということをどんな点をまあ念頭としておられるか。またこの点について過去問題となることがあったかどうかお伺いしたいと思っております。

それからあの業者選定の、さっき言いましたけれども、こうしたルール、今までひとつの業者選定の指名業者ですね、そうしたルールについて先程、まああるという程度に、今まで大まかどんなルールがあったかそんな点、その点についてはお伺いいたします。

それから、バイパスの件についてわかりました。そんな内容ですが一番は、第1期工事がバイパスの堂前線、本郷から堂前線までが開通するのと併せて、堂前線がやはり完了、一緒に接続できるということが夢、計画の内容でございます。まちづくり交付金も平成23年度までの5年間を見ますと、まあ本当に23年度までの開通までのこの数字が読まれたんじゃないかとそんなふうにも思うわけでございますので、是非こんな内容で計画どおりに開通できることをお願いしますが、そこらの点についてしっかりお願いしたいと思いますが大丈夫でしょうか。お願いしたいと思います。お聞きいたします。

それから給食費の問題でありますけれども、教育委員会から提供した内容が新聞報道に載ったということで、その数字に間違いはないということで、更にこの2月末の実態の

話がありました。そこであの滞納されている児童ですけれども、まあ児童というかこれは保護者ですけれども、児童には児童生徒には何の罪もあるわけでもありません。これは言われるように保護者のひとつの考え方の問題が7割を占めているということでございますので、これはひとつPTAも同じ含めた学校の中で更にこうした内容について、まあ児童生徒の心を痛めない中での話し合いをされ、収納率の向上に努めてもらいたいと思うわけでもございます。そこであの他の徴収もこうした、徴収未納の方は他の学年費だとか他の内容も並行して滞っているかどうか、そんなような実態は如何かと思うわけでもございます。

あの、根拠にはやっぱり学校給食に関しては学校給食法が根拠になっている。保護者が納めるということが根拠になっているというふうにもまあ話もありましたし、見て見ますとそのとおりな条項になっております。そんな点まあ学校給食はそうですけれども、八重た(やえた)形で他のこと内容の徴収も滞っているとなると、そういうことも心配されるわけでもございますが、そんな点はないでしょうか。とりあえず2回目をお願いいたします。

助 役 工事の発注ですね。指名業者選定の現況あるいはその中にルールというものがあればということでございますが、先程来ご質問のとおりですね町の場合には一般競争入札、これが原理・原則でございますが、やはりまあいろいろな実務上の問題点もありまして、ごく限られたものだけを一般競争入札にいたしてあります。土木工事で1億円、建築工事で2億円ということですので、ほぼ入札の100%が指名競争入札、まあ随意契約は別でございますが、そういう現況でございます。

そこであの業者の選定でございますが、これにつきましては幾度か申し上げておりますけれども、庁内に指名業者選定委員会というものを置きまして、課長クラスで編成をする会議においてその都度選定をいたしておるわけでもございます。まあだいたい月に2回ないし3回くらいのテンポでございますけれども、1週間に1回というようなことで決めて実施をいたしてございます。まあそこでその新聞にも報道されておりますが、まあいろいろとその業者の選定から始めまして契約行為に至るまで国の指導にまあ準じていない町村が非常に多いというような報道もされております。まあこの中に発注基準の制定がなされていないというような項目もございます。これはあのどういうことかといいますと、各工事にも大小ございますので、どの辺の工事量のものをもどのくらいの規模あるいはその技術能力を持っておる業者にまあ任じていったらいいのか、お願いしていったらいいのかと。まあそういうあの基準をひとつ定めなさいということであるわけでもございます。まあ当町の場合につきましては、発注標準と呼んでおりますけれども、金額的にランク付けをいたしました業者に割り当てまして、その基準のいわゆる発注標準の中から適格な業者を選定をします。選定の業者数はまあ当町の場合は5社以上ということにいたしてございます。まあ特別に町内の業者の内にですね、いわゆる好ましくないような状況があればですけれども、そういうことがない限りはこの発注標準を全ての基準ということで選定をいたしておるわけでもございます。まあ先程来一般競争入札あるいは指名競争入札の問題がございましたけれども、やはりまあ競争性の原理を追求する一般競争入札というのが原則でありますけれども、まあやはり先程来お話のありますとおり、町内の業者の保護という観点からすれば、やはりこれは指名競争入札もおおかたの業者を町内から選定をすることが好ましいと、こういう基本的な考えでもございます。ま

あそこで最近に至りましてまあ総合評価方式というようなものの考え方がだいぶ取り入れられてまいっております。町におきましてはこれはまだルール化をされておられませんけれども、いわゆる地域貢献度というようなことも言われておるわけでもございまして、この辺についても町内の業者が非常にまあ、豪雪の場合、まあいわゆる除雪でありますかね、除雪とかあるいは豪雨の場合の災害の応急対策等にも非常にまあ協力をいただいております。まあそういう点も当然まあこれは考慮に入れていく大きな要素であると考えております。そうした中でまたあの町に対する税収というような一面もあるわけでもございまして、まあご承知と思えますけれども町内にもいくつかの町外業者の営業所等もございまして、営業所を構えて社員を配置しているところもございまして、まあそういうような業者に対しましても一応の評価をする必要があるわけでもございまして、まあ町内への貢献度というようなことも考慮しながら、一部町内に営業所を持つ事業者に対しましても、枠を広げた中での指名競争入札とこういう方式をとってございまして、まあルールといえばこういった点かと思えますが、いずれにいたしましても一般競争入札という流れが大変大きくなってきておるのに引き換えまして、一方では町内業者の保護ということがあるわけでもございまして、大変まあ飯島のみならず、この辺をどういうふうにしていくかということが非常に問題かと思っております。先程町長の答弁にございましたけれども、国が求めております入札監視委員会というような名称で国は言っておりますが、これをもう少しこのいわゆる監視ということでもありますので、非常にまあいわゆるルール違反というようなことを主体に置く委員会か等とも思えますけれども、もう少し考え方を柔軟に持って、いわゆる飯島町に即した入札方式、何がそれにそぐわしいかというようなことも、やはりこういう第三者機関も交えた中で検討していくことは必要であるという町長の要件でもございます。これに沿ってまたひとつ進めてまいりたいと思っております。以上であります。

教育次長 ご質問の内容でございますけれども、実態としましては経済的理由によるお宅につきましては、学年費の滞納もございまして、それで特にあの学年費は日々の教材として業者に払うもの又はあの修学旅行などは実際にそのお金がないと修学旅行に参加できないわけでもございまして、給食費と比較をいたしまして現在の運用については学年費の方を優先をして滞納整理を行っている、こんなような状況でもございます。

町 長 最後に153とアクセスとしての堂前線の工事見通しでもございますけれども、今まあ国はあの公共工事業の削減方向の中で、新規の採択はできるだけ抑えながらも、ひとたび着手した計画路線は速やかに集中投資をして早期にその経済効果を出していくという考え方にきておまして、そういう考え方の中でその153も捉えていただいております。従ってあの今度の新年度予算の付属資料の中にも、この堂前線としての位置付けはまちづくり交付金の事業としてやっていく、概ね着手以来5年間くらいの153の計画でもございますので、それに合わせる形で財源計画と予算編成をしていかなきゃならないという形になるわけでもございまして、そうした今検討をして進めております。でないこれが153の本線が出来てもアクセスができないという形になりますと、田切工区がまだしばらく先の完成までにはなりませんので、このせつかく整備した飯島地区でのこの部分が用をなさないという形になりますので、この堂前線のアクセスは町内のアクセスとしてももちろんでありますけれども、この上の広域農道に至る駒ヶ根・松川インター間のひとつとしての交通アクセスとの役割も果たしてまいりますので、何としてもこれ

織田議員

は同時にそのひとつ目途としては竣工をしてもらう必要があるという考え方の中からそうした考え方の今計画で進めておるということでございます。

入札の中で先程助役から総合評価方式による競争入札が検討されているということですが、まあこれあの今その一般競争入札と指名競争入札の内容は価格、いわゆるお金中心の内容、それにプラスした内容が、他の要素をプラスした内容での総合評価方式ということで、今地元の貢献の内容が話されました。私は地元業者育成ということもあつたり、そして適正な価格ということ、競争性というようなことから鑑みて、この今言われている総合入札方式の検討を町としても、まだルール作りもないということでございますけれども、その言葉も出ましたので、まあ併せて今後の中で審査会の新たな構成をする、そうしたことと合わせて検討していつてもらいたいと思います。そこらについてあれしますが、まあ今年度19年度は町の予算の中でも主要建設事業費が一般会計、特別会計を課別を総合しますと、ご案内にありましたように、約13億円が見込まれております。トータルで。これはあの主要の中のトータル数字でございますけれども、そうした中でこのまあ13億円がどういう方式によって、まあ大方指名競争入札ということになろうかと思う、というような今までの流れを感じるわけでございますけれども、どうかそうした今申し上げた内容で、総合評価方式の早期の検討、地元業者へのひとつの配慮と適正価格ということについての、もう一度その気構えをお聞きいたします。

それからあのバイパスについては工事内容がよくわかりましたし、本郷から橋梁の台についての工事から始めるということですが、まああの導入量やら工事の通行者あるいは住民に危険、交通の安全等に配慮した中での対応をお願いするように、まあ業者との折衝あるいは所管としてまたそんな点についての配慮を如何に考えているかをお伺いいたします。

それからここに今朝、信毎の投書欄がありました。建設標でございます。3分あるので読めると思います。10代から「9年間の給食ごちそうさま。私は中学3年生です。卒業式も近づいてきています。友達や先生などとたくさんの人との別れがありますが、もう一つ忘れてはいけない別れがあります。それは給食です。私は給食が大好きです。小学校のころは給食が楽しみで学校へ行っただけでした。しかし卒業が近づくにつれその給食とも別れが迫ってきています。毎日毎日当たり前のように食べていた給食は栄養士の方がバランスを考え、献立を作り、給食センターの人が心を込めて作ってくれていました。私も家で料理を作ることがありますが家族の分だけでもすごく大変です。そう考えると給食を作るということをもっともっと大変なことだと思います。給食を食べられなくなるのはなんだか悲しいですが、今はありがたいという感謝の気持ちでいっぱいです。残り少ない給食を味わってそして楽しんで食べたいです。9年間ご苦労様でした。」ということで、給食に対する率直な子どもの生徒の感謝の気持ちが込められておりましたので、この給食に関してはこのことを申しておきたいと思います。以上です。

町長

入札制度につきましてはまあいろいろあの課題も多いわけでありましてけれども、とにかくまあ公明性適正な執行管理の下に、地元の業者の振興についても配慮しながら両面でひとつ精一杯ルール作りの中で頑張っていきたいというふうに思っております。

それから153の問題につきましても、これから長期間にわたってそれぞれの場所で工事が始まると、大変まあ地元にもご迷惑をかけるので、その安全管理には当然のことながらまあ万全を期して、十分なこの協議の中で、またそうした内容を十分に地元地

域の皆さん方にもお示しをして、ご協力をいただく中で無事故でこの大きな事業が推進できますように、こちらも対応してまいりますし、また住民の皆さん方のご協力もいただきたいというふうに思います。

給食の問題につきましても今お話にございましたとおり、この給食を通じて食育というもの、食というもののありがたさをかみ締めながら、これがやっぱり子供の教育、人間教育につながっていくような給食であってほしいという視点の中で、今後とも「こども室」を中心にした考え方の中で、父兄のご協力も得て進めていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

助役

ひとつあの先程私の答弁の中でですね、今、織田議員の方からの最後の質問の中で、もう少しちょっと誤解のないように、ひとつお願いをいたしたいと思っております。総合評価方式ということをお願いしておりますが、総合評価方式に向けての検討という意味合いではございません。総合評価方式はなかなかこれはあの多岐にわたる業者の評価点がありまして、基準がありまして、なかなか町の技術力をもってしてはあるいはその事務量からしてはなかなか困難かと思っております。私が申し上げておりますのは、やはり町内業者の育成というような観点の他に、総合評価方式という時代でありますので、町内の業者を保護育成しながら、その中にもやはり地域の貢献度とかですね、そういうものを考慮した中で、やはり地域性をもう少し広げた業者の選定をしていく必要があるのではないかと、それについては先程言った、町長から言っております入札等監視委員会ですか、そういうような性格の意見も聞いてまいりたいと、こういうことでございますのでよろしくお願いいたしたいと思っております。

織田議員

はい、ありがとうございます。終わります。

議長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午前10時59分 散会

平成19年3月飯島町議会定例会議事日程（第5号）

平成19年3月15日 午前9時10分開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 第37号議案 与田切公園の指定管理者の指定について
- 日程第 3 第38号議案 飯島町都市公園与田切公園の指定管理者の指定について
- 日程第 4 第 9号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 第11号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 第12号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 第14号議案 飯島町福祉金給付条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 第15号議案 飯島町重度心身障害者福祉年金条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第24号議案 平成19年度飯島町一般会計予算
- 日程第10 第25号議案 平成19年度飯島町国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 第26号議案 平成19年度飯島町老人保健医療特別会計予算
- 日程第12 第27号議案 平成19年度飯島町介護保険特別会計予算
- 日程第13 第28号議案 平成19年度飯島町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第14 第29号議案 平成19年度飯島町農業集落排水事業特別会計長
- 日程第15 第30号議案 平成19年度飯島町水道事業会計予算
- 日程第16 請願・陳情等の処理について
- 日程第17 議会閉会中の委員会継続審査について

平成19年3月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

平成19年3月15日

追加日程第1 発議第5号 「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出について

追加日程第2 発議第6号 日豪EPA/FTA交渉に対する意見書の提出について

1 町長閉会あいさつ

1 閉会宣言

○出席議員（12名）

- 1番 内山 淳司
- 2番 宮下 寿
- 3番 曾我 弘
- 4番 平沢 晃
- 5番 森岡 一雄
- 6番 三浦 寿美子
- 7番 竹沢 秀幸
- 8番 坂本 紀子
- 9番 宮下 覚一
- 10番 松下 寿雄
- 11番 織田 信行
- 12番 野村 利夫

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂 宗昭	助 役 山田 敏明 総務課長 箕浦 税夫 住民福祉課長 米沢 長実 産業振興課長 斉藤 久夫 建設水道課長 松下 一人 総務課財政係長 吉川 秀幸
飯島町農業委員会 会長 森岡 一雄	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長 兼)
飯島町教育委員会 教育委員長 河野 通昭	教育次長 北沢 正文
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長 兼)

○本会議に職務のため出席した者

- 議会事務局長 小林 廣美
- 議会事務局書記 吉川 恵子

## 本会議開会

開 議 長 平成19年3月15日 午前9時10分  
おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。  
町当局並びに議員各位には、連日大変ご苦労さまです。  
本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中はそれぞれの委員会において、付託案件につきまして大変熱心な審査にあたられ、感謝を申し上げます。  
去る5日・6日の本会議において付託した条例案件5件、新年度予算案件7件、請願・陳情案件について、各委員長よりお手元に配布のとおり委員会審査報告書並びに請願・陳情審査報告書が提出されております。  
本日は、これらの審議並びに委員長報告に基づく審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。  
本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1 諸般の報告をします。  
本日、町長から2件の議案が追加提案されております。

議 長 日程第2 第37号議案 与田切公園の指定管理者の指定について  
日程第3 第38号議案 飯島町都市公園与田切公園の指定管理者の指定について  
以上2議案を一括議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。  
(議案朗読)

事務局長 議 長 助 役 本案について提案理由の説明を求めます。  
第37号議案与田切公園の指定管理者の指定について並びに第38号議案飯島町都市公園与田切公園の指定管理者の指定について、一括して提案理由の説明を申し上げます。公共施設の指定管理者制度への移行に伴いまして、平成18年4月からそれぞれの施設ごとに指定管理者を定めて契約に基づきまして、管理を委ねてきたところでございます。その中で与田切公園につきましては、今後民間業者の参入も視野に入れた検討をするよう期間を1年間に限って町の振興公社へ指定管理契約をしまいったところでございます。18年度中に起きましては一部プール部門について公社から民間団体への管理委託をするなどして状況の判断、検討をしまいったところではありますが、19年度以降につきましても本年度同様に振興公社を指定管理者として管理運営することが適切であるとして、契約期間を3年間とする管理者を指定するものであります。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第37号議案与田切公園の指定管理者の指定について、第38号議案飯島町都市公園与田切公園の指定管理者の指定について、以上2議案を一括採決します。お諮りします。本2議案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第37号議案および第38号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4第9号議案飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
日程第5第11号議案飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
日程第6第12号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例  
日程第7第14号議案飯島町福祉金給付条例の一部を改正する条例  
日程第8第15号議案飯島町重度心身障害者福祉年金条例の一部を改正する条例  
以上条例5議案を一括議題といたします。本案について予算審査特別委員会に審査を付託してありますので委員長から委員会審査報告を求めます。  
松下予算審査特別委員長。

予算審査 特別委員長 それでは予算審査特別委員会審査報告を申し上げます。去る3月5日本会議において本委員会に付託されました第9号議案飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、3月8日に委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決定したので報告いたします。  
第11号議案飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、3月8日委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決定したので報告します。  
第12号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例については、3月8日委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決定したので報告をいたします。  
第14号議案飯島町福祉金給付条例の一部を改正する条例については、3月8日委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決定したので報告いたします。  
第15号議案飯島町重度心身障害者福祉年金条例の一部を改正する条例については、3月8日委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決定したので報告いたします。  
以上委員会審査報告を終わります。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
松下予算審査特別委員長自席へお戻り下さい。  
これから議案ごと討論・採決を行います。最初に第9号議案飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)  
議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第9号議案飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。  
(賛成者起立)  
議長 お座りください。  
起立全員です。従って第9号議案は原案のとおり可決されました。

議長 次に第11号議案飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。  
三浦議員。

6番  
三浦議員 賛成の立場ですが、いくつか意見を付して賛成をしたいと思います。私はあの国保税が上がることによって、今現在も滞納者が年々増えている中で、一層そうしたことが心配される中で、是非、誰もが安心して医療が受けられるような配慮を、これからも生活実態に合わせて是非対応をしていただきたいということと、やはり年々負担が増えている中には国の負担する部分が減ってきていて、やはり国の負担率を上げることが是非、国に対して求めていただきたいということを意見を付して賛成したいと思います。

議長 他に討論はありませんか。  
平沢議員。

4番  
平沢議員 私は原案に賛成の立場で討論いたします。町の国保財政は基金残高が約9,700万あるとお聞きしております。現行のままだと来年度の収支が3,200円の赤になると、こういう状態でございます。一応平成20年度以降の制度改正を考慮して、一応最小限度の手直しで健全運営を図るものだと高く評価いたします。よって私は本案に賛成するものであります。

議長 他に討論ありませんか。  
(なしの声)  
議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第11号議案飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。  
(賛成者起立)  
議長 お座りください。

起立全員です。従って第11号議案は原案のとおり可決されました。

議長 次に、第12号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)  
議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第12号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。  
(賛成者起立)  
議長 お座りください。  
起立全員です。従って第12号議案は原案のとおり可決されました。

議長 次に第14号議案飯島町福祉金給付条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。  
三浦議員。

6番  
三浦議員 私は飯島町福祉金給付条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論をいたします。金品給付を廃止するとした、ふるさとづくり計画に基づいての提案ということですが、条例が策定された基本的な理念を私は重視するべきであるというふうに考えております。年に一度の福祉金のおかげで下着を買うことができるという方も町の中にはおいでになります。今までになく対象となる方々にとっては厳しい社会情勢があり、町の行う福祉金の給付は今まで以上に、金額の問題だけではなくて、困難を抱え一生懸命に暮らしている弱い立場の方々に精神的にも励ますものだと私は考えておりますし、大切な施策だと考えます。財政が厳しいからと、今日まで築いてきた制度を廃止を目途に削減することには私は反対です。医療費や介護保険、障害者の支援などの負担増に対応するためというふうにも説明を受けておりますけれども、基本的なレーンが違っていると私は考えております。同じ枠でこのことについて考えることには問題があるというふうに捉えております。削減・廃止をするというような立場であるならば、新たなこうした対象となる方々をサポートするような仕組みづくりが、先ず、最初に必要だというふうに考えておまして、現時点ではそのような体制もあるわけではありませぬので、私はこの改正については反対をいたします。

議長 賛成討論はありませんか。  
平沢議員。

4番  
平沢議員 私は原案に賛成の立場で討論に参加いたします。飯島町が自立を決定し持続発展可能なまちづくりを目指して、行財政改革をまとめたこのふるさとづくり計画と集中改革プランに基づいて、今年は具現化する年度でありますから、これは総合的に判断して長期展望に

立って考えなければなりません。よって、この制度の周知を図りながら適正な運営を望み原案に賛成するものであります。

議 長 他に討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第14号議案飯島町福祉金給付条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。  
(賛成者起立)

議 長 お座りください。  
起立多数です。従って第14号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に第15号議案飯島町重度心身障害者福祉年金条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。  
坂本議員。

8番  
坂本議員 私は反対の立場で討論をいたします。16年度で検討された中での廃止ということで、今年度もそれと継続という形でこのような形になりましたが、現年度の財政、国勢の状況を見ると福祉施策が大きく変わりつつある中、国の予算も減額となっている状態が多々見られ、この良い心身障害者福祉条例を今年度も継続していただきたいと、それを思うに、考えるべきでありまして、これの廃止に対しては反対をしたいと思います。

議 長 他に討論はありませんか。  
平沢議員。

4番  
平沢議員 私はこの原案に賛成の立場で討論をいたします。先程反対討論がありましたが、私は根本的に違う考えで申し上げます。やはり先程申したとおり、この、ふるさとづくり計画これの総合的な判断で展望的に立って、物事は考えていかなければならないと思います。その上に立ちましても国でも障害者支援法これに基づいて各種のサービスが現在始まっております。この制度の周知を図りながら適正な運営を望みます。それで、そのために町政の進展を図る上からも、これは妥当なものとして認識して賛成いたします。

議 長 他にありませんか。  
三浦議員。

6番  
三浦議員 私はこの条例の改正には反対の立場で討論をいたします。先程も福祉金給付条例の一部の改正についての反対の討論をいたしましたけれども、子育て支援には厚くという中で、こうした本当に弱者として飯島町の中で頑張っている皆さんへの施策を後退させるということは、飯島町に住む一人ひとりの住民の皆さんを大切にするという視点からは私はこうしたことはよろしくないというふうに考えております。飯島町の温かさが人を呼ぶというふうに私は、これから将来像を考えても大切な施策であるというふうに考えてお

りますので、反対をいたします。

議 長 他にありませんか。  
森岡議員。

5番  
森岡議員 私はこの原案に賛成の立場から少し意見を述べたいと思います。扶養ということはどういうことかと、あるいは福祉ということはどういうことかと、よくまあ私も言いますけれど、人を助けていくということは大切であります。またこのように手を差し伸べてほしいとこう思っている人もいます。で、結論から言いますと、福祉というものは大きいほどいいわけです。たくさん見ていただけることはありがたいことです。しかし、物には限度があります。大事なことは真に必要なところ、今どうしても手を差し伸べなければならないところ、あるいはそのことによって手を打つことによって将来にどのような大きな成果あるいは発展があるかと、まあ総合的に判断することが大事であります。部分観で見れば一つ一つ大切です。どれもこれも。しかし行政あるいは地域社会へ携わる者として、部分観だけではなく全体観を見てあるいは長期展望を見て、その上から判断していかなければ間違った方向へ行ってしまいます。正しい方向へ進めないんじゃないかなとこんなふうに思います。制度を作ったときその理念は正しいです。大切です。しかしそうした部分観だけに陥って全体が見られないと大変なことになっていく。これは議員として、一人ひとりの議員として大事なことじゃあないかなと思います。で、今度の予算措置ということは真に必要なことということでもあります。審議の段階でも、じゃあここに今、挙げられておる方々のどのどの部分が大変なのか。どこへ手を打てばどうなるかと、そこまで審議をしたわけがあります。で、そうした人には他の方法で援助をしていくべきだと、またそこには手厚いまた他の方法も考えるべきだというようなお話も出たわけがあります。で、今度立てたことは飯島町が自立をしていかなければならない。それには財源が必要だ。もう一度いろいろなことを見直して、その中から立ち上がっていきこうとそういうことで今、予算も立てられ、行政も運営されておるわけです。部分観と全体観の調和、これは健全財政をやっていく上には一番重要な項目であります。まあ今現在飯島町の財政状況、健全財政とは言えません。大変な危篤状態ですけれども、それを健全財政の方へ向け、自立した方向へ向けていくためにも、部分観・全体観を見てそして真に手を打たなければならないとこへはしっかりと打っていく、まあ他の言葉ですれば、まあある一面では身の丈にあった行政をしていかないと、行政運営をしていかないと大変なことになる。私はそんな思いで今回賛成をいたします。

議 長 他に討論ありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第15号議案飯島町重度心身障害者福祉年金条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。  
(賛成者起立)

議 長 お座りください。  
起立多数です。従って第15号議案は原案のとおり可決されました。

議長

日程第 9 第 2 4 号議案平成 1 9 年度飯島町一般会計予算  
日程第 1 0 第 2 5 号議案平成 1 9 年度飯島町国民健康保険特別会計予算  
日程第 1 1 第 2 6 号議案平成 1 9 年度飯島町老人保健医療特別会計予算  
日程第 1 2 第 2 7 号議案平成 1 9 年度飯島町介護保険特別会計予算  
日程第 1 3 第 2 8 号議案平成 1 9 年度飯島町公共下水道事業特別会計予算  
日程第 1 4 第 2 9 号議案平成 1 9 年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算  
日程第 1 5 第 3 0 号議案平成 1 9 年度飯島町水道事業会計予算  
以上平成 1 9 年度予算関係 7 議案を一括議題といたします。本 7 議案について予算審査特別委員長から委員会審査報告を求めます。  
松下予算審査特別委員長。

予算審査  
特別委員長

それでは予算審査特別委員会審査報告を申し上げます。去る 3 月 6 日本会議において本委員会に付託された第 2 4 号議案平成 1 9 年度飯島町一般会計予算、第 2 5 号議案平成 1 9 年度飯島町国民健康保険特別会計予算、第 2 6 号議案平成 1 9 年度飯島町老人保健医療特別会計予算、第 2 7 号議案平成 1 9 年度飯島町介護保険特別会計予算、第 2 8 号議案平成 1 9 年度飯島町公共下水道事業特別会計予算、第 2 9 号議案平成 1 9 年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算、第 3 0 号議案平成 1 9 年度飯島町水道事業会計予算、については 3 月 9 日及び 1 2 ・ 1 3 日に委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり第 2 4 号議案平成 1 9 年度飯島町一般会計予算については可決すべきもの、第 2 5 号議案平成 1 9 年度飯島町国民健康保険特別会計予算については可決すべきもの、第 2 6 号議案平成 1 9 年度飯島町老人保健医療特別会計予算については可決すべきもの、第 2 7 号議案平成 1 9 年度飯島町介護保険特別会計予算については可決すべきもの、第 2 8 号議案平成 1 9 年度飯島町公共下水道事業特別会計予算については可決すべきもの、第 2 9 号議案平成 1 9 年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算については可決すべきもの、第 3 0 号議案平成 1 9 年度飯島町水道事業会計予算については可決すべきもの、と決定したので報告致します。

なお審査の経過、その過程に出された意見について要約申し上げます。次代を担う子ども達の育成支援や町の活力を強力で推進する「子育てと活力で未来を拓く生きいき予算」として町長は 5 つの大きな目標を掲げてあります。その中でも特に「こども室」「子育て支援センター」等、子育て、福祉、若者定住促進、また新たな基盤整備事業等厳しい財政事情の下、総花的な予算でなく住民の福祉の充実、また安心安全のまちづくり予算であり高く評価するものであります。なお身の丈にあった行財政運営に努めていただき、健全なる財政運営も念頭に置く中で、町長以下職員一丸となり住民に心から信頼され、なおかつ未来に明るい展望と光の見える飯島町を目指した行政運営を行っていただくよう意見を付して、平成 1 9 年度予算審査報告といたします。

議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
松下予算審査特別委員長自席へお戻り下さい。

以上で平成 1 9 年度予算関係 7 議案にかかわる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。これから議案ごと討論・採決を行います。最初に第 2 4 号議案平成 1 9 年度飯島町一般会計予算に対する討論を行います。

先ず、原案に反対討論を行います。  
(なしの声)

議長

次に賛成討論を行います。  
織田議員。

1 1 番

織田議員

私は賛成の立場で討論申し上げます。よく財政運営は「入るを計りて出づるを制す」と言われます。また事に当っては最小費用、最小支出で最大の効果を上げるとも言われているわけでございます。平成 1 9 年度は高坂町長 1 期 4 年目の集大成の年であり、思い入れの強い予算編成だったと思います。また平成 1 9 年度は町がご案内のように自立の方向を定めて 2 年、中期総合計画後期計画の 2 年目、特に先程来ありました自立、行政改革の厳しい内容を持ったふるさとづくり計画の 3 年目に位置付けられた予算ということは、ご承知のご案内のとおりであります。この計画に沿って改革が進められていくのが道筋ですが、厳しい内容をそのまま進めるのではなく、予算編成で 5 つの重点施策を挙げ、その中で強弱というかメリハリ、特に必要と思われるものへの重点配分等の事業内容への予算付けになっていることを評価するものであります。

特に歳入で町税で増収見込みがあるものの、地方交付税や国庫補助金・負担金等の削減で 1 億 7, 3 0 0 万余の減少が予想される中で、こども室設置や子育て支援センターなどをはじめとする子育て支援、協働のまちづくり、新たなインフラ整備、補助や交付金事業取り組みによる地域振興や継続事業の実施などに、町長の考え方や施政方針に則った重点配分の予算付けがされていると思います。また行政改革面では人件費、補助金、負担金の削減や金品給付等の見直しをして、単年度で 2, 5 3 6 万余円の削減があり、痛みではあるけれども理解を得る形で努力したものと思われま。まちづくり交付金事業の着実な事業の進展を期待するものであります。福祉面で一部減ったものもありますが、先程来申し上げておりますように、真に必要なところに配分されておると思い、一概に福祉の後退と称するものでなく、財源組替えや別事業、新しい事業への移行で等工夫がみられておるわけでありまして、1 0 0 % のカバーということは望むことではない、カバーとまでは言えないまでも大多数の人をカバーできているものと思われま。福祉は重要であり一部の人でもおろそかに出来ないことではありますが、一部をもって全体を否定してしまうようなことがあればいかがなことかと思ひます。限られた収入財源なりで工夫され、生きいき予算になっていることを評価し、願わくば人口増活性化のため飯島町の特徴ある PR、近隣との連携、人材の活用、町民力の維持発展に更なる努力、尽力を願って賛成討論といたします。

議長

他に討論ありませんか。  
平沢議員。

4番  
平沢議員

私も本予算案に賛成の立場で討論をいたします。現在の当町に置かれている厳しいこの財源事情下にあっては、住民の全てが全て満足する予算を編成することは非常に不可能だと、あることはどなたも理解するところであろうと存じます。財源が乏しいだけに行政サービスの大幅な拡大はありませんが、ふるさとづくり計画策定から3年目の予算でもあります。そのような中であって財政の健全化を図りつつ、住民生活に真に必要な事業を選択し、強化する行財政運営は高く評価するものであると思います。特に先程申した重点施策の5項目、住民との協働のまちづくり、それから子育て支援、若者定住の促進、新しい基盤整備や地域振興、この安心安全なまちづくりはこれは活力ある創造に満ちたこの町の将来の礎を築くもので、体系を確立するものと私は認識しております。以上の理由をもって私は本予算案に賛成するものであります。

議長  
7番  
竹沢議員

竹沢議員。

町長から提案されました平成19年度一般会計当初予算につきまして、賛成の立場から若干の補強的な意見を述べて討論に参加したいと思っております。施政方針演説にも明らかなように同予算案は協働のまちづくり、またメリハリのある子育て支援やインフラ整備など高坂町長4年目の仕上げの予算と受け止めているところでございます。特に国土交通省の財政支援を受けてのまちづくり交付金事業は平成19年度から5ヶ年間の継続事業であり、本事業によりまして公共交通としての町内循環バス運行事業、安全安心まちづくりの田切・本郷公民館の耐震化事業、防災無線デジタル化事業、153伊南バイパスアクセス道路改良、そして私も職員時代に関わった念願の赤坂グリーンヒルの集会施設建設事業も実現するわけで、大変うれしく思っておるところでございます。一方この財源確保のため行財政改革ということで理事者、議員、職員の人件費の削減や補助金の見直し、金品給付の先程憂慮された見直し、負担金等の削減等によりまして約1億1,000万の財源を捻出しとるわけでありまして、すなわち、ふるさとづくり計画を忠実に実践していることにつきまして、評価をするものでございます。また財源不足を財政調整基金を取り崩すなどの苦慮も十分に理解をするところでございまして、総額うん10億うん千万のいわゆる税金が有効に使われ執行されることを願うところでございます。

ところでいくつか具体的な事業について意見を述べたいと思っております。とりわけへ新規事業の中で「子ども広場推進事業」に1,252,000円を投じて七久保地区をモデルに、聞くところによると、水曜日とりあえず文部科学省の財政支援を受け、平日の小学校下校時の時間帯の共働き夫婦などの希望する児童について、公民館を活用して受け入れる事業がスタートしようとしております。区長さんからも若干あのその後の経緯についてお伺いしたところでございますけれども、先般の特別委員会でも私延べましたけれども、本事業の実施につきまして、やはりこの地元の受け入れである地元の七久保区また関係のお父さんお母さん保護者等にも十分この趣旨が伝わっているというふうには受け止めておりませんし、また運営について住民協働で実施したいというふうになると思いますが、その部分の不十分さがあるのではないかとこのように思うわけでありまして、今後十分地元の皆さんに説明をして、この事業が充実しますように、また地元の皆さんに実施してよかったと、子供が健全に育てるという環境ができたというふうに言われるように努力をしていただ

きたいということを申し上げたいと思います。それから現行学童クラブ事業ですが、これも430何万円ほどで増額して充実ということでもありますけれども、町民の目線から見ますと現状受け入れている世帯のですね生活実態からして、例えばおじいさんやおばあさんがいるような世帯の児童を受け入れるため、タクシーを年間約50万も投じていると、こうした事業について町民の皆さんからの批判があるということをおし添えておきます。すなわちこの受け入れ基準ですね、こうしたものを見直す必要があるのではないかとこのようにも思いますし、七久保のJAのところにもそれに関連した施設もあるということで、そうした問題も含めて申し上げておきたいというふうに思います。

次に新規事業で「子育て応援券事業」ですが、まあ100万円を投じまして、子育て中の皆さんに支援していくということでもありますけれども、子育てするお母さんに聞きましたところ、現状ではですね子供用品ちゅうのは、例えばベルシャインですとかアピタだとかそういうところに品数が豊富でありますので、そういうところへ買いに行く。また松本や諏訪には専門店がありまして、そういうところへ行くそうであります。本制度は飯島町の商業者のための有効な事業だということには思いますが、例えば離乳食、幼児用の衣類、オモチャ、食器など、すぐそうした商品が飯島町のどこへ行ったらあるのかということでもあります。私も実は孫の誕生日のお祝いに、あるオモチャを飯田市まで買いに行ったんですが、あの当町には売っていないからであります。まあこうしてこのオモチャを私が与えたこと自身がいいかどうかは別の問題としまして、こうしたあの事業をですね、成就させるために商業者への商品の確保ということについて、行政でも指導していく必要があるのではないかとこのように申し上げておきたいというふうに思います。

私は今までの議会活動を通じまして、政策を一般質問という手段を通じまして提言をしてきたところであります。課題別に関係する町民の方にも議会傍聴をしてもらい、まあ共々に学習をしてきたつもりでございます。例えば、課題によりまして区会議員の皆さんとか、耕地の関係する総代さんですとか、安協の役員とかまあいろんな方をお願いしたわけでありまして、これからの住民協働というか、住民参加のまちづくりというのがまあ大切な手法でありまして、今回の当町の予算にもありますけれども、国や県の新しい政策を末端市町村は受け入れて共々にまあやっていく義務・責任はあるわけですが、この上位下達の仕組みの中でその政策を町が十分咀嚼（そしゃく）をして、住民とおおいに議論を交わして事業を立ち上げていくという、そういう作風が今求められているというふうに思うわけであります。町長が常に述べているところの住民の目線で行政を司るということは極めて重要であるわけでありまして、職員と町長が一丸となって議決されるであろう平成19年度予算を今一度原則に戻って実践されることをお願い申し上げ、本案に賛成の立場での討論といたします。

議長  
8番  
坂本議員

坂本議員。

賛成の立場で意見を述べさせていただきます。今年度の予算編成は歳入である地方交付税や関連する臨時財政対策債が昨年を大幅に下回ることとなり、苦しい財政運営の中、子育て支援、若者定住に重点を置き、農地の保全あるいは農業者の支援の農地・水・環境保全向上対策事業に力を入れられたことを評価いたします。が、依然として新事業であり防災無線デジタル化工事、公共下水道工事が大きく予算を取る中、更なる入札の透明化に努

議長

6番  
三浦議員

め、すべての歳出における削減に努力をされたいと望みます。そして福祉においては国の政策がどんどん変わる中で、住民に対して丁寧でわかりやすい説明と住民側に立った視点でのサービス提供に職員が努められたいと望みます。

他に討論ありませんか。  
三浦議員。

平成19年度一般会計予算案に、私は積極的とは言えませんが賛成をしたいというふうにあります。厳しい財源の中で来年度予算の編成にあたっては職員の皆さん大変にご苦労をされたという様子が現れた予算だというふうに思い、敬意を表するものです。いくつかの私は意見を付して今回の予算について賛成をすることといたしました。町長は施政方針で飯島町に暮らす全ての町民の皆様が安心して日々の生活を営み、幸せと生きがいを感じることでできる地域づくり、まちづくりを行うことが私の使命であると思っております、このように述べておられます。そういう中で私は今回残念でならないのは、飯島町福祉金条例と飯島町重度心身障害者福祉年金条例の一部を改正する条例が採択をされて、来年度も削減をされていくということでありますが、しかし、ふるさとづくり計画では平成18年度廃止であったそうした施策でありましたが、維持をしなげらると、そういう中では社会的に立場の弱い方々を行政の立場から、お金の問題だけではなくて精神的にも支援をする町の福祉の重要な私は施策であるというふうに考えておまして、今後廃止をするというふうなことをせず、ぜひ継続をしていただきたい事業として、この場をお借りしてお願いをしておきたいと思っております。やはり人に優しい行政というものの子育てだけではなくて、あらゆるところに心配りのできる温かいものが、また新しく人々を呼ぶ、そういうふうには私は考えておまして、これ以上の削減は、廃止などはすべきではないというふうには考えておきますので、是非心に留めておいていただきたいと思っております。

それから、まちづくり交付金事業を取り入れました堂前線の整備についてでありますけれども、住民の皆さんの中には必要性について賛否両論がございます。将来構想について住民の皆さんの十分な論議の中で、将来構想を将来像を描きながら、取り組んでいくということがこれから非常に大事な事業になってくると思っておりますので、是非そうした場を多く設けていただいてまちづくりができるように取り組んでいただきたいというふうに考えております。

それから、入札制度についてでございます。住民の皆さんの税金が有効に使われることが非常に大事なことでありまして、大きな事業であればあるほど落札率が財政に大きな影響を与えるという内容であります。国の方針もあります、先ず住民の利益が最優先のという形で今後の検討を是非していただき、住民の皆さんの税金が有効に使われるような配慮をお願いしたいと思います。また、元請けの業者の皆さんを町内業者の方にすることは非常に町の業者の皆さんの経営を支援することでは大切なことだと思いますけれども、そういう中で下請けの業者の皆さんも町内業者の方を優先的に採用することなども検討をいただき、町の住民の皆さんの税金がまた還元されるような仕組みづくりを是非検討をしていただきたいと思っております。それから飯島町の活性化のためにも住民の皆さんの多くの知恵や力を、このまちづくりに是非生かすそうした仕組みづくりや、そうした声が生かせる場を是非今後とも多く持っていていただいて、町の活性化に取り組んでいただきたい

議長  
5番  
森岡議員

いというふうに意見を申し述べまして賛成をすることといたしました。  
森岡議員。

本予算に賛成の立場から少し意見を申し上げて賛成したいと思います。こうした話は実は決算時にすることが多いわけですが、不用額とそれから減額修正とまあ予算執行上のことについて若干申し上げたいと思っております。あの不用額これはいろいろな取り方があります。努力して効果的にその予算を使いお金を残したと、まあこれが一番望ましいわけでありまして。もう一つはまあ努力できなんだ、あるいはその目標が達成されなんだということによって不用額になったということでもあります。まあ決算時に行くとそのことがどうだこうだと取りざたされるわけですが、もう一点は減額補正であります。目的を立ててやってみたけれども、それまで達しなかった。あるいはまああのもう一点はいろいろの事業変更とか目的変更とかあるいはそうしたやむを得ないものもありますけれども、中にはその政策が徹底されなくて、住民に徹底されなくて需要に答えられなかったと。まあこんなことで減額補正をし、まあそのお金は次へ使っていきますけれども、当初予算時にはこれこれこういうわけだと大きな目標を立てて結果的にそれができなかったということで、それは看板倒れということになるわけですから、予算時にはその目的でやることを認めて予算を計上しました。しかし途中の努力が足りなかったというか、途中の経過によってそれが使われなかったということは、これはまあ大変残念なことでもあります。こうしたことを結果として言うのではなくて、まあこれから予算執行上の中で是非考慮し注意して進めていっていただきたい。立てた予算その目的が達成されるような執行状態、あるいは努力して不用額を出して次への財源確保にしていっていただくことはこれは大事だと思います。まああの例えて言うなら今度の町長の施政方針演説の中でも、実質公債費比率、まあこれからは起債残高、借金に対してどう見るか、トータル的に各総予算の中でどういうふうな収支比率になっておるかということを見て、今年度は13.4%ということで県下の中でも下の方にあると、少ないと、他の言葉を借りれば健全だともいっていませんけれどもそういう位置にあるというようなお話もあったわけですが、この推移を見ますとまあ全般において大きな公共事業もやり、大きな負債もあるわけですが、これがこれから償還にだんだん入っていくと、で、実質公債比率が18%、今13.4%ですので18%というのはこれは要注意、危険だと、考えろと、まあこういわれる数字が18%だと。飯島町がそれに到達するのが21年か22年、こんなふうに財政の方では見ておるわけですが、まあこれは大変なことで到達したから下がってくるのではなくて、傾向としてはそれからぐんぐん上がっていくというような傾向にあるわけですが、ということはそうならないように前半に今から注意をしていかなければならないし、そのための財源も確保その方法と財源確保しなければならぬと、まあそんなような実態がありますので、予算執行に当たっては十分その目的を達成しながら、できるだけ、まあこの前も町長、財調を使ってもそれを戻せるような財政運営をしていきたいと、こう申しておりましたけれども、そのように努力していただきたい。そんなことを申し上げて賛成したいと思います。

議長  
議長

他に討論ありませんか。  
(なしの声)  
討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第24号議案平成19年度飯島町一般会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 お座りください。  
起立全員です。従って第24号議案は原案のとおり可決されました。

議長 次に、第25号議案平成19年度飯島町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。先ず原案に反対討論を行います。

(なしの声)

議長 次に賛成討論を行います。  
平沢議員。

4番  
平沢議員 私は本予算案に賛成の立場で討論いたします。保険税負担はこれは軽い方が望ましいこととありますが、この国保会計というこの会計のこの性質上から考えまして、国庫支出金と被保険者の負担によって示されているものでありますので、医療費と税負担はこれ比例しております。ですから、医療費が多くなれば税負担も多くなると、こういう状態になると思われま。只今現在に置かれているこの状況から判断すれば、これは最善の予算と評価すべきと考えます。よって私は本予算に賛成するものであります。

議長 他に討論ありませんか。  
三浦議員。

6番  
三浦議員 賛成の立場から、いくつか意見を申したいと思います。国保の税率の改定によりまして、滞納者が今後、今でも年々増えているという状況の中で一層増えることが予想されます。そういう中で医療についてはだれもが安心して受けられるような体制が必要でありまして、今まで以上にやはり住民の皆さんの生活実態や滞納の問題などを把握をしていただいて、配慮をした対応を今後とも強く求めるものです。特にこの国保会計については病気の早期発見や早期治療ということが以上に大きく影響をしておりますので、是非予防医療には力を入れていただき、検診のしやすい体制作りや検診の推進を一層進めていただきたいということと、それから平成20年から検診の制度が大きく変わってまいります。そうした中で個人の責任にならない本当に町ぐるみで健康づくりに取り組めるような準備を是非今年度進めていっていただきたいということ。もう一つは、やはり国保会計につきましては国の国保に対する負担の率がだんだん下がってきているという中で、行政、町に対しても非常に負担が、住民に対しても重くなっているという現実がありますので、負担率をもとに戻すようなそうした申し入れを是非強めていただきたいというふうに申し上げまして、賛成といたします。

議長 他に討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第25号議案平成19年度飯島町国民健康保険特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第25号議案は原案のとおり可決されました。

議長 次に第26号議案平成19年度飯島町老人保健医療特別会計予算に対する討論を行います。先ず原案に反対討論を行います。

(なしの声)

議長 次に賛成討論を行います。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第26号議案平成19年度飯島町老人保健医療特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第26号議案は原案のとおり可決されました。

議長 次に第27号議案平成19年度飯島町介護保険特別会計予算に対する討論を行います。先ず原案に反対討論を行います。

(なしの声)

議長 次に賛成討論を行います。  
三浦議員。

6番  
三浦議員 それでは賛成の立場からいくつか意見を申し述べて賛成したいと思います。介護保険制度が改正をされまして、町内には必要な介護が受けられない人も現実に出てきております。国に対して介護保険の導入時の目的に沿った安心した地域の中で介護が受けられる、また介護する家族の方々も安心して生活できるような仕組みがこの制度にとっては必要なことだと思いますので、町内の介護の実態をしっかり把握をして、国に対して必要な改善を求めていただくように要望いたしまして賛成といたします。

議長 他に討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第27号議案平成19年度飯島町介護保険特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第27号議案は原案のとおり可決されました。

議長 次に第28号議案平成19年度飯島町公共下水道事業特別会計予算に対する討論を行います。先ず原案に反対討論を行います。

(なしの声)

議長 次に賛成討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第28号議案平成19年度飯島町公共下水道事業特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第28号議案は原案のとおり可決されました。

議長 次に第29号議案平成19年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算に対する討論を行います。先ず原案に反対討論を行います。

(なしの声)

議長 賛成討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第29号議案平成19年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第29号議案は原案のとおり可決されました。

議長 次に第30号議案平成19年度飯島町水道事業会計予算に対する討論を行います。

先ず原案に反対討論を行います。

(なしの声)

議長 次に賛成討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第30号議案平成19年度飯島町水道事業会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第30号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第16 請願・陳情等の処理ついてを議題といたします。去る3月5日の本会議において、所管常任委員会へ審査を付託した請願・陳情等について、お手元に配布のとおり総務産業委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。

議事進行についてお諮りします。各、請願・陳情等の審査については、これから委員長より一括して委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、討論採決をしたいと思っております。異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

これから委員長報告を求めます。

松下総務産業委員長。

総務産業  
委員長

それでは総務産業委員会審査報告を申し上げます。去る3月5日本会議において本委員会に付託されました、19請願第1号「公共工事における賃金と確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める件については、3月6日委員会を開き、説明員として本請願書提出紹介議員、竹沢秀幸議員より説明を求めました。内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定したので報告致します。

なお審査の経過、その過程に出された意見について以下申し上げます。説明の中で飯島町の建設業を営む者は大小合わせて67社、それから従事者・従業員377人という説明がありました。それでILO国際労働機関による批准はどうなっているのかに対して、ILOによる批准をなされておるのは世界で59カ国批准をしているということですが、日本はこの条約の批准はしていないということですが、建設業の健全な発展をするためには賃金の確保をするのは当然だと思う。働く対価を正當に評価していただくのは当然。そのような意見が出されました。

続いて19陳情第1号日豪EPA（経済連携協定）/FTA（自由貿易協定）交渉に対する陳情書については、3月6日委員会を開き、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定したので報告いたします。

なお審査の経過、その過程に出された意見について以下申し上げます。日本農業を守るためにも陳情どおり採択すべきものと思う。日本の安全保障という観点からみても重要なことです。等の意見が出されました。

19陳情第2号「公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書」提出に関する陳情については、3月6日に委員会を開き、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり不採択すべきものと決定したので報告いたします。なお審査の経過、その過程に出された意見について以下申し上げます。民間委託が悪いとばかりは言えない。民間委託はできることから進めるべき。郵便事業も今のところ全然支障をきたしていることはない。民間委託開放した場合、利益の追求だけを求め国民・住民のためにはならない。民間委託されると国民の権利保護が守られるのか心配。等の意見がありました。以上でございます。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 (なしの声)  
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。総務産業委員長自席へお戻り下さい。  
以上で請願・陳情等の処理にかかわる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。  
これから案件ごとに討論・採決を行います。

先ず、19請願第1号「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める件について討論を行います。討論はありませんか。

議長 (なしの声)  
討論なしと認めます。これで討論を終わります。19請願第1号「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める件について採決します。この採決は起立によって行います。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

議長 (賛成者起立)  
お座りください。  
起立全員です。従って19請願第1号は採択することに決定しました。

議長 次に19陳情第1号日豪EPA(経済連携協定)/FTA(自由貿易協定)交渉に関する陳情について討論を行います。討論はありませんか。  
織田議員。

11番 織田議員  
私はこの陳情に対して全面的に賛成する立場で討論申し上げます。ただいま豪州オーストラリアよりハワード首相が来日中であります。経済協力協定についてどういうふうに進めるか今、日程を練っているわけでございます。まあその中でご案内のようにFTA更にその自主的な中での経済連携ということ言えばEPAの交渉もこれから始めるということで、交渉を4月統一地方選挙の済んだ翌日の23日に第1回を始めて、それから7月にかけてEPAの交渉をしていくということでございます、これはあの豪州は最大大きなアメリカと並ぶ農業国であります。それでそうした内容の輸入の関税が今のまんま無秩序の形で、ただ経済効率優先というようなだけで解放されてしまいますと、誠に今、集落営農を含む日本の農業が新しい農業施策で新しい構築が始まったばかりでございます。こうした中で一生懸命、水・環境・緑あるいは集落営農だ品目だと言っている、障子や建具や部屋の配置を議論しとってみても、屋台骨の大黒柱をガサガサ揺すったり損傷してしまうようなことになっては大変なことであります。ということと同じように考えられるわけでございます。そんな訳で、乳製品、砂糖、小麦、それからあの乳製品、小麦、砂糖、牛肉等の4品目が日本で関税が撤廃されますと、8,000億円を超える農業ダメージを受けるということでございます。そうしますと、これはあの単に農業者のみならずでなくて、消費者それからいろんな経済界の関係も含む中で、日本全体のこの経済構造やら就業、いわゆる失業問題を含む就業構造にも影響をしてくる非常に大きな問題でありますので、WTOという世界の貿易自由の流れは大切でありますけれども、その中でやっぱりその国そ

の国の基本となる、特に食糧などについては相当な意味での確保ということが大事じゃないかと思えます。今日のように異常気象が変動されたりする中で、いったん食糧が輸入、いわゆる食糧戦略としての輸入品目、いろんな関税等撤廃でそうした食糧戦略の場に出てしまいますと、やはり自給力の低下と国民の食生活が安定的に供給されないという非常に不安な状態が想定されるわけでありまして。今後、世界の流れは良とするわけでございますけれども、やはり最低限の内容とその国の立地条件なり、それからその国の産業を大きく減退させていくようなふうになっては大変困ると、そんな面から私はこの内容について陳情について賛成するものでございます。参考までには長野県でも130億円くらい影響するというようなふうに言われております。強いて言えば町内の農業にも影響していくわけでございます。以上をもって賛成の討論といたします。

議長 他に討論はありませんか。

議長 (なしの声)  
議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。19陳情第1号日豪EPA(経済連携協定)/FTA(自由貿易協定)交渉に関する陳情について採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採決することに賛成の方は起立願います。

議長 (賛成者起立)  
議長 お座りください。  
起立全員です。従って19陳情第1号は採択することに決定しました。

議長 次に19陳情第2号「公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書」の提出に関する陳情について討論を行います。討論はありませんか。  
三浦議員。

6番 三浦議員  
私はこの陳情に対して賛成をする立場から討論したいと思います。委員会では不採択とすべきものというふうになりましたけれども、私はこの陳情の内容を見るにつけ、民間に委託はできるというふうになる国や地方自治体の一部の事務事業が行われた場合に、私たち国民の権利の保障ということについて、安心安全については非常に、このことについては様々なニュースの中でも出てきますが、情報については場合によっては大きな情報が社会の中に漏れていくというようなことも実際に現実の中で起きています。非常にこういうことについても危惧するものであります。また導入するという場合に当たっては、やはり住民、国民の意見が反映されるような内容で民間に導入されていかなければならないということがありますので、安易なやはりこうした民間開放については疑問を抱くものです。また今、労働者の皆さんの賃金は非常に派遣業界などの実態もありますが、ワーキングプアといわれるような生活保護基準以下の賃金で生活をしている方が非常に増えているという国の中の実態であります。そういう中で民間が入ってきて賃金の競争というような効率を求めるような状態が生まれてくれば、またそういう中で賃金格差に

一層拍車が駆るといふうに私は感じるものでありまして、国に対して公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の安心・安全の確立を求める意見書を提出に関するこの陳情は必要な、飯島町の議会としても意見書を上げるべきものと考えておりますので賛成をいたします。

議 長 他に討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。19陳情第2号「公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書」の提出に関する陳情について採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。本陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 お座りください。起立少数です。従って19陳情第2号は不採択とすることに決定しました。

議 長 日程第17 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題といたします。会議規則第72条の規定により、お手元に配布のとおり総務産業委員会及び社会文教委員会における所管事務調査のため、議会閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りします。申し出の事件について議会閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って本件については各委員長から申し出のとおり決定しました。

議 長 ここで休憩をとります。再開時刻を10時50分といたします。休憩。

午前10時37分休憩  
午前10時50分再開

議 長 休憩を解き会議を再開します。ただいま内山淳司議員他から議案2件が提出されております。お諮りします。本案を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思います。異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って議案2件を日程に追加し議題とすることに決定しました。

議 長 追加日程第1 発議第5号「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定など、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

(議案朗読)

事務局長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

1番 内山淳司 議員

1番 内山議員

それでは公共事業における賃金等確保法(仮称)の制定など公共事業における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書提出を求める件につきまして、その趣旨説明をさせていただきます。建設現場で働く県内の労働者は約90,000人、建設業者は約15,000社を数え、飯島町では371人67社があり、地域の経済活動と雇用機会の確保に貢献をしております。しかしながら建設業における元請けと下請けという重層的な関係の中で、仕事量の変動が直接施工単価や労務費の引き下げとなり、建設業者の生活は不安定となっております。国では公共工事の入札及び契約が適正化の促進に関する法律が、先程も話がありましたように、平成12年11月に公布され13年2月16日に施行となっておりますが、建設労働者の賃金・労働条件の確保が適切に行われることという付帯決議が国会でなされております。現在公共事業の発注・受注に際しては、層化方式に基づいた契約が行われております。この層化方式は、工事を行うために必要な費用は労働者に対する賃金や福利厚生費も、更に実際に使用される材料費などすべて一緒にして合計金額の中で契約する方式であります。受注した建設業者がその費用をどのような内容で使おうと全くおかまいなしという状態にあります。しかも、現在の建設業は重層下請構造で成り立っております。そして一つの事業に何段階も建設業者が入り組んで仕事を請負い、次の下請け業者に仕事を降しているという状態であります。そのような形の中で正当な利益を産み出しにくい仕組みになっております。今回上伊那建設労働組合代表者 保科幸雄組合長から公契約法(条例)でございますが、制定の意見書を国に対し提出して下さるようとのお願いがありました。この公契約法(条例)は地方自治体が発注する公共事業において、例えば何次の下請けであっても、その現場で働く全ての労働者に対して、あらかじめ国や自治体が積算した額以上の賃金を支払わなければならないという、賃金の最低基準額が保証される法律であります。そこで建設業を健全に発展させ、工事における安全や品質の確保と共に、雇用の安定や技術能力労働者の育成を図るために、公共事業における新たなルールづくりが必要であるといえます。そして国においては建設労働者の適正な労働条件と公共工事の品質を確保するため、以下の処置を講ずるよう要望します。

1つとして、公共事業において建設労働者の適正な賃金が確保されるよう、公契約法の制定を進めることと。2つとして公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の付帯事項の実行ある施策を進めること。この意見書提出を求める中につきまして、県につきましては平成17年12月長野県議会において提出・採択を初めといたしまして、平成18年3月、6月、9月、12月県下各市町村においても28議会が採択されています。わが飯島町議会におきましても、この趣旨をご理解いただきまして、内閣総理大臣宛の意見書を提出できますよう、議員各位のご賛同をお願い申し上げまして提案の説明といたします。

次に本案に賛成者の意見を求めます。

5番 森岡一雄 議員

5番 森岡議員

それでは賛成の立場から申し上げたいと思います。提出者の趣旨説明に尽きるわけでございますが、現況としては建設業界の現況は重層下請制度というような構造になっており

ます。下請けのため結局、しわ寄せは末端業者や現場労働者のところへ行くというのが現状でございます。まあそこで、しわ寄せによる問題点としては低賃金あるいは長時間労働、それによって技能労働者の離職あるいは若年労働者の確保・育成の困難という問題が起こっているのが現状であります。で、請願書にありましたように、そのために契約時に労働者の賃金を明らかにし、その賃金が労働者に確実に支払われる制度、そうしたものの確立が必要であり、そのような法律を作っていただきたいということが趣旨でありまして、結果としては建設業の雇用の安定あるいは技能労働者の育成、工事の安全、品質の確保、企業経営の近代化、業界体質の健全化の実現とこうした結果が得られるということであり、賛成するものであります。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
発議第5号「公共工事における賃金と確保法」(仮称)の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出について採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って発議第5号は原案のとおり可決されました。

議長 追加日程第2 発議第6号日豪EPA/FTA交渉に対する意見書の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

(議案朗読)  
議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。  
7番 竹沢秀幸 議員

7番 竹沢議員  
日豪EPA/FTA交渉に関する意見書の提出につきまして提案理由の説明を行いたいと思います。日豪経済連携協定EPA及び日豪自由貿易協定FTA交渉を早期に求めるというのはオーストラリア政府でありまして、実は日本の日本経済団体連合会(経団連)、日本商工会議所それから日本貿易会などがこのことを願っているわけでありまして、何故かと申しますと、この3団体が昨年の9月19日に提言を出しています。日本と豪州の2国間の関係でありますけれども、日本の産業、消費生活に欠かすことのできない石炭、天然ガス、鉄鉱石、ウラン、そして牛肉・乳製品、小麦、大麦、砂糖などを輸入する一方、日本から自動車ですとか機械などの工業製品を輸出する関係に2国間があるわけでございます。2005年の1月にはアメリカとオーストラリアの自由貿易協定FTAが発行されまして、オーストラリアでビジネスを行うところの日本企業はアメリカ企業との競争上、また関税や投資条件の面では不利な状況に置かれているという現状もあるわけでありまして、わが国といたしましては単にこの貿易の自由化にとどまらない包括的な日豪間の経済連携

協定EPA締結によりまして、2国間の経済環境を一層強化して第3国に比べ不利な状況を解消するために、特にオーストラリアと日本との経済連携協定EPAの締結を熱望しておりますところのオーストラリアが、そういう熱が高いので、この好機にこのチャンスにこの交渉を早期に行うべきだということで動いているわけでありまして、具体的には今年の4月から交渉が始まるということを予定されておるわけでありまして、ただしこの同3団体の提言の中でも述べておりますけれども、とりわけ今意見書にかかわる農林水産物につきましては、同3団体はオーストラリアの農業は規模・効率性の面で日本農業とはけた違いでありまして、わが国農業が急激な自由化によりましてオーストラリアとの競争にさらされることになりまして、現在わが国が進めておりますところの農業構造改革に就きましても頓挫しかねないということで、敏感かつ慎重に対応すべきとも述べているところであります。さてそこで、日豪経済連携協定EPA及び日豪自由貿易協定FTA交渉に対しまして、オーストラリア政府は関税撤廃を強く主張することが予定されておるわけでありまして、オーストラリアの政府の要求どおりにこの農産物の輸入関税が全面的に撤廃するようになるのであれば、政府の試算では肉牛、酪農、小麦、大豆の主要4分野で約800億円もの打撃を受けまして、関連産業や地域経済への影響を含めると3兆円規模にもなるとされているところであります。基幹産業である農業に取り組んでいる北海道でございますけれども、関税撤廃となれば14万人が失業されるというふうにされておりますし、また地域経済の崩壊につながります。北海道庁の試算によりまして、この協定が締結されると北海道内の損害が約1兆4,000億というふうに見込まれておりまして、本県でも30億円の影響があるというふうにされておるところであります。北海道では高橋はるみ道知事はじめJAを中心にして各界トップが一堂に会し、シンポジウムや各集会を開催するなどしてこの問題に取り組みをしているところでございますし、地元JA上伊那につきましても署名活動を現在取り組んでいる状況にあります。本意見書は日豪経済連携協定EPA及び日豪自由貿易協定FTA交渉のうち、農産物貿易において日本農業に多大な影響を与える重要品目の交渉除外、同交渉中断と併せまして、農産物貿易交渉は農業農村の多面的機能の発揮と国内自給による食糧安全保障の確保を基本とすべきでありまして、各国の多様な農業が共存できるような貿易ルールの確立が求められているところでございます。飯島町議会の名において関係大臣への意見書提出ができますよう賛同を願い、議決を賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

議長 次に本案に賛成者の意見を求めます。  
6番 三浦寿美子 議員

6番 三浦議員  
それでは竹沢議員の提案に対して賛成の意見を述べさせていただきます。今日の日本の農業と農業者の皆さんの置かれている状況は年々厳しさを増してきており、先行きがどうなってしまうか不安が募っています。また私を含めた消費者である皆さんは安心して安全な食糧が国内で生産されることを望む声が大きくなってきております。にもかかわらず政府は食糧自給率を上げる必要があると言い続けながらも、海外から米を輸入しているという状況にあります。飯島町でも優良な水田を減らしたり、また更には転作の作物までもが条件が付くなどして、担い手づくりや農地の保全、水・環境など町の将来にかかわる重大な問題も起きてきております。こうした中で日豪EPA/FTA交渉が合意されることになれば

ば日本の農業が壊滅的な打撃を受けることは明らかであり、合意するという事は日本の農政のあり方に納得ができないというふうには思っているところであります。こうした財界の利益のために日本の農業を犠牲にしてはならないというふうに感じるところであります。最近のニュースでは今年オーストラリアは非常に干ばつによって、米で言えば前年比の99%の減収となるという見通しであるというふうには伝えられております。安定的な供給を見込めないそうした国に、日本の主要な産業であるそうした農業生産を任せて、日本の農業を破壊するなどということはあってはならないというふうには思っております。竹沢議員の提案に賛成をするものです。皆様方の賛同をお願いいたします。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
発議第6号日豪EPA/FTA交渉に対する意見書の提出についてを採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って発議第6号は原案のとおり可決されました。

議長 以上で本日の日程は全部終了したので会議を閉じます。  
ここで町長から議会閉会のご挨拶をいただきます。

町長 それでは3月議会閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。去る3月5日から11日間の日程で開催をされました3月議会定例会、議員各位には本会議並びに予算審査特別委員会、常任委員会を通じて慎重審議を煩わし、連日に亘るご苦勞に対し心から敬意と感謝を申し上げます。特に今定例会は真に自立し持続可能なまちづくりを目指して、次代を担う子ども達の育成支援や町の活力を強力に推進することを重点施策といたしまして、「子育てと活力で未来に拓く生きいき予算」としての位置付けた平成19年度各会計予算を始め、その関係条例、また欠員となっておりました教育委員等の人事案件、新たな制度としての副町長を置く条例など数多くの提出議案につきまして、いずれも原案のとおり可決決定をいただきましたこと、特に一般会計を始めとする新年度予算につきましては、7議案全て全会一致で可決をいただきましたことに心から厚くお礼を申し上げます。また一般質問では7人の議員から質問をいただき、町の発展に向けた町政への取り組みなど広範な行政課題に対して質問並びにご提案もいただきました。これら議会審議中にいただきましたそれぞれの貴重なご意見を真摯に受け止め、私以下職員一丸となって厳しい中にも活力ある街づくりのために専心努力をしまっている所存でございます。議員はじめ住民各位の今後一層のご理解ご協力を節をお願いを申し上げます。

さて記録的暖冬でありましたが、ここにきて少し寒さも戻りぎみで、桜のつぼみも足踏

み状態でございますけれども、それでも今年の開花は例年より相当早まりそうだというふうに報じられております。春は別れと出会いの季節でもございます。卒業・卒園、入学・入園、大人の社会では職場を始め様々な場での送る人、送られる人、迎える人、それぞれの感慨と希望を抱きながら時が移ってまいります。改めて平成18年度の町政運営にご協力をいただきましたことに心から感謝を申し上げ、来る19年度が災害もなく未来に拓かれたみんなで作る自然豊かなふれあいのまちづくりが進められるよう祈念をいたしつつ、これに向かって職員と共に精一杯頑張りたいと思います。

最後になりましたが、大変ご多忙の中、今定例会にご出席をいただき審議をご傾注いただきました、河野教育委員長さん、林代表監査委員さんに心からお礼を申し上げます。終わりに議員各位には時節柄健康にはくれぐれもご留意の上、一層のご活躍を心からご祈念を申し上げます。議会閉会のごあいさつといたします。大変にお世話になりました。

議長 以上をもって、平成19年3月飯島町議会定例会を閉会します。

午前11時23分 閉会

上記の議事録は、事務局長 小林廣美の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署名議員

署名議員